

(仮称) 旧上瀬谷通信施設地区
土地区画整理事業

環境影響評価方法書

【要約書】

令和2年7月

横 浜 市

本書に掲載した地図の下図は、国土地理院発行の電子地形図 25000 又は電子地形図 (タイル) を加工して作成したものである。

はじめに

旧上瀬谷通信施設地区は、平成27年6月に返還された米軍施設跡地であり、民有地、国有地、市有地を合わせ、約242haに及ぶ首都圏においても大変貴重な広大な土地です。

戦後約70年間米軍施設として使用されてきたため、長年にわたって自由な土地利用が制限されており、市街化が抑制されてきました。そのため、横浜市郊外部の活性化や地権者の生活再建のためにも、将来の土地利用に必要な道路等の都市基盤や農業基盤等の整備を行い、迅速かつ計画的にまちづくりを進める必要があります。

(仮称)旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業は、豊かな自然環境や広々とした農地景観が保たれている環境特性や交通アクセスの優位性を生かし、都市農業の振興と都市的土地利用を両立させた土地利用を進めることで、郊外部の再生に資する新たな活性化拠点の形成を図るものです。

本事業は、「環境影響評価法施行令」(平成9年12月政令第346号)第1条に定める第一種事業に該当することから、「環境影響評価法」(平成9年6月法律第81号)第3条の2に基づき、「土地区画整理事業に係る計画段階環境配慮書作成の技術手引き」(国土交通省都市局市街地整備課平成25年11月)を参考に、計画段階環境配慮書として取りまとめ、令和2年1月15日に公告するとともに、横浜市長宛てに送付しました。また、令和2年2月14日まで縦覧を行いました。

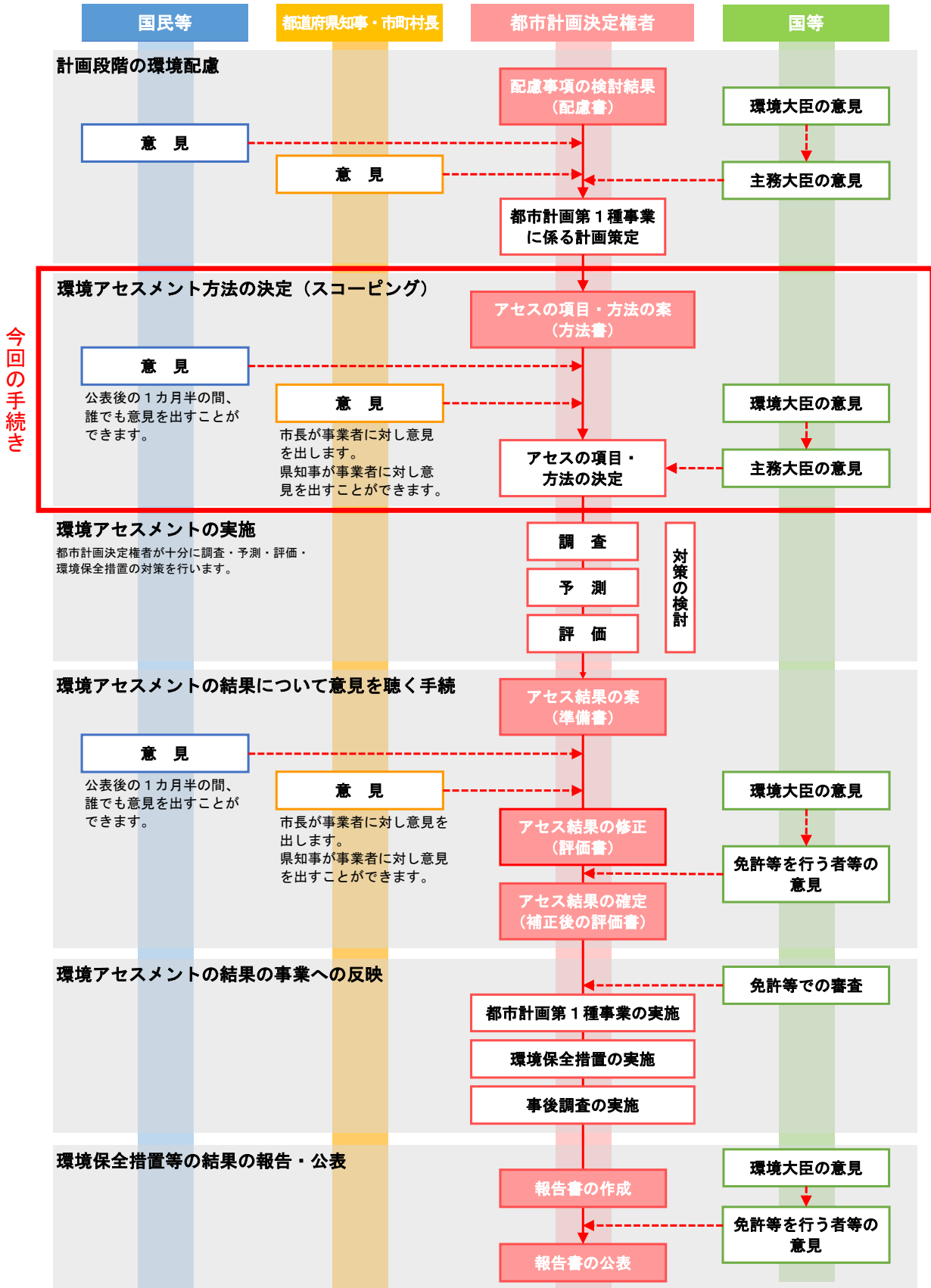
今回、計画段階配慮事項等を踏まえて、「環境影響評価法」(平成9年6月法律第81号)第5条に基づき、都市計画対象事業に係る環境影響評価を行う方法を記載した環境影響評価方法書として取りまとめました。

なお、「環境影響評価法」(平成9年6月法律第81号)第38条の6第1項に基づき、環境影響評価その他の手続は、当該都市計画に係る都市計画決定権者が当該第一種事業を実施しようとする者に代わり行います。

今後、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について環境の保全の見地からの意見を求めるため、公告し、縦覧に供するとともに、インターネット等による公表及び説明会の開催を行います。いただいた意見を勘案し、検討を行ったうえで、本事業に係る環境影響評価を進めてまいります。

なお、本書の作成にあたって、環境影響評価の対象となる都市計画対象土地区画整理事業については「都市計画対象事業」と記述することとし、「都市計画対象事業」の実施が想定される区域については、「対象事業実施区域」と記述することとします。

環境影響評価の手続の流れ



今回の手続き

環境アセスメントの実施

都市計画決定権者が十分に調査・予測・評価・環境保全措置の対策を行います。

環境アセスメントの結果について意見を聴く手続

意見
公表後の1カ月半の間、誰でも意見を出すことができます。

意見
市長が事業者に対し意見を出します。県知事が事業者に対し意見を出すことができます。

環境アセスメントの結果の事業への反映

環境保全措置等の結果の報告・公表

注1：「免許等を行う者等」には①免許等をする者のほか、②補助金等交付の決定をする者、③独立行政法人の監督をする府省、④直轄事業を行う府省が含まれます。

本書提出までの環境影響評価手続経緯一覧

項目	日付	備考
計画段階環境配慮書の送付	令和2年1月15日	
計画段階環境配慮書の公告	令和2年1月15日	
計画段階環境配慮書の縦覧	令和2年1月15日～2月14日	縦覧期間：30日
環境の保全の見地からの意見の受付	令和2年1月15日～2月14日	意見書：4件
横浜市環境影響評価審査会（1回目）	令和2年1月28日 会場：関内中央ビル	意見聴取、配慮書の説明
横浜市環境影響評価審査会（2回目）	令和2年2月10日 会場：関内中央ビル	事業者補足説明
横浜市環境影響評価審査会（3回目）	令和2年2月28日 会場：関内中央ビル	審査会意見確認
市長の意見 受領	令和2年3月10日	
環境大臣の意見	令和2年3月13日	
市長の意見 公告	令和2年3月25日	
市長の意見 閲覧	令和2年3月25日～4月8日	閲覧期間：15日
主務大臣の意見	令和2年3月31日	主務大臣：国土交通大臣

配慮市長意見書等を総合的に検討して計画段階環境配慮書の内容を変更した事項

令和2年1月に提出した（仮称）旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業に係る計画段階環境配慮書（以下、「配慮書」とします。）に対する意見（主務大臣意見、配慮市長意見書及び環境の保全の見地からの意見を有する者の意見等）を総合的に検討し、配慮書の内容を変更した事項は、下記に示すとおりです。

配慮書の内容を変更した事項

項目	配慮書からの変更点	方法書での記載概要	方法書要約書該当ページ
都市計画対象事業の目的及び内容	公共施設の配置	事業計画の進捗に伴い、道路計画及び排水施設計画を記載しました。	p. 2-7
	工事計画	事業計画の進捗に伴い、工事計画の概要を記載しました。	p. 2-8～9
	関係車両の主な走行ルート	事業計画の進捗に伴い、関係車両の主な走行ルートを記載しました。	p. 2-8、10
	今後のスケジュール	事業計画の進捗に伴い、今後のスケジュールを記載しました。	p. 2-8
	横浜市や対象事業実施区域を取り巻く状況	各ゾーンの詳細な位置及び規模の検討に当たって、その決定の経緯、各ゾーンの配置に関する考え方、その規模に関する考え方について、想定区域周辺の土地利用に配慮した事項等を記載しました。	p. 2-13～23
	計画段階配慮事項の検討結果	計画段階配慮事項についての評価の結果及び環境保全措置を記載しました。	p. 2-25～30
	方法書までの事業内容の具体化の過程における環境保全の配慮に係る検討の経緯	配慮書及び構想段階評価書における評価結果を記載しました。	p. 2-30～31
対象事業実施区域及びその周辺の概況	全般	配慮書の公告・縦覧以降、既存資料が更新されたものについては、既存資料の時点更新を行いました。	p. 3-2～7
	地形及び地質の状況	地質において、地質断面を新たに記載しました。	p. 3-3
		災害による被害の発生状況を新たに記載しました。	p. 3-3
		災害用井戸の状況を新たに記載しました。	p. 3-3
土地利用の状況	自然的土地利用の状況を新たに記載しました。	p. 3-6	
	その他を新たに記載しました。	p. 3-6	
計画段階配慮事項の調査、予測及び評価の結果	全般	市長の意見書等を踏まえ、配慮の内容を見直しました。	p. 5-1～5

目 次

第1章 都市計画決定権者の名称等	1-1
1.1 都市計画決定権者の名称	1-1
1.2 都市計画対象土地区画整理事業を実施しようとする者の氏名及び住所	1-1
第2章 都市計画対象事業の目的及び内容	2-1
2.1 都市計画対象事業の名称及び種類	2-1
2.2 都市計画対象事業の目的	2-1
2.3 都市計画対象事業の概要	2-1
2.3.1 対象事業実施区域の位置及び規模	2-1
2.3.2 都市計画対象事業の内容	2-5
2.3.3 都市計画対象事業の工事計画	2-8
2.3.4 関係車両の主な走行ルート	2-8
2.3.5 今後のスケジュール	2-8
2.3.6 都市計画対象事業以外の事業により整備される公共施設等について	2-11
2.3.7 都市計画対象事業の背景及び経緯	2-13
第3章 対象事業実施区域及びその周辺の概況	3-1
3.1 調査対象地域等の設定	3-1
3.2 自然的、社会的状況の概要	3-2
第4章 計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の方法	4-1
4.1 計画段階配慮事項の選定	4-1
第5章 計画段階配慮事項の調査、予測及び評価の結果	5-1
第6章 配慮書についての意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解	6-1
6.1 主務大臣の意見と都市計画決定権者の見解	6-1
6.2 市長の意見と都市計画決定権者の見解	6-3
6.3 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解	6-5
第7章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の方法	7-1
7.1 環境影響評価項目の選定	7-1
7.2 調査、予測及び評価の手法	7-9
7.2.1 大気質	7-9
7.2.2 騒音及び振動	7-22
7.2.3 水質及び底質	7-33
7.2.4 地下水及びその他の水環境に係る環境要素	7-39
7.2.5 地盤及び土壌	7-46

7.2.6 動物	7-51
7.2.7 植物	7-59
7.2.8 生態系	7-62
7.2.9 景観	7-64
7.2.10 人と自然との触れ合いの活動の場	7-68
7.2.11 廃棄物等及び温室効果ガス	7-73
7.2.12 地域社会	7-75
7.2.13 文化財等	7-79
7.3 専門家の助言の内容及び専門分野	7-80
第8章 環境影響を受ける範囲と認められる地域	8-1
8.1 環境影響を受ける範囲と認められる地域	8-1
8.2 方法書対象地域	8-1

第1章 都市計画決定権者の名称等

1.1 都市計画決定権者の名称

横浜市

1.2 都市計画対象土地区画整理事業を実施しようとする者の氏名及び住所

(1) 名称

横浜市

(2) 代表者の氏名

横浜市長 林 文子

(3) 主たる事務所の所在地

神奈川県横浜市中区本町6丁目50番地の10

第2章 都市計画対象事業の目的及び内容

2.1 都市計画対象事業の名称及び種類

名称：(仮称) 旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業

種類：土地区画整理事業

2.2 都市計画対象事業の目的

旧上瀬谷通信施設地区は、神奈川県横浜市旭区と瀬谷区にまたがり、東名高速道路や一般国道 16 号（保土ヶ谷バイパス）等に近接している面積約 242ha に及ぶ大規模な土地です。

対象事業実施区域の全体的にほぼ平坦な地形で、豊かな自然環境や広々とした農地景観が保たれている環境特性や道路ネットワークによる広域的なアクセスの優位性を生かし、都市農業の振興と都市的土地利用を両立させた土地利用を進めることで、郊外部の再生に資する新たな活性化拠点の形成を目指します。また、公共施設の整備改善と宅地の利用促進を図るため、土地区画整理の手法を用いて土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更を行います。

2.3 都市計画対象事業の概要

2.3.1 対象事業実施区域の位置及び規模

対象事業実施区域は、神奈川県横浜市旭区上川井町、並びに同瀬谷区北町、瀬谷町及び中屋敷三丁目にまたがる場所に位置しています（図 2.3-1 及び図 2.3-2 参照）。

また、相模鉄道本線（以下、「相鉄本線」といいます。）瀬谷駅の北約 1.5km、東急電鉄田園都市線（以下、「東急田園都市線」といいます。）南町田グランベリーパーク駅の南南東約 1.5km、小田急電鉄江ノ島線（以下、「小田急江ノ島線」といいます。）鶴間駅の東約 2.2km に位置し、東名高速道路の横浜町田インターチェンジからは約 0.7km、一般国道 16 号（保土ヶ谷バイパス）上川井インターチェンジから約 0.3km（いずれも、対象事業実施区域の近接端までの距離）のところにあります。

規模は、図 2.3-4 に示す範囲であり、面積は約 242ha です。なお、今後、事業の進捗に伴い対象事業実施区域の規模は、変更となる可能性があります。

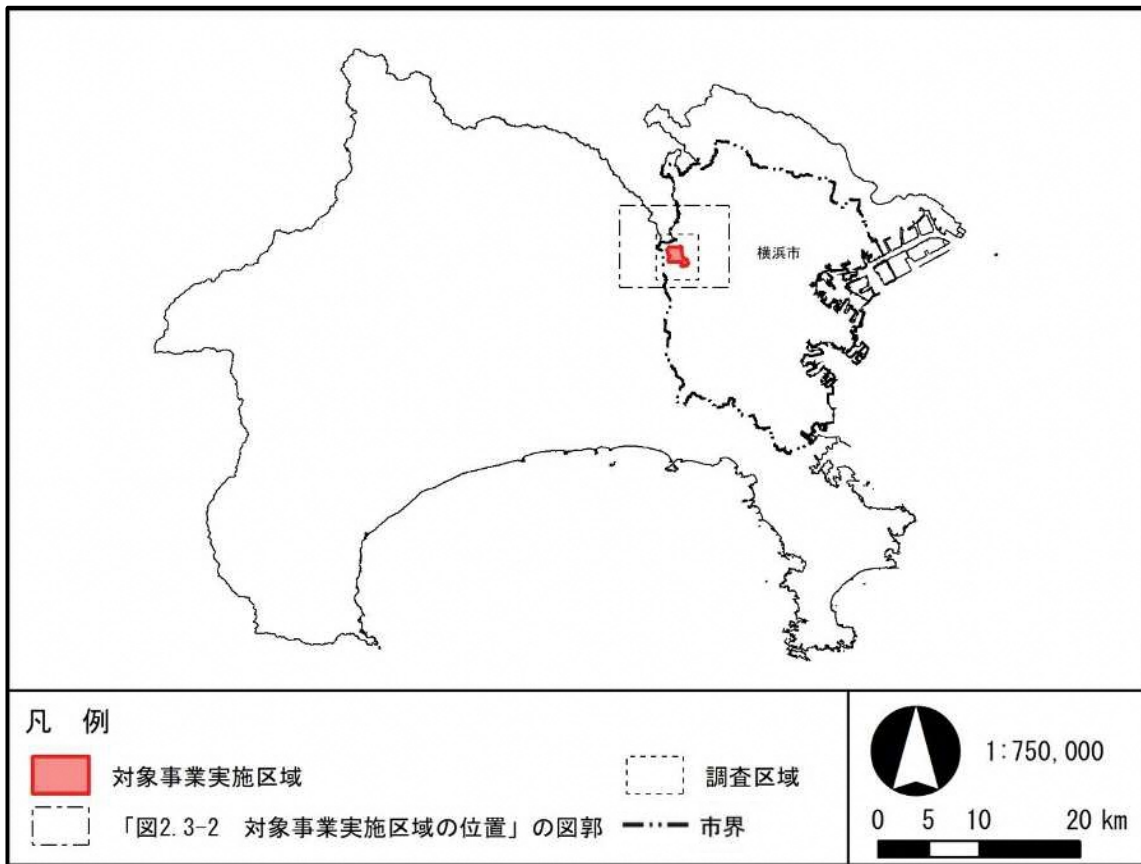


図 2.3-1 神奈川県における対象事業実施区域の位置図

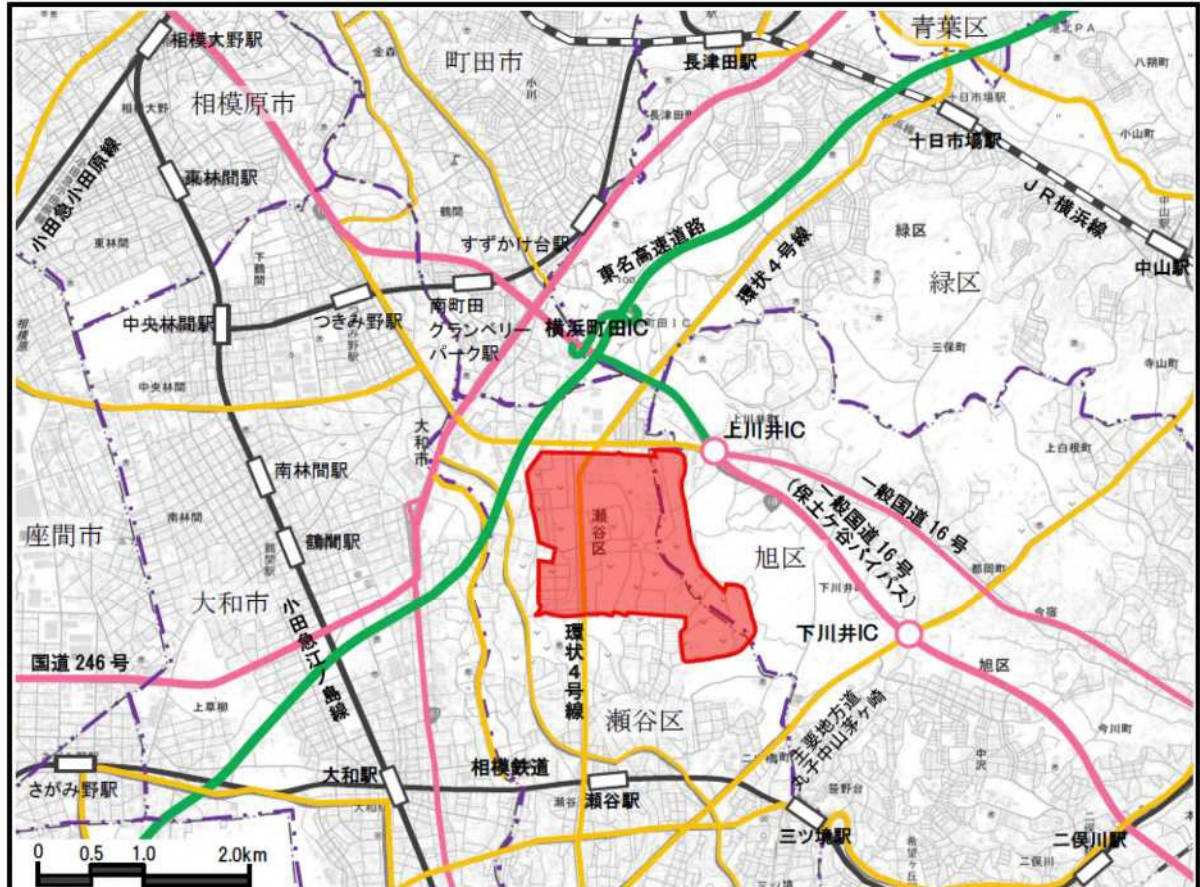


図 2.3-2 対象事業実施区域の位置

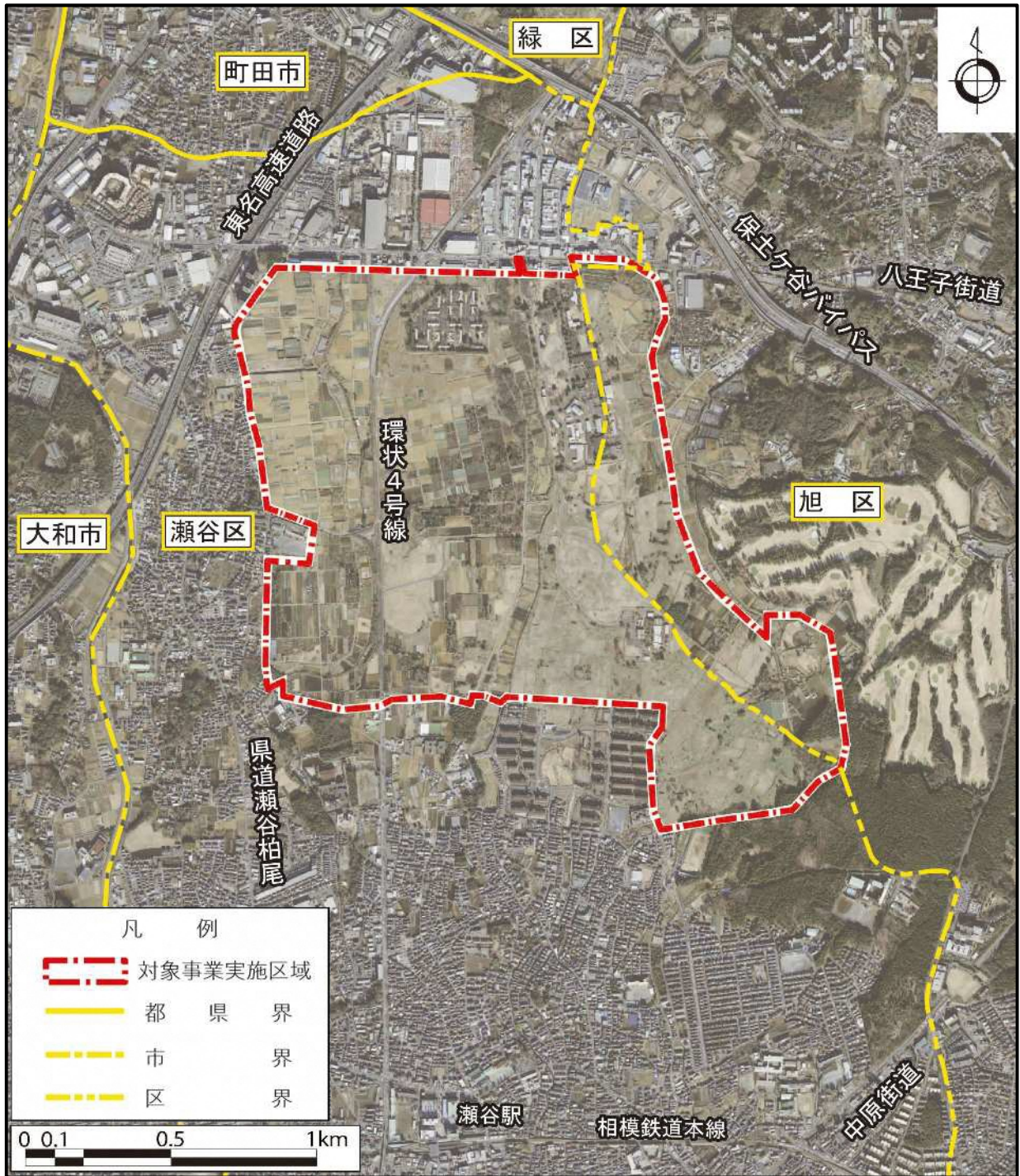


図 2.3-3 航空写真（平成 30 年度）

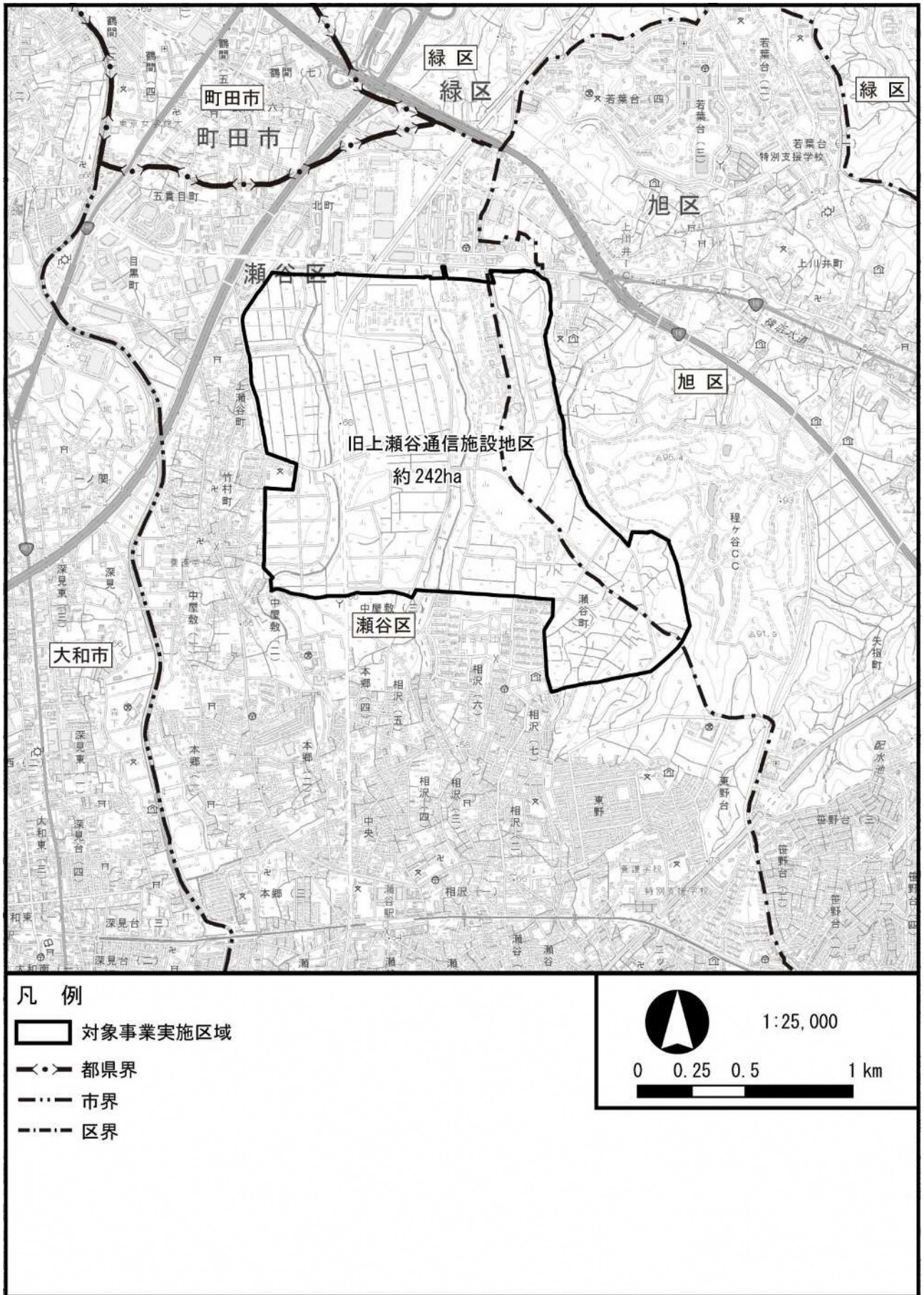


図 2.3-4 都市計画対象事業の規模

2.3.2 都市計画対象事業の内容

(1) 土地利用計画の方針

土地利用計画の基本方針は表 2.3-1 に、土地利用面積は表 2.3-2 に、土地利用計画図は図 2.3-5 に示すとおりです。

都市計画対象事業に係る環境影響評価は、この土地利用計画に基づいて実施していきます。

表 2.3-1 土地利用計画の基本方針

<p>基本方針</p>	<p>郊外部の新たな活性化拠点の形成に向け、次の4つのゾーンを配置します。</p> <p>①農業振興ゾーン 営農を希望する地権者を中心に、新たな都市農業を行うエリア</p> <p>②公園・防災ゾーン 国有地を活用し、公園や防災施設等を整備するエリア</p> <p>③観光・賑わいゾーン 広大な土地を最大限に生かし、集客力のある施設を誘致することで賑わいを創出するエリア</p> <p>④物流ゾーン 交通の利便性を生かし、新しい物流を行うエリア</p> <p>各ゾーンが連携することにより、人やものが行き交い、将来的には年間1500万人が訪れ、地区全体の価値が向上するとともに、周辺地域へも波及していくことで、環境と共生した郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指します。</p>
<p>土地利用ゾーンの配置の考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現在のまとまりのある農地をいかし、旭区、瀬谷区それぞれに「農業振興ゾーン」を配置します。 ・瀬谷市民の森や和泉川源流域などの現況の環境に配慮し、「公園・防災ゾーン」を対象事業実施区域の南東側に配置します。 ・周辺環境への影響が比較的大きいことが想定される「観光・賑わいゾーン」は、可能な限り住宅地と離隔をもって配置します。 ・「物流ゾーン」は既存の物流施設集積エリア周辺である北側へ配置し、交通負荷の低減や通学路の安全性を考慮し、環状4号線東側へ配置します。

表 2.3-2 土地利用面積

土地利用ゾーン	面積 ^{注1}	割合
農業振興ゾーン	約 50ha	約 21%
土地活用ゾーン	約 192ha	約 79%
公園・防災ゾーン	約 50ha	約 21%
観光・賑わいゾーン	約 127ha	約 52%
物流ゾーン	約 15ha	約 6%
合計	約 242ha	100%

注1：面積には、道路、調整池等を含みます。



図 2.3-5 土地利用計画図

(2) 都市計画対象事業に係る公共施設の配置

① 道路計画

公園・防災ゾーン及び観光・賑わいゾーンを南から北へ縦断する区域内道路を配置し、対象事業実施区域北側に隣接する市道五貫目第33号線に接続する計画です。

また、環状4号線と上記の区域内道路をつなぐ3本の区域内道路を整備する計画です。

② 排水施設計画

対象事業実施区域は、図2.3-6に示すとおり、大門川流域、相沢川流域、和泉川流域、堀谷戸川流域の4つの流域にまたがっています。流域の浸水防止のために必要となる調整池を各流域に少なくとも1箇所は配置する計画です。

また、汚水排水は公共下水道に接続する計画です。

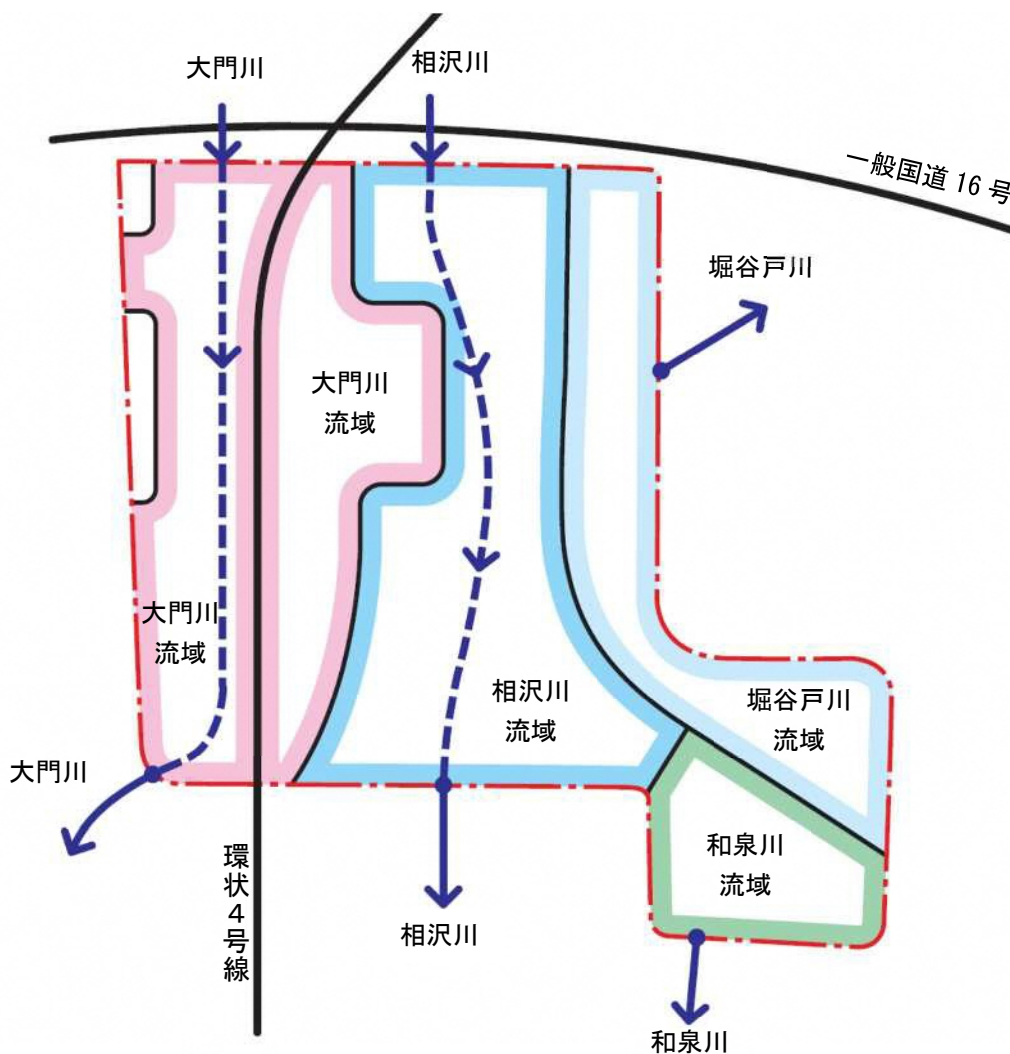


図 2.3-6 流域の状況

2.3.3 都市計画対象事業の工事計画

(1) 工事概要

造成によって、「農業振興ゾーン」、「公園・防災ゾーン」、「観光・賑わいゾーン」、「物流ゾーン」の基盤や道路、調整池等を整備する計画です。造成工事で発生する切土と盛土の量は、可能な限り対象事業実施区域内で調整しながら施工する計画とします。

(2) 工事時間帯

工事時間は、原則、午前8時から午後5時までを予定しています。また、日曜日の作業は原則として行わない予定です。ただし、対象事業実施区域内においては、夜間に建設機械を稼働させる場合がありますが、可能な限り夜間作業が少なくなるような施工計画を検討します。

(3) 工事用車両の走行ルート

都市計画対象事業の工事に伴い、資機材の運搬、発生土等の搬出を行う車両等（以下、「工事用車両」といいます。）が対象事業実施区域周辺を走行します。

工事用車両の主要走行ルートは、図 2.3-7 に示すルートを予定しており、環状4号線や市道五貫目第33号線を想定しています。

2.3.4 関係車両の主な走行ルート

対象事業実施区域には、将来、「農業振興ゾーン」、「公園・防災ゾーン」、「観光・賑わいゾーン」、「物流ゾーン」の各ゾーンに整備された公園や施設へ、従業員や来客者等の車両（以下、「関係車両」といいます。）が出入りすることになります。

関係車両の主な走行ルートは、図 2.3-8 に示すとおりで、「2.3.2 都市計画対象事業の内容 (2) ①道路計画」に記載した南北方向1本及び東西方向3本の区域内道路と環状4号線からのアクセスが想定されます。

2.3.5 今後のスケジュール

令和元年度から令和4年度まで都市計画や環境影響評価の手続等を行い、令和4年度からの工事実施を想定しています。

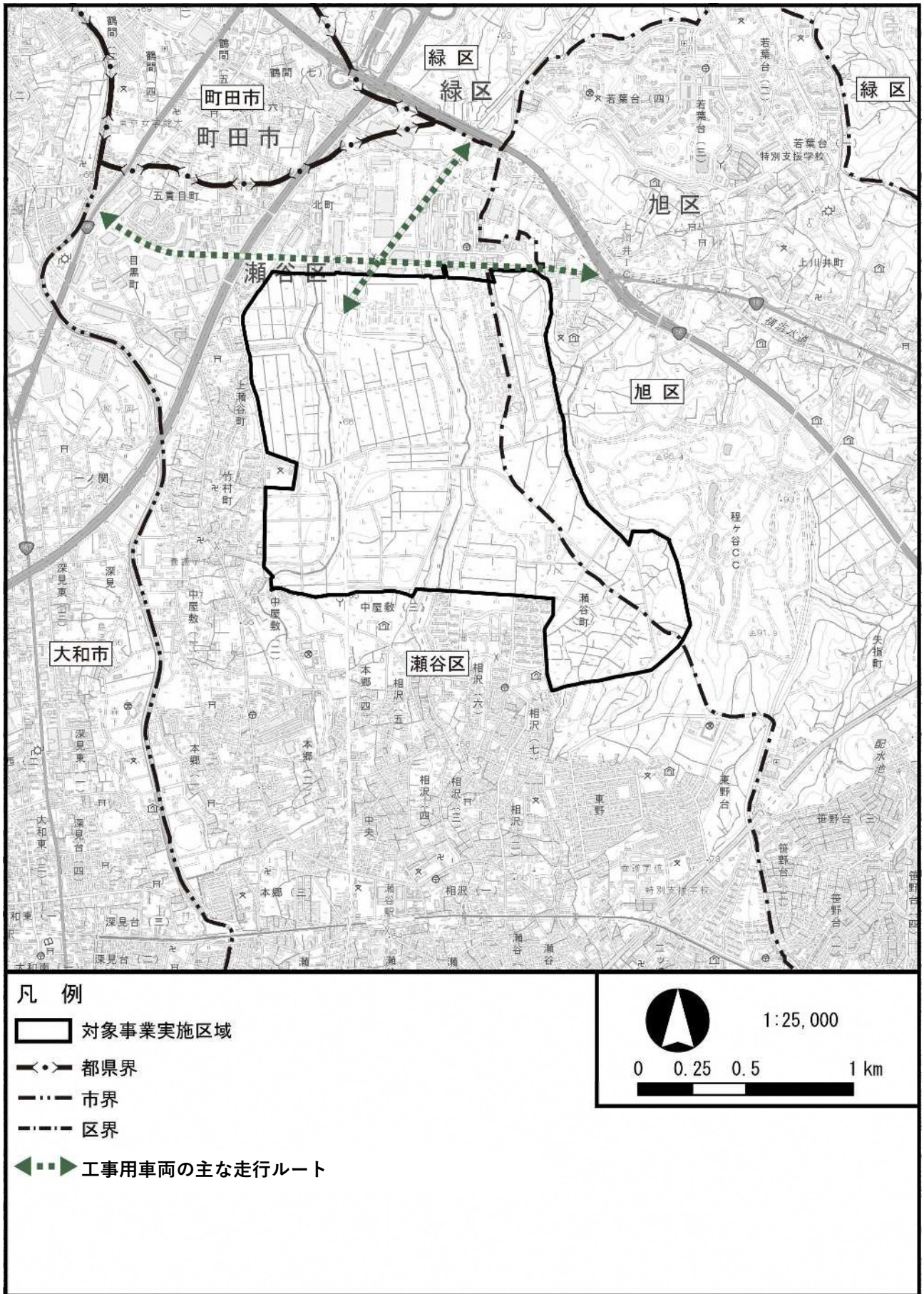
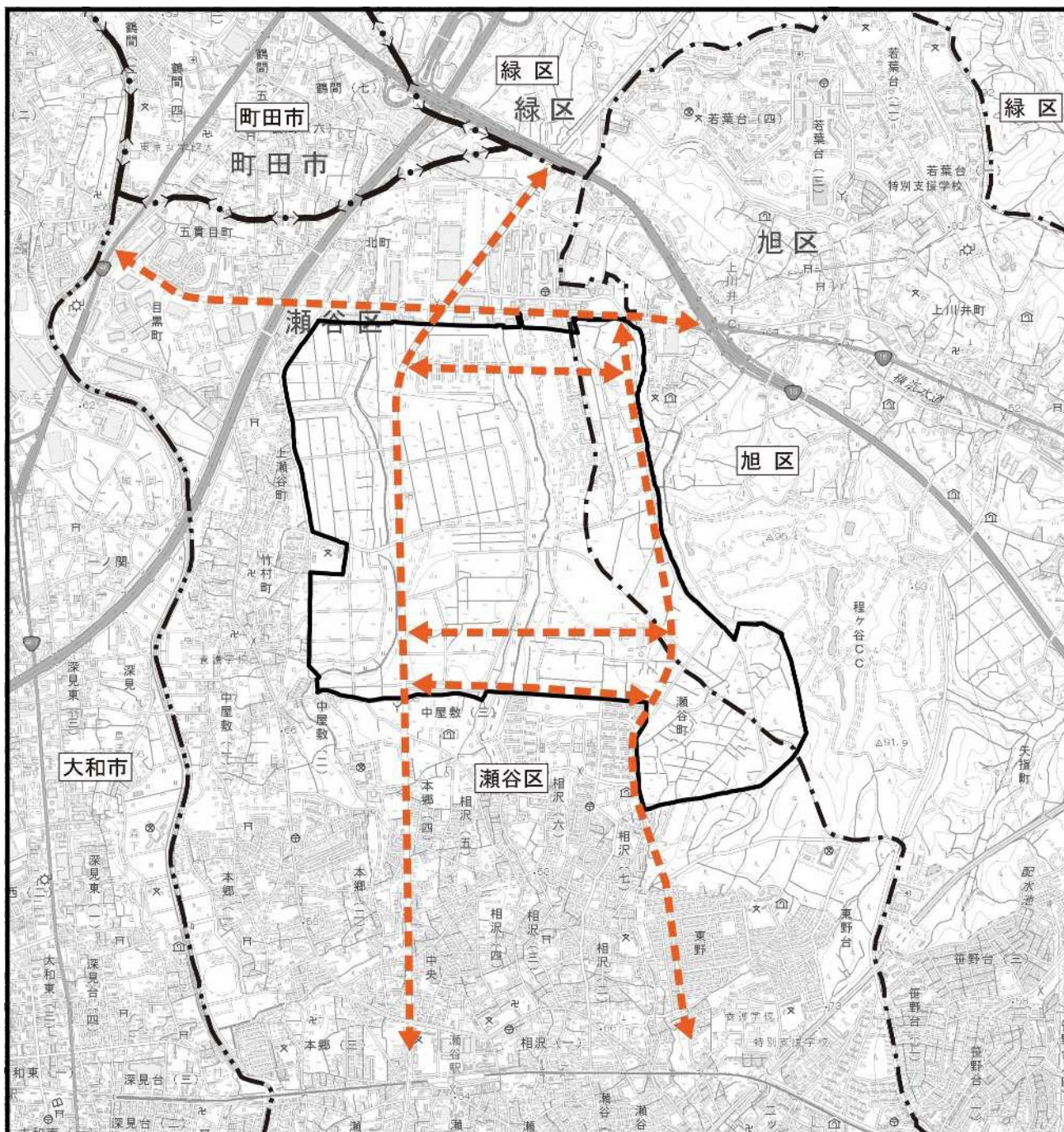


図 2.3-7 工事用車両の主な走行ルート



凡 例

- 対象事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- ⇄ 関係車両の主な走行ルート

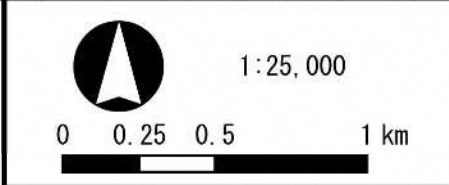


図 2.3-8 関係車両の主な走行ルート

2.3.6 都市計画対象事業以外の事業により整備される公共施設等について

(1) 交通整備

対象事業実施区域の大規模な土地利用転換に伴う交通需要への対応や、横浜市郊外部の新たな活性化拠点の形成に資する新たな交通として、相模鉄道本線瀬谷駅周辺を起点とした新交通システム（AGT）^{注1}を整備する「（仮称）都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業（表 2.3-3 参照）」について、「横浜市環境影響評価条例」（平成 22 年 12 月横浜市条例第 46 号）に基づく手続を進めており、令和 2 年 1 月 24 日から 2 月 7 日まで計画段階配慮書の公告及び縦覧を行いました。なお、都市計画対象事業と同時に環境影響評価方法書の手続を行っています。

注 1：「新交通システム（AGT:Automated Guideway Transit）」

軌上等に設置された走行路（床版）の上を、車両が案内レールに従って走行するシステム

表 2.3-3 （仮称）都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業の概要

項目		内容
対象事業実施区域		起点：横浜市瀬谷区中央、本郷三丁目瀬谷四丁目 終点：横浜市瀬谷区瀬谷町
延長		約 2.6km
輸送システム		新交通システム（AGT）
構造形式		北区間：地表式 南区間：地下式
駅施設		（仮称）瀬谷駅、（仮称）上瀬谷駅
車両基地		（仮称）上瀬谷車両基地（約 5.1ha）
単線・複線の別		複線
運行計画	編成車両数	最大 8 両編成（先頭車 8.55m/両、中間車 8.50m/両）
	運転方法	上り線 1 線、下り線 1 線
	運行本数	朝方ラッシュ時最大（上下線）：36 本/時
		終日（上下線）：414 本/日
列車速度	設計最高速度 60km/h	
事業予定期間		令和 4 年度～令和 8 年度（予定）
供用開始予定時期		令和 8 年度（予定）

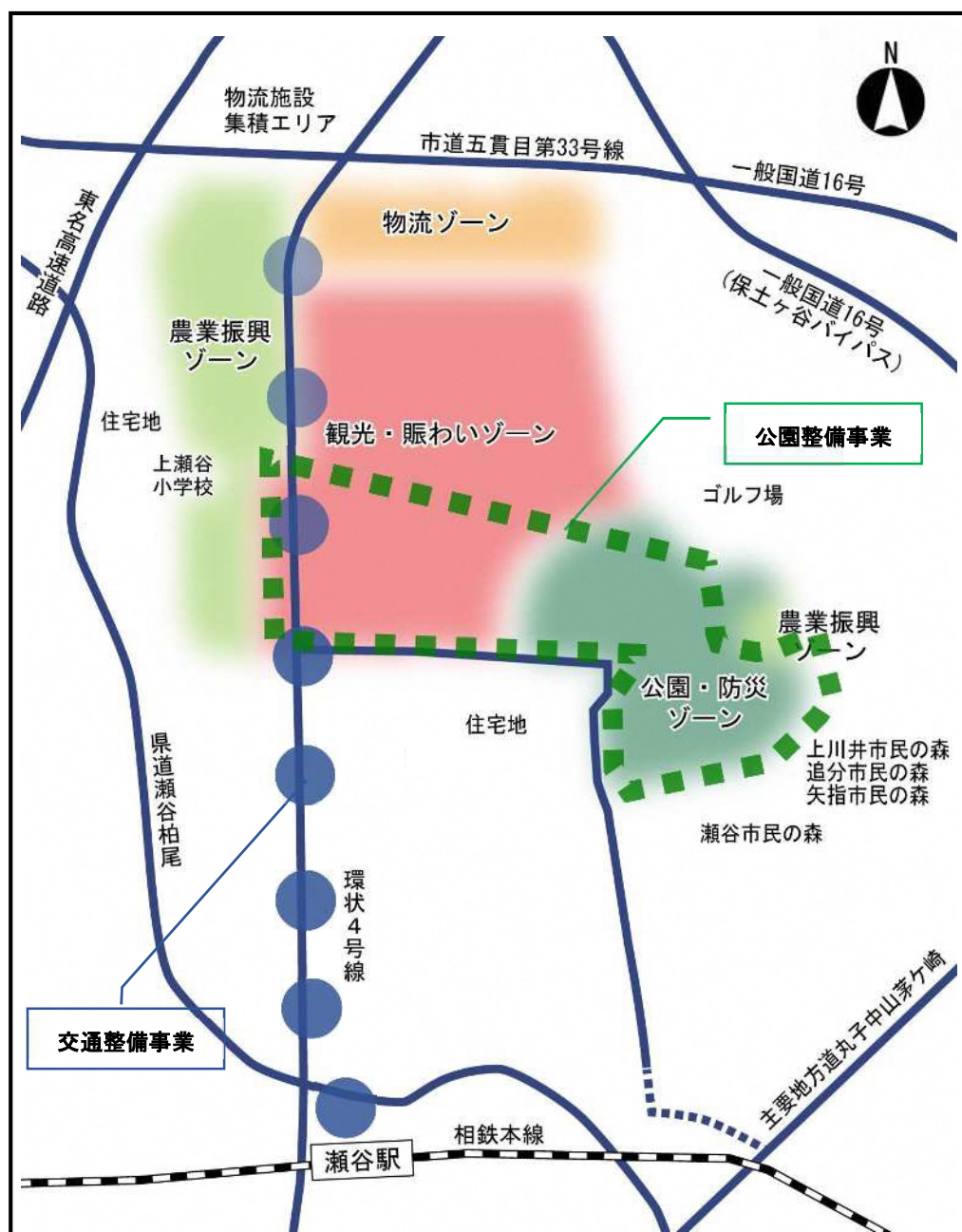
(2) 公園整備

対象事業実施区域の南東部に広がる瀬谷市民の森などの既存緑地との一体性を考慮して、公園を整備する計画です。

「公園・防災ゾーン」の一部においては国際園芸博覧会（p. 2-14 参照）のレガシーを継承する公園を、「観光・賑わいゾーン」の一部においては公民連携による観光と賑わいの拠点となる場を整備するため、「（仮称）旧上瀬谷通信施設公園整備事業の概要（表 2.3-4 参照）」について、「横浜市環境影響評価条例」（平成 22 年 12 月横浜市条例第 46 号）に基づく手続を進めており、令和 2 年 1 月 24 日から 2 月 7 日まで計画段階配慮書の公告及び縦覧を行いました。

表 2.3-4 (仮称) 旧上瀬谷通信施設公園整備事業の概要

項目	内容
対象事業実施区域	横浜市瀬谷区瀬谷町、旭区上川井町
事業の種類	運動施設、レクリエーション施設等の建設：都市公園の新設
敷地面積	約 63ha
形質変更区域面積	約 63ha



注1：計画段階環境配慮書時点のものです。

図 2.3-9 関連事業により整備される公共施設

2.3.7 都市計画対象事業の背景及び経緯

(1) 横浜市や対象事業実施区域を取り巻く状況

横浜市においても、既に進行している生産年齢人口の減少や、令和元年をピークとする人口減少（平成 27 年国勢調査ベースの将来人口推計）に加え、2016 年には死亡数が出生数を上回り、戦後初めて自然減に転じました。また、令和 7 年には、65 歳以上の高齢者が 100 万人に迫ると見込まれています。さらに、65 歳以上の高齢者の割合（令和元年 9 月）は、横浜市全体の 24.4%に対し、対象事業実施区域が位置する旭区と瀬谷区では、それぞれ 29.1%、27.6%と横浜市の平均と比較して高齢化率が高まっています。活力の維持・向上とともに、将来の本格的な人口減少社会を見据えたまちづくりを進めていくことが重要です。

対象事業実施区域は、東名高速道路の横浜町田インターチェンジや一般国道 16 号（保土ヶ谷バイパス）の上川井インターチェンジに近接し、地区内を南北に環状 4 号線、地区北側に市道五貫目第 33 号線が通っており、広域での自動車交通の利便性が高い地区です。面積は約 242ha で、横浜市内でも有数のまとまりのある農地と緑が広がっている広大な土地です。

戦前は農地や山林でしたが、旧日本海軍が買収し、資材集結所等として使用していました。戦後は、米軍に接收され、昭和 22 年に一旦解除されましたが、昭和 26 年に再び接收され、米軍の通信施設として使用されてきました。

平成 16 年の日米合同委員会において、横浜市内の米軍施設 6 施設を対象とした返還方針が合意されたことを受け、横浜市では、同年 10 月に「横浜市返還施設跡地利用プロジェクト」を設置し、跡地利用の検討を始めました。平成 17 年 6 月には学識経験者等を委員とする「横浜市返還跡地利用構想検討委員会」を設置し、同年 12 月に「返還施設の跡地利用に関する提言」をいただきました。この提言や市民意見を踏まえ、平成 18 年 6 月に「米軍施設返還跡地利用指針」を策定しました。その後、指針の具体化に向けた取組方針を、平成 19 年 3 月に「横浜市米軍施設返還跡地利用行動計画」としてとりまとめ、これらに基づき、米軍施設の早期返還と跡地利用の検討を進めてきました。その結果、対象事業実施区域は、平成 27 年 6 月に米国から日本へ返還されました。

対象事業実施区域のうち、フェンスで囲まれた約 50ha の区域（囲障区域）は米軍の住宅及び関連施設として利用していましたが、平成 20 年に閉鎖されました。一方、囲障区域の外側は、国有地でしたが、そのうちの約 22ha が道路拡幅整備用地や農道用地として横浜市へ譲渡され、約 110ha が耕作者に売り渡されました。

その結果、民有地が対象事業実施区域の約 45%を占めていますが、戦後約 70 年間米軍施設として使用されてきたため、長年にわたって、自由な土地利用が制限されてきました。土地利用制限の下で、一部を除き、大部分が市街化調整区域に指

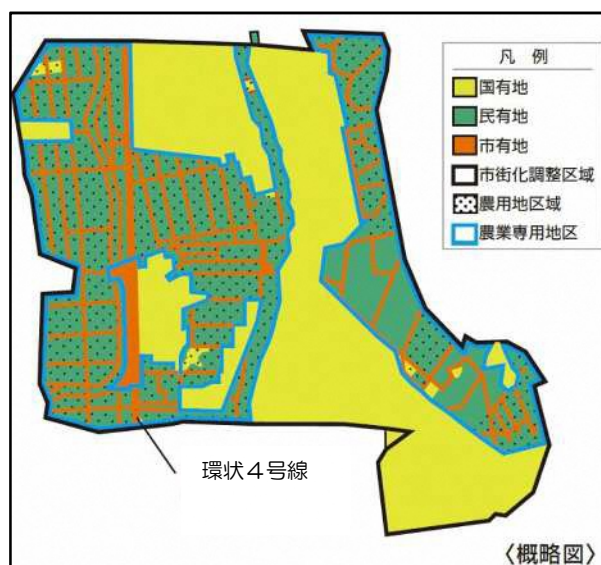


図 2.3-10 土地所有状況

定されています。耕作が認められていた民有地の大部分は農業振興地域で、通信設備のあった一部の地区を除き、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく農用区域や横浜市独自の農業振興策である農業専用地区に指定されています。しかし、農業基盤の整備も制限されていたため、農道や排水施設などの最低限の農業基盤が整備されていません。また、米軍の電波受信基地としての役割から、昭和35年の日米合同委員会にて、対象事業実施区域周辺にも電波障害防止地域を設けることが合意されました。その結果、建物の高さや構造物の建築、栽培する作物などへ厳しい制限がかけられ、対象事業実施区域を含む周辺地域のまちづくりに大きな制約を与えてきました。

そのため、地権者の生活再建のためにも、将来の土地利用に必要な道路等の都市基盤や農業基盤等の整備を行い、迅速かつ計画的にまちづくりを進める必要があります。

なお、平成27年6月の返還後は、国からの立入りの承認を得て、国有地の一部を野球場や通路として暫定利用しています。また、同様に立入りの承認を得て行っていた国有地での耕作については、露地での耕作は平成28年6月末、ウド栽培は平成29年6月末まで使用が認められていましたが、現在は、国有地での耕作は認められていません。

土地利用の検討にあたっては、令和2年3月に策定した、「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」に基づき、郊外部の新たな活性化拠点を目指したまちづくりを考える必要があります。

また、地権者の土地利用に関する意向（営農継続、都市的土地利用）が混在していることや、対象事業実施区域は、民有地・国有地・市有地が混在し、ほぼ全域が市街化調整区域であることから、計画的な土地利用を実現するためには、対象事業実施区域全域において一体的な土地の整序を行う必要があります。

そこで、構造改革特区計画「農地と宅地を一体的に活性化する区画整理特区」を申請し、国から認定され、対象事業実施区域で市施行による土地区画整理事業が実施できることとなりました。現在、市街化調整区域内での横浜市施行による土地区画整理事業を行うことを前提として、次世代に向けた「都市農業の振興」と、道路ネットワークによる広域的なアクセスの優位性を生かした「都市的土地利用」を両立させた土地利用を推進することを政策的に位置付け、地権者の意向を踏まえながら検討を進めています。

また、対象事業実施区域において、都市基盤の促進、地域の知名度やイメージの向上、さらには国内外のまちづくりに寄与するため、令和9年（2027年）の国際園芸博覧会の開催に向けた検討を進めており、令和元年9月の国際園芸家協会（AIPH）年次総会で、横浜市として令和9年（2027年）の国際園芸博覧会開催を申請し、承認されました。

表 2.3-5 国際園芸博覧会の開催概要

名称	2027年国際園芸博覧会 日本国 横浜市
開催場所	横浜市 旭区・瀬谷区 旧上瀬谷通信施設地区
開催期間	令和9年（2027年）3月～9月
入場者数（見込み）	来場者数1,500万人以上、有料入場者数1,000万人以上
メインテーマ	幸せを創る明日の風景 Scenery of The Future for Happiness

(2) 土地利用の検討状況について

土地利用については、対象事業実施区域の約45%を占めている地権者の理解が必要であるため、約250名の地権者と意見交換しながら検討を進めています。

平成16年の日米合同委員会における返還方針の合意後、まだ返還日が決まる前から地権者（農家）が所属する上瀬谷農業専用地区協議会、上川井農業専用地区協議会と横浜市で、農業振興や土地活用に関する勉強会を開催し、返還後は地権者が設立した「旧上瀬谷通信施設まちづくり協議会」（以下、「まちづくり協議会」といいます。）と横浜市で検討を進めています。

また、横浜市は地権者全員を対象とした個別面談を数回実施し、土地利用の意向を確認しています。

<検討の経緯>

日米合同委員会における返還方針合意から返還まで（平成16年～平成27年6月）

平成16年の日米合同委員会における返還方針の合意後、横浜市は平成18年に「米軍施設返還跡地利用指針」を策定し、返還後の土地利用の具体化に向けた検討を進めてきました。

一方、地権者とは、まだ返還の見通しが立たないなか、平成20年から土地利用について意見交換を行ってきました。平成26年3月の返還時期の公表を契機に、土地利用に関する意向調査を行うとともに、将来の土地利用の検討を開始するための調整を行い、平成27年2月に上瀬谷・上川井農業専用地区協議会と横浜市で検討を開始することになりました。

跡地利用ゾーン（案）の公表（平成28年4月）

平成27年8月に、土地利用に関する意向調査を行いました。これを受け、平成28年4月に、都市農業推進のため、農業基盤整備等を積極的に進める「農業振興ゾーン」と、防災、公園、道路、その他の機能・施設を主に導入していく「土地活用ゾーン」を配置した跡地利用ゾーン（案）を検討のたたき台として横浜市から地権者へ提示しました。（図2.3-11参照）。

ゾーン設定の考え方は、民有地の農地を基本に旭区と瀬谷区それぞれに農業振興ゾーンを配置し、まとまりある土地を創出するため対象事業実施区域の東側に土地活用ゾーンを配置する案としています。なお、土地活用ゾーンのうち、現況でまとまりのある農地については、農業振興についても検討していくことから、農業調整ゾーンとして配置しました。

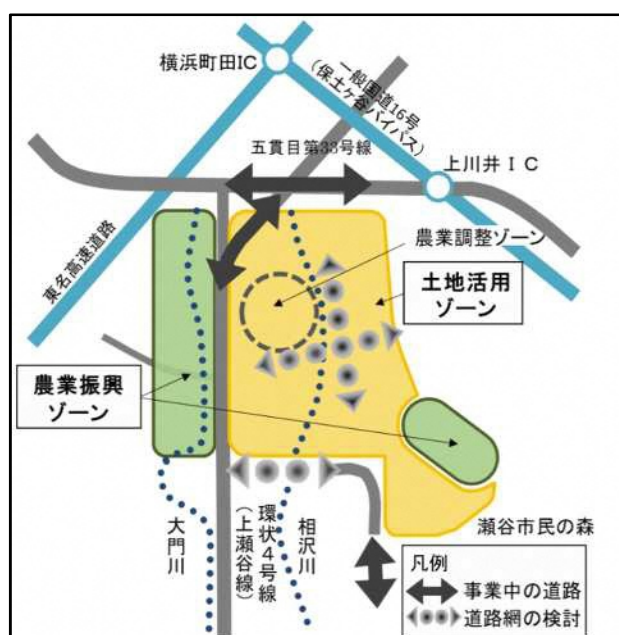


図 2.3-11 跡地利用ゾーン（案）【平成28年4月】

地権者によるまちづくり協議会の設立（平成 29 年 11 月）

平成 28 年 10 月から平成 29 年 11 月には、上瀬谷・上川井農業専用地区協議会と横浜市で農業振興勉強会及び土地活用勉強会を開催しました。平成 29 年 11 月には、旧上瀬谷通信施設地区の「良好な生産基盤と活力ある農業振興」と「安全で快適な魅力あるまちづくり」を推進するため、地権者による「まちづくり協議会」が設立されました。

「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画（まちづくり協議会・横浜市 素案）」の公表（平成 30 年 5 月）

まちづくり協議会と横浜市で、農業振興と新たな都市的土地利用についての検討を進め、今後の検討の方向性をとりまとめ、平成 30 年 5 月に「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画（まちづくり協議会・横浜市 素案）」として公表しました。（以下、「素案」といいます。）

素案では、農業振興については、持続的・安定的な農業経営と時代が求める新たな都市農業を創り出していくこと、土地活用については、人口減少や少子高齢化といった対象事業実施区域や横浜市を含む広域的な課題解決のほか、新たな賑わいや産業の場を生み出すことをまちづくりの視点としました。

土地利用の内容は、安定的・効率的な農業生産のための農業基盤整備や農業振興策、市民と農が触れ合える場の創出など、活力ある都市農業の実現に向けた検討を進める「農業振興」、交通利便性をいかした業種や、地域資源である農や緑と関わりの深い業種、広がりのある空間をいかした大規模施設等の進出などを念頭に検討を進める「活力創造」、安全・安心で人口減少・高齢化等に対応した持続可能な地域社会の形成を念頭におき、地域全体でグリーンインフラの概念を取り入れた公共・公益的施設の検討を進める「公共・公益」の 3 つの要素で整理しました。

まちづくり協議会としての将来の土地利用の方向性をとりまとめ（平成 31 年 4 月）

その後も、まちづくり協議会で農業振興部会・土地活用部会を開催し、将来の土地利用を検討し、平成 30 年 11 月には、まちづくり協議会が対象事業実施区域全体を対象とした土地区画整理事業の実施が不可欠と意思決定しました。

その後、平成 31 年 1 月からは、将来の農業振興と土地利用の実現に向けて、大学や民間企業からの提案も参考にした検討を行いました。なお、大学や民間企業からは、農業振興として、市民利用型農園や大学の地域連携の可能性の提案や、土地活用として、商業系施設や観光系施設、研究施設、物流施設などの活用の可能性などが提案されました。

これらの提案も踏まえ、平成 31 年 4 月にまちづくり協議会は大区画化を目指して検討を進めることをまとめており、土地活用の方向性を「賑わい、集客力、活気、人を呼び込む」（テーマパークなどの大規模集客施設）としました。あわせて、農業振興については、市の支援を受けながら収益性の高い農業経営等を検討していくこととしました。

横浜市からまちづくり協議会へ「土地利用ゾーン案」を提示（令和元年6月）

令和元年からは、今後の土地利用の検討をより深化させるため、土地利用ゾーンの検討を開始し、素案とまちづくり協議会での検討状況等を踏まえ、郊外部の再生に資する新たな活性化拠点に向け、「農業振興ゾーン」「公園・防災ゾーン」「観光・賑わいゾーン」「物流ゾーン」の4つのゾーンを選定し、土地利用ゾーン案として、令和元年6月に横浜市からまちづくり協議会に提示しました。（図 2.3-12 参照）



図 2.3-12 土地利用ゾーン案【令和元年6月】

「土地利用ゾーン」について合意（令和元年11月）

土地利用ゾーン案をたたき台として、まちづくり協議会と意見交換を行いながら、検討を進めました。「農業に適している位置に物流ゾーンを配置するのは適当ではない」「風や日照の影響も考慮してほしい」などの意見を踏まえ、横浜市とまちづくり協議会で土地利用ゾーンを合意しました（図 2.3-13 参照）。



図 2.3-13 土地利用ゾーン【令和元年11月】

「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」の策定（令和2年3月）

横浜市とまちづくり協議会で合意した土地利用ゾーンを基に、土地利用を具体化するため、まちづくりの方針や土地利用の考え方を「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画（素案）」として、令和元年12月に公表し、令和2年1月から2月にかけて市民意見募集を実施しました。

市民意見を踏まえ、素案を一部修正し、令和2年3月に「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」を策定しました。

<土地利用ゾーンの考え方>

① 土地利用ゾーンの選定及び規模

平成 28 年 4 月の跡地利用ゾーン案では農業振興ゾーンと土地活用ゾーンに分けており、平成 30 年 5 月の協議会・横浜市素案では、土地活用ゾーンをさらに公共・公益と活力創造の 2 つの要素に分けました。

そして、平成 31 年 4 月のまちづくり協議会としての将来の土地利用の方向性を踏まえ、次の 4 ゾーンを選定しました。

農業振興ゾーン	民有地を中心に、営農を希望する地権者を中心に、新たな都市農業を行うエリアです。規模は、現時点での農業継続意向や、市の農業施策を踏まえて、概ね 50ha と設定しました。
公園・防災ゾーン	国有地を活用し、公園や防災施設等を整備するエリアです。国際園芸博覧会の跡地として、広域的に利用される公園と位置づけられることを想定し、概ね 50ha と設定しました。
観光・賑わいゾーン	民有地を中心に、広大な土地を最大限に生かし、集客力のある施設を誘致することで賑わいを創出するエリアです。規模は、大街区化による土地利用を前提に、集客力の高いテーマパークを核とした複合的な集客施設の立地を想定し、概ね 125ha と設定しました。
物流ゾーン	民有地を中心に、交通の利便性を生かし、新しい物流を行うエリアです。規模は、近年の物流施設の大型化、高機能化を踏まえ、約 15ha と設定しました。

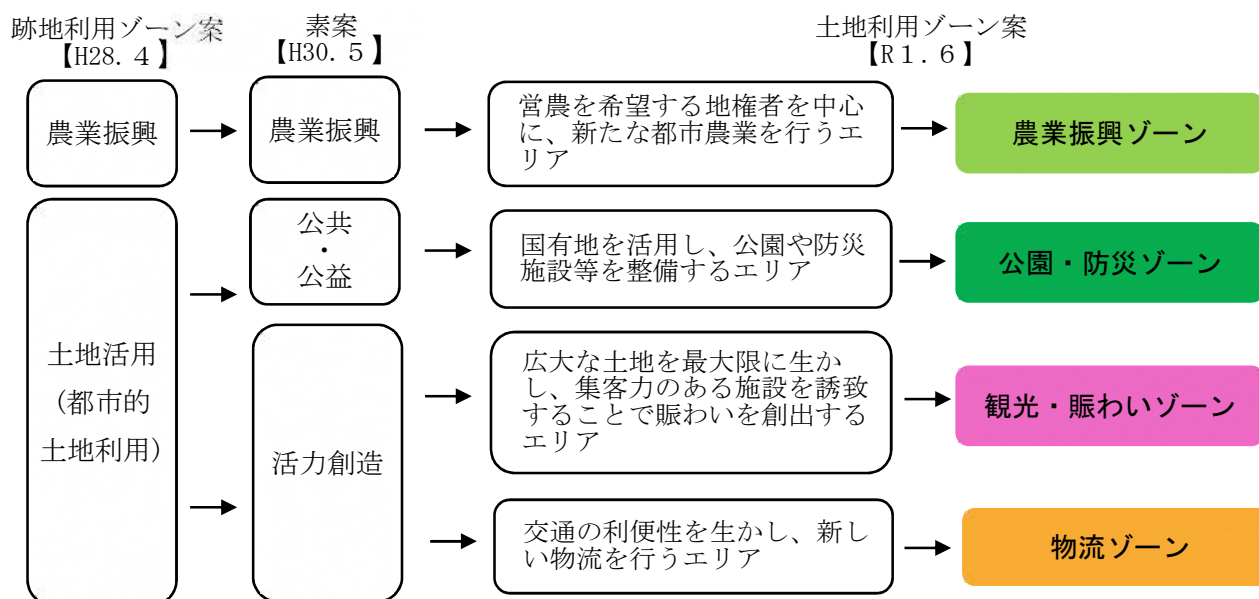


図 2.3-14 土地利用ゾーン選定の経緯

② 土地利用ゾーンの配置

配置については、上位計画や対象事業実施区域の土地利用状況を踏まえ、環境にも配慮し、前提条件として設定しました。なお、土地利用現況図は図 2.3-15 に示すとおりです。

現況の環境に配慮した計画

対象事業実施区域及びその周辺は、貴重な自然環境や農地が残されています。対象事業実施区域の南東部には、瀬谷市民の森と連続した樹林環境を形成している樹林や和泉川源流域が手つかずのまま存在し、様々な生物の生息・生育地となっていることが考えられます。従って、「公園・防災ゾーン」を南東部に配置することで既存緑地である市民の森と連携させた配置とするとともに、環境の変化を最小限に抑え、現況の環境に配慮した計画とします。

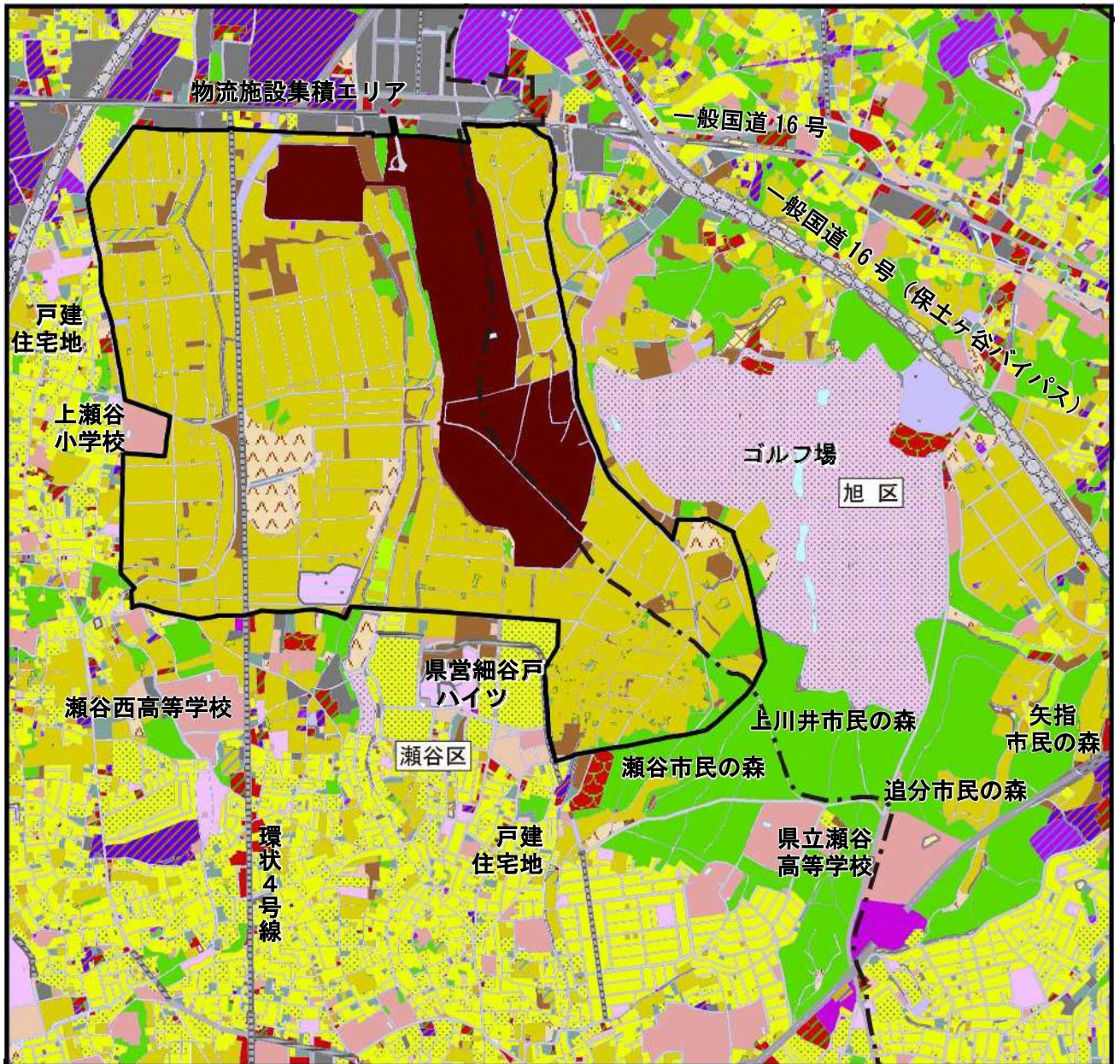
営農意向を踏まえた計画

営農意向を踏まえ、現在のまとまりのある農地を基本とし、旭区・瀬谷区にそれぞれ「農業振興ゾーン」を配置します。

周辺の土地利用に配慮した計画

対象事業実施区域の南東側は、民間ゴルフ場や瀬谷市民の森などが広がり、西側から南側には、集合住宅や戸建住宅、北側は道路交通の利便性の良さから物流施設等が集積されています。また、上瀬谷小学校が対象事業実施区域の西側に立地しています。

周辺環境への影響が比較的大きいことが想定される「観光・賑わいゾーン」については、住宅地と可能な限り離隔をもって配置し、「物流ゾーン」は既存の物流施設集積エリアに隣接する北側へ配置するとともに、環状4号線への交通負荷の低減や通学路の安全性を考慮し、環状4号線東側へ配置します。

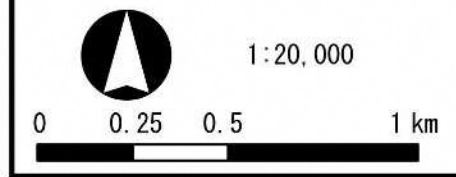


凡例

対象事業実施区域

区界

- | | | |
|---------|------------|-------------|
| 田 | 住宅用地 | 文教厚生用地 |
| 畑 | 集合住宅用地 | 運輸倉庫用地 |
| 農業用施設用地 | 店舗併用住宅用地 | 重化学工業用地 |
| 平地地山林 | 店舗併用集合住宅用地 | 供給処理施設用地 |
| 河川・水路 | 作業所併用住宅 | 防衛用地 |
| 湖沼 | 業務用地 | 都市公園 |
| プール・貯水槽 | 商業用地 | ゴルフ場 |
| 荒地 | 宿泊娯楽施設用地 | その他オープンスペース |
| 海浜 | 商業用地（複合系） | 未利用地 |
| 人工法面等 | 公共用地 | 取壊・改変工事中 |



- | | |
|------------|------------|
| 駐車場 | 道路：その他 |
| その他空地 | 道路：15m~22m |
| 自動車専用道路 | 道路：12m~15m |
| 道路：幅員22m以上 | 道路：6m~12m |
| 道路：4m未満 | 道路：4m~6m |

資料：横浜市建築局平成25年基礎調査データ（地図情報レベル2500）より作成

図 2.3-15 土地利用現況図

表 2.3-6(1) 都市計画対象事業に係る主な経緯

年.月.日	主な経緯
昭和 26. 3. 15	米軍が旧日本海軍の倉庫施設を接收（昭和 20. 8）し、その後一旦解除（昭和 22. 10. 16）され、農林省が開拓財産として土地を地元農民に売渡手続を進めていたところを再接収された。
昭和 35. 3	日米合同委員会において、周辺地域 945ha に電波障害防止地域を設定することが合意
昭和 37. 1	日米合同委員会において、電波障害防止地域及び制限基準について合意
昭和 44. 2	日米合同委員会において、ウド栽培のため、一部土地の共同使用が合意
昭和 48. 3	日米合同委員会において、水道管理設のため一部土地の共同使用について合意
昭和 48. 11	施設内海軍道路の使用については、日米合同委員会で共同使用が承認されるまでの間、現地司令官の暫定的措置として一般に開放することが 5 者間（米軍・県・県警・市・横浜防衛施設局）協議の結果、合意
昭和 51. 9	広域避難場所に指定
昭和 52. 3	施設内の国有農地が同地の 167 人の耕作者に売却（売渡面積約 107ha）。引き続き昭和 52 年 11 月には 4 人に約 0.5ha、昭和 59 年 3 月には 10 人に約 1.9ha が売却
昭和 52. 4	施設内海軍道路用地（40,599 m ² ）が横浜市に譲与
昭和 52. 9	日米合同委員会において、相沢川の河川改修工事に伴う維持管理のため、通信施設の一部土地の共同使用が合意
昭和 53. 4	施設内農道用地（181,501 m ² ）が横浜市に譲与
昭和 54. 12	日米合同委員会において、農地整備のための施設の共同使用（第一次）が合意 日米合同委員会において海軍道路の共同使用が合意
昭和 55. 8	日米合同委員会において水道管理設のための共同使用が合意
昭和 57. 2	相沢川の河川改修工事が完成
昭和 57. 3	海軍道路の拡幅整備工事（施設内部分、2 車線）が完成
昭和 57. 9	日米合同委員会において、大門川の河川改修工事に伴う維持管理のため、通信施設の一部土地の共同使用が合意
昭和 59. 3	第一次農地整備工事が完了（昭和 55 年 2 月 9 日着工）
昭和 63. 7	大門川河川改修工事の完成に伴い、維持管理用地（6,273.26 m ² ）が横浜市へ譲与
平成 4. 3	「農耕に関する了解覚書」が上瀬谷農業専用地区協議会、上川井農業専用地区協議会、在日米海軍並びに横浜防衛施設局の 4 者間で締結
平成 7. 4	施設周辺に設定されていた電波障害防止地域が廃止
平成 16. 10	同施設に所在していた司令部が青森県三沢飛行場に移転
平成 16. 10. 18	日米合同委員会において、返還の方針が合意された。
平成 16. 10	市経営責任職による「横浜市返還施設跡地利用プロジェクト ^{注1} 」が設置された。
平成 17. 6	学識経験者等を委員とする「横浜市返還跡地利用構想検討委員会 ^{注2} 」が設立された。
平成 17. 12	「横浜市返還跡地利用構想検討委員会」から「返還施設の跡地利用に関する提言 ^{注3} 」をいただく。
平成 18. 1～3	「返還施設の跡地利用に関する提言 ^{注3} 」に対して、意見募集を実施した。
平成 18. 6	「米軍施設返還跡地利用指針 ^{注4} 」が策定された。
平成 19. 3	「米軍施設返還跡地利用指針 ^{注4} 」の具体化に向けた取組方針を「横浜市米軍施設返還跡地利用行動計画 ^{注5} 」としてまとめた。
平成 20. 8	住宅及び関連施設が閉鎖
平成 21. 4	米海軍厚木航空施設司令部と上瀬谷通信施設などを対象とした「災害対応準備及び災害救援の共同活動に関する覚書」を締結
平成 23. 1	在駐による警備が一部巡回による警備に変更
平成 23. 3	「横浜市米軍施設返還跡地利用行動計画 ^{注5} 」が改訂された。
平成 27. 6. 30	上瀬谷通信施設の全域が返還された。
平成 27. 7	国から国有地の立入りの承認を得て、野球場及び通路の利用を開始した。また、国有地での耕作についても同様に立入りの承認を得て、露地での耕作は平成 28. 6 末、ウド栽培は平成 29. 6 末までの使用が認められた。

表 2.3-6(2) 都市計画対象事業に係る主な経緯

年.月.日	主な経緯
平成 27. 10. 1	「旧上瀬谷通信施設公共空地利用管理運営連絡会」を設置し、野球等の利用を開始した。
平成 28. 3. 28	環状 4 号線（上瀬谷地区）約 450m が開通した。
平成 28. 4	「農業振興ゾーン」と「土地活用ゾーン」からなる「跡地利用ゾーン（案）」を横浜市から地権者へ提示した。
平成 28. 10	旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会の開催検討への支援協力を国に要望した。
平成 29. 3	「今後の土地利用検討の進め方」を公表した。
平成 29. 11. 27	地権者による「まちづくり協議会」が設立された。
平成 30. 5. 14	今後の検討の方向性として「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画（まちづくり協議会・横浜市 素案）」を公表した。
令和元. 6	横浜市からまちづくり協議会へ土地利用ゾーン案を提示した。
令和元. 6～11	6月に提示した土地利用ゾーン案をもとに、まちづくり協議会で複数案の土地利用ゾーン案について検討を行った。
令和元. 9	国際園芸家協会（AIPH）年次総会で、横浜市が 2027 年の国際園芸博覧会開催を申請し、承認された。
令和元. 11	土地利用ゾーンについて、横浜市とまちづくり協議会で合意した。
令和元. 12	「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画（素案）」公表
令和 2. 1	（仮称）旧上瀬谷通信施設土地区画整理事業 計画段階環境配慮書 送付
令和 2. 1～2	「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画（素案）」に対する市民意見募集の実施
令和 2. 3	計画段階配慮書に対する市長意見書 公告
令和 2. 3	「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」公表

注 1：「横浜市返還施設跡地利用プロジェクト」

市内米軍施設の返還後の跡地は、長期的視点に立って、横浜市のまちづくりや都市基盤整備に活用すべき資産であるとともに、市民のための緑地として確保すべき資産であることに鑑み、これの有効活用を図る検討組織として設置した庁内組織

<検討事項>

- (1) 返還跡地の利用に関する市の基本的な方針に関すること
- (2) 返還跡地の利用に関する具体化方策に関すること
- (3) 返還跡地を利用するにあたっての民間、国などの関係機関との連携に関すること
- (4) その他必要と認められた事項に関すること

注 2：「横浜市返還跡地利用構想検討委員会」

返還方針が合意された上瀬谷通信施設、深谷通信所、富岡倉庫地区、根岸住宅地区、小柴貯油施設の跡地利用構想を検討するために、平成 17 年 6 月に設置された学識経験者等を委員（委員長 早稲田大学特命教授 伊藤滋）とする委員会。現地視察を含め、5 回の会議を開催し、検討を行った。

注 3：「返還施設の跡地利用に関する提言」

横浜市返還跡地利用構想検討委員会での議論をとりまとめたもの。跡地利用の全体テーマを「横浜から始める首都圏の環境再生」とし、これをうけて、旧上瀬谷通信施設の施設別テーマを「農・緑・防災の大規模な野外活動空間」と設定した。

注 4：「米軍施設返還跡地利用指針」

返還施設の跡地利用に関する提言や、提言に対して実施した市民意見募集の意見を受けて、横浜市としてとりまとめた米軍施設の跡地利用に関する指針。

注 5：「横浜市米軍施設返還跡地利用行動計画」

米軍施設返還跡地利用指針の具体化に向け、横浜市としての今後の取組方針を明らかにし、跡地利用の具体化を図るためにまとめたもの。施設別行動計画として、旧上瀬谷通信施設は、環状 4 号線の八王子街道交差箇所の早期整備を目指し、共同使用の手続きを進めることを行動計画のポイントとしている。なお、本計画は、平成 23 年 3 月に改定しており、環状 4 号線の八王子街道交差箇所の早期整備を目指すとともに、民間土地所有者と跡地利用の検討を進めることを行動計画の当面の目標と更新している。

(3) 上位計画

都市計画対象事業は以下に示す上位計画との整合を図りつつ計画の検討をしています。

- ① 横浜市中期4か年計画 2018～2021
- ② 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- ③ 都市計画マスタープラン・旭区プラン
- ④ 都市計画マスタープラン・瀬谷区プラン
- ⑤ 横浜市水と緑の基本計画
- ⑥ 横浜都市農業推進プラン
- ⑦ 旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画

(4) 事業内容の具体化の過程における環境保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容

① 配慮書時点の対象事業の内容と計画段階配慮事項の検討結果

ア. 複数案等について

対象事業実施区域は、米軍施設跡地であり、その土地利用の方向性については平成18年に「米軍施設返還跡地利用指針」としてとりまとめています。事業の実施については、長年にわたって自由な土地利用が制限されてきた経緯や、地権者の早期の生活再建が必要になる等の特殊性を踏まえ、迅速かつ計画的に実現することが求められています。

また、国有地、市有地、民有地の混在を解消するとともに、農業振興と都市的土地利用を行う土地を集約し、将来必要となる農業基盤や道路等の都市基盤の整備を一体的に推進するため、旧上瀬谷通信施設地区全域において一体的な土地の整序を行う必要があります。

計画段階環境配慮書では、事業の位置および規模について複数案を設定することが基本となっていますが、このような背景から、都市計画対象事業においては、旧上瀬谷通信施設全域での事業実施が必要となるため、事業の目的が達成可能な位置又は規模に関する複数案は設定しませんでした。また、土地区画整理事業（都市計画決定を伴うもの）によらない他の事業手法を用いて、事業の目的を達成することは現実的ではないため、土地区画整理事業を都市計画に定めないとする案も設定しないこととしました。

また、対象事業実施区域は、民有地が全体の約45%を占めていますが、米軍施設として使用されてきたため、約70年間にわたって土地利用が制限されてきました。農業専用地区でありながら、農業基盤の整備も制限されており、米軍施設の電波受信基地としての役割から、電波障害防止地域が設けられており、建造物の建築や栽培する作物などに厳しい制限がかけられていました。

このような経緯を踏まえ、土地利用については、地権者の理解が必要であることから、土地利用の方向性については、地権者による「まちづくり協議会」とともに検討を進めてきました（「2.3.7 都市計画対象事業の背景及び経緯」(p.2-13~23)参照）。

なお、土地利用のゾーンの選定及び配置等については、様々な案についてまちづくり協議会と意見交換を行ってきた結果、図2.3-13(p.2-18参照)に示した「土地利用ゾーン」として、横浜市とまちづくり協議会で合意しました。

従って、計画段階配慮事項を検討するための事業計画は、「土地利用ゾーン」を基本とし、計画段階配慮事項を検討しました。なお、土地利用ゾーンの配置については、現況の環境にも配慮しながら、対象事業実施区域の交通利便性の良さをいかした計画となっています（「土地利用ゾーンの考え方」(p.2-19~21)参照）。

イ. 事業計画の概要

事業計画の考え方は表2.3-7、事業計画の土地利用面積は表2.3-8に示すとおりです。

表 2.3-7 事業計画の考え方

<p>事業計画の 基本方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・営農意向を踏まえ、農業振興ゾーンを配置します。 ・現況の環境に配慮した計画とします。 ・周辺の土地利用状況に配慮し、観光・賑わいゾーンや物流ゾーンは、可能な限り住宅地と離隔をもち、交通負荷の低減や通学路の安全性を考慮して配置します。 								
<p>事業計画の 配置の 考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・旭区、瀬谷区それぞれに農業振興ゾーンを配置します。 ・民間ゴルフ場や市民の森などの既存緑地との一体性を考慮し、公園・防災ゾーンを対象事業実施区域の南側に配置します。 ・観光・賑わいゾーンは、可能な限り住宅地と離隔をもって配置します。 ・物流ゾーンは既存の物流施設集積エリア周辺である北側へ配置し、交通負荷の低減や通学路の安全性を考慮し、環状4号線東側へ配置します。 								
<p>事業計画</p>	<table border="1" data-bbox="391 1668 1385 1960"> <tr> <td>農業振興ゾーン</td> <td>営農を希望する地権者を中心に、新たな都市農業を行うエリア</td> </tr> <tr> <td>公園・防災ゾーン</td> <td>国有地を活用し、公園や防災施設等を整備するエリア</td> </tr> <tr> <td>観光・賑わいゾーン</td> <td>広大な土地を最大限に生かし、集客力のある施設を誘致することで賑わいを創出するエリア</td> </tr> <tr> <td>物流ゾーン</td> <td>交通の利便性を生かし、新しい物流を行うエリア</td> </tr> </table>	農業振興ゾーン	営農を希望する地権者を中心に、新たな都市農業を行うエリア	公園・防災ゾーン	国有地を活用し、公園や防災施設等を整備するエリア	観光・賑わいゾーン	広大な土地を最大限に生かし、集客力のある施設を誘致することで賑わいを創出するエリア	物流ゾーン	交通の利便性を生かし、新しい物流を行うエリア
農業振興ゾーン	営農を希望する地権者を中心に、新たな都市農業を行うエリア								
公園・防災ゾーン	国有地を活用し、公園や防災施設等を整備するエリア								
観光・賑わいゾーン	広大な土地を最大限に生かし、集客力のある施設を誘致することで賑わいを創出するエリア								
物流ゾーン	交通の利便性を生かし、新しい物流を行うエリア								

表 2.3-8 事業計画の土地利用面積

ゾーン等の区分	面積 ^{注1}	割合
農業振興ゾーン	約 50ha	約 21%
土地活用ゾーン	約 192ha	約 79%
公園・防災ゾーン	約 50ha	約 21%
観光・賑わいゾーン	約 127ha	約 52%
物流ゾーン	約 15ha	約 6%
合計	約 242ha	100%

注1：面積には、道路、調整池等を含みます。

② 計画段階配慮事項の検討結果

計画段階配慮事項として、地盤、土壌、動物、植物、生態系、景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の7項目を選定し、周辺環境への影響への比較を行いました。

計画段階配慮事項についての評価の結果及び環境保全措置は、表 2.3-9 のとおりです。

表 2.3-9(1) 計画段階配慮事項についての評価の結果

環境要素	評価結果	環境保全措置
地盤	土砂災害警戒区域に指定されている箇所及びその周辺において造成等を行う場合にあつては、土砂災害防止の観点から留意すべき地域への立地を回避できませんが、その改変範囲はわずかであるため、地盤の安定性への影響は軽微だと想定されます。また、実施段階の環境影響評価において、環境保全措置を具体化することで、地盤の安定性に係る影響が実行可能な範囲内でできる限り回避、又は低減されるものと評価します。	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒区域及びその周辺における土地利用の制限または地盤の安定性に配慮した適切な造成計画立案
土壌	<p>旧日本海軍または米軍通信施設として利用されていた範囲を改変する場合にあつては、土壌汚染の拡散が懸念される地域への立地が回避できない可能性があり、一定の影響が想定されます。</p> <p>これらの影響に対して、実施段階の環境影響評価並びに「土壌汚染対策法」(平成14年5月法律第53号)や「横浜市生活環境の保全等に係る条例」(平成14年12月横浜市条例第58号)に基づく手続において、環境保全措置を具体化することで、土壌汚染に係る影響を実行可能な範囲内でできる限り回避、又は低減されるものと評価します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 土地の造成等により形質変更を行う範囲における、「土壌汚染対策法」(平成14年5月法律第53号)や「横浜市生活環境の保全等に係る条例」(平成14年12月横浜市条例第58号)に基づく適切な対応(土壌汚染状況の把握を含みます。)
動物	<p>樹林、水田等の水辺及び河川などの水域の一部並びにホタル生息確認地域の一部が消失するため、これらの環境に生息する動物の重要な種及びホタル生息確認地域には一定の影響があると考えます。また、草地が大幅に減少するため、草地に生息する動物の重要な種には重大な影響があると考えます。</p> <p>これらの影響に対して、農業振興ゾーンや公園等を適切に配置し、隣接する市民の森との連担性を高めることで、動物の重要な種及び注目すべき生息地に係る影響が実行可能な範囲内でできる限り低減できるものと評価します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 実施段階の環境影響評価を踏まえた適切な環境保全措置の立案及び実施 緑の連担性を確保し、動物の生息域の分断を抑える措置 造成や供用に伴う汚濁水等の流出対策による重要な種等の生息環境への影響低減 水辺を利用する多くの動物が生息可能な環境づくり

表 2.3-9(2) 計画段階配慮事項についての評価の結果

環境要素	評価結果	環境保全措置
植物	<p>樹林、草地、水田等の水辺及び河川等の水域の一部が消失するため、これらの環境に生育する植物の重要な種には一定の影響があると考えます。また、草地が大幅に減少するため、草地に生育する植物の重要な種には重大な影響があると考えます。</p> <p>これらの影響に対して、農業振興ゾーンや公園等を適切に配置し、隣接する市民の森との連担性を高めることとします。また、移植可能なものについては、移植による代償措置を図るなど植物の生育環境に配慮します。これらの取り組みにより、植物の重要な種に係る影響が実行可能な範囲内でできる限り低減できるものと評価します。</p> <p>なお、重要な植物群落及び巨樹・巨木林等については、事業実施想定区域内に存在しないことから、重大な影響は生じないと評価します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実施段階の環境影響評価を踏まえた適切な環境保全措置の立案及び実施 ・緑の連担性を確保し、植物の生育域の分断を抑える措置 ・造成や供用に伴う汚濁水等の流出対策による重要な種等の生育環境への影響低減 ・地域の潜在自然植生に配慮した植栽の選定等 ・水辺の湿性草地や乾性草地環境の回復、復元又は創出
生態系	<p>事業実施想定区域の全域が生物多様性保全上重要な里地里山に選定されており、直接的改変により、「三保・新治、川井・矢指・上瀬谷」全体の面積の約1割が減少します。ホテル生息確認地域は、直接的改変により1か所が消失、2か所は面積が約4～5割減少します。湧水は、調査区域内にある6か所のうち3か所が直接的改変により消失する可能性があります。事業実施想定区域の全域が緑の10大拠点に位置付けられており、直接的改変により、「川井・矢指・上瀬谷地区」全体の面積の約3割強が減少します。これらを勘案すると、重要な自然環境のまとまりの場に重大な影響があると考えます。</p> <p>これらの影響に対して、農業振興ゾーンや公園等を適切に配置し、隣接する市民の森との連担性を高めることで、生態系に係る影響が実行可能な範囲内でできる限り低減できるものと評価します。</p> <p>なお、植生自然度9、特別緑地保全地区、トンボ池等主なエコアップスポット（点のビオトープ）は、事業実施想定区域内に存在しないことから、重大な影響は生じないと評価します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実施段階の環境影響評価を踏まえた適切な環境保全措置の立案及び実施 ・緑の連担性及び重要な自然環境のまとまりの場を確保し、生態系の分断を抑える措置 ・造成や供用に伴う汚濁水等の流出対策による生態系への影響低減 ・水辺を利用する多くの動植物が生息、生育可能な環境づくり

表 2.3-9(3) 計画段階配慮事項についての評価の結果

環境要素	評価結果	環境保全措置
景 観	<p>景観資源である「旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域」の一部と「海軍道路沿いの桜並木」の約5割が消失するため、重大な影響があると考えます。これらの影響に対しては、実施段階の環境影響評価において、環境保全措置を具体化することで、景観資源に係る影響が実行可能な範囲内で低減されるものと評価します。</p> <p>主要な眺望点の直接的改変がないこと、全ての主要な眺望点から事業実施想定区域が視認できないことなどから、眺望景観への影響は軽微であると考えます。また、実施段階の環境影響評価において、環境保全措置を具体化することで、眺望景観に係る影響が実行可能な範囲内でできる限り回避、又は低減されるものと評価します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農業振興ゾーン、公園等の適切な配置による緑農地域の景観保全 ・事業実施想定区域における新たな桜並木等の創出 ・景観資源の改変部分における周辺構成種による緑化 ・遠景である丹沢山地や富士山の眺望に配慮した将来の土地利用計画
人と自然との触れ合いの活動の場	<p>人と自然との触れ合いの活動の場である「海軍道路の桜並木」の約5割及び「鎌倉古道 北コース」上の桜並木の一部が消失するため、重大な影響があると考えます。</p> <p>これらの影響に対して、実施段階の環境影響評価において、環境保全措置を具体化することで、人と自然との触れ合いの活動の場に係る影響が実行可能な範囲内でできる限り低減されるものと評価します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉古道北コースの可能な限りの保全 ・事業実施想定区域における新たな桜並木等の創出 ・公園、緑地、調整池における新たな人と自然との触れ合いの活動の場の創出

③ 方法書までの事業内容の具体化の過程における環境保全の配慮に係る検討の経緯

ア. 配慮書における検討結果

配慮書において、環境配慮事項として選定した地盤、土壌、動物、植物、生態系、景観及び人と自然との触れ合いの活動の場については、表 2.3-9 に示す環境保全措置を講じることにより、都市計画対象事業に係る影響を事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減できるものと評価しました。

イ. 構想段階評価書の状況

都市計画運用指針の改定に伴い取りまとめて公表した「(仮称) 旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 構想段階評価書」(令和2年1月、横浜市)において、配慮書における環境面以外に、社会経済面の観点から評価を行いました。その結果、表 2.3-10 に示すとおり、施行区域周辺の土地利用との総合性、区域外との道路ネットワークと、区域内の都市施設計画と土地利用計画との整合性、歩行者自転車の移動性・安全性、郊外部の新たな活性化拠点の形成について確保等がなされていると評価しました。

表 2.3-10 社会経済面の観点からの評価結果

項目	評価結果
<p>都市計画の 一体性・総合 性の確保に 関する評価</p>	<p>・農業振興ゾーンについて、旭区側は民間ゴルフ場や市民の森の近くに配置し、瀬谷区側は環状4号線西側、既存の住宅地近くに配置することで、営農環境を確保することが可能と評価します。</p> <p>・公園・防災ゾーンは、対象事業区域の南東側に配置することで、既存緑地である市民の森とまとまりのある緑地が形成でき、広域的な防災拠点（消防・警察・自衛隊などの受入に必要な広域応援活動拠点）としての機能が確保されると評価します。</p> <p>・物流ゾーンは、対象事業区域の北側に配置することで、既存の物流施設集積エリアと一体となり、操業環境を形成、保全することが可能と評価します。</p> <p>・観光・賑わいゾーンは、対象事業区域の中央に配置することで、市街地の連続性が確保され公共施設を効率的に整備できると評価します。ただし、観光・賑わいゾーンの東側には、第3種風致地区が指定されていることから、緑との離隔となる、道路やゾーン外周の緑の配置等を今後検討していく必要があると考えます。</p>
<p>区域外との道路 ネットワーク と、区域内の都 市施設計画と土 地利用計画との 整合性</p>	<p>・区域外との道路ネットワークは、主要な地区内道路を、地区外の八王子街道、環状4号線、瀬谷地内線につなげ、交通需要に対応した計画とすることから整合していると評価します。</p> <p>・主要な地区内道路と土地利用の関係は、主要な地区内道路を「各土地利用ゾーンへのアクセス」や「観光・賑わいゾーン外周での円滑な交通処理」を考慮して配置していることから整合していると評価します。</p> <p>・新たな交通は、「大規模な土地利用転換に伴い、発生が想定される交通需要に対応するよう導入を図る」としており、土地利用と都市施設の計画は連携していると評価します。</p>
<p>歩行者自転車 の移動性・安全 性</p>	<p>・現在、対象事業区域周辺は自転車通行空間、歩行者空間及び車道は明確に分かれておらず、都市計画対象事業で、主要な地区内道路に自転車通行空間と歩行者空間を確保することで、移動性・安全性は確保されると評価します。</p>
<p>施行区域の 一体的な開 発、整備の必 要性に関す る評価</p>	<p>・現在、対象事業区域周辺の産業は、農業や一部物流倉庫などがあるものの大きな産業はありません。このため、テーマパークを核とする集客施設を立地させることで、周辺住民の雇用の場の創出が期待できます。また、現在インバウンド（訪日外国人旅行者）による消費の取り込みが行えていない状況ではありますが、当該施設ができることで、インバウンドによる消費を取り込むことが可能となります。</p> <p>・観光・賑わいゾーンに、テーマパークを核とする集客施設が立地し、国内外から人を呼び込む観光拠点を形成することで、交流人口の増加が期待できます。また、対象事業区域での一体的な開発、整備を進め、各ゾーンの連携を促進できる事業手法や区域を検討することで、人やものが行き交い、将来的には年間1,500万人が訪れ、環境と共生した郊外部の新たな活性化拠点を形成することが期待できます。</p> <p>・そのため、施行区域の一体的な開発、整備の必要性があると評価します。</p>

資料：「(仮称) 旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 ～構想段階評価書(概要版)～」(令和2年1月、横浜市)より作成

上記を踏まえ、配慮書に示した事業計画を基に、詳細な計画を検討しました。

第3章 対象事業実施区域及びその周辺の概況

3.1 調査対象地域等の設定

対象事業実施区域及びその周辺における自然的社会的状況に関する情報を収集し、当該地域の地域特性の把握に努めました。

自然的社会的状況に関する情報の収集は、図 3.1-1 に示すとおり、本事業の影響を網羅できる範囲として、対象事業実施区域を中心とした約 4 km 四方を含む区域（以下、「調査区域」といいます。）を対象として行うことを基本としました。統計データの情報収集に関しては、神奈川県では、横浜市瀬谷区、旭区、緑区、大和市、東京都では町田市の 2 市 3 区（以下、「調査対象地域」といいます。）を対象としました。

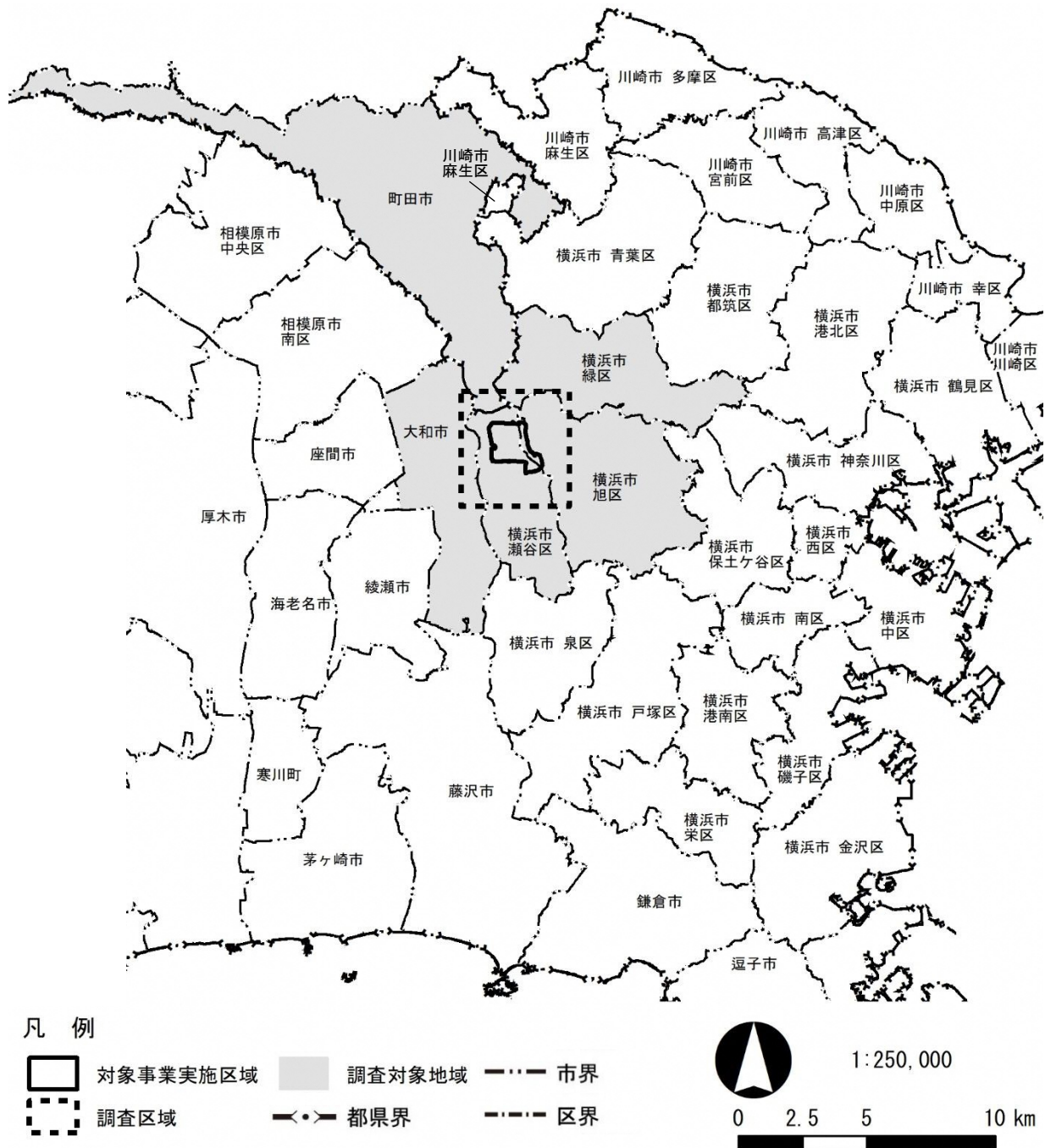


図 3.1-1 調査対象地域等の位置

3.2 自然的、社会的状況の概要

対象事業実施区域及びその周辺における自然的、社会的状況に関する情報を収集し、当該地域の地域特性の把握に努めました。その概要は表 3.2-1 に示すとおりです。

表 3.2-1(1) 地域の概況

項目		対象事業実施区域及びその周辺地域の状況	
自然的状況	大気環境の状況	<p>気象</p> <p>横浜地方気象台における令和元年の平均気温は 16.9℃、平均湿度 68%、平均風速 3.5m/s、最多風向は北、降水総量 1,937.0mm となっています。</p> <p>大気質</p> <p>調査区域には一般環境大気測定局は「瀬谷区南瀬谷小学校測定局」と「大和市役所測定局」があります。平成 30 年度の測定結果は、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素及び微小粒子状物質は環境基準に適合していましたが、光化学オキシダントは、環境基準に不適合でした。ダイオキシン類は「瀬谷区南瀬谷小学校測定局」でのみ測定されており、環境基準に適合していません。</p> <p>自動車排出ガス測定局は「旭区都岡小学校測定局」と「大和市深見台交差点測定局」があり、平成 30 年度の測定結果は、浮遊粒子状物質、一酸化炭素及び二酸化窒素のいずれも環境基準に適合していません。微小粒子状物質は「大和市深見台交差点測定局」でのみ測定されており、環境基準に適合していません。</p> <p>騒音</p> <p>道路交通騒音は、調査区域にある 8 地点の測定場所のうち、主要地方道丸子中山茅ヶ崎（瀬谷区二ツ橋町）、一般国道 16 号（保土ヶ谷バイパス）（旭区上川井町）、一般国道 246 号（大和市下鶴間 2572 付近）、一般国道 16 号（町田市鶴間 1685-2）の昼間及び夜間、一般国道 246 号（大和市下鶴間 2-12 付近）の夜間が環境基準に不適合でした。</p> <p>一般環境騒音は、調査区域にある 9 地点の測定場所のうち、旭区下川井町の夜間が環境基準に不適合でした。</p> <p>振動</p> <p>道路交通振動は、調査区域にある 3 地点の測定場所のうち、一般国道 246 号（大和市下鶴間 2572 付近）の夜間が要請限度を上回っていました。</p> <p>悪臭</p> <p>調査区域において、公的機関による悪臭の測定はなされていません。また、「悪臭防止法施行令」（昭和 47 年 5 月政令第 207 号）に指定される特定悪臭物質を排出する事業所は対象事業実施区域に存在しませんでした。</p>	
	水環境の状況	水象	<p>対象事業実施区域内には、大門川、相沢川及び堀谷戸川が、その周辺では東側には帷子川、南側には和泉川、西側には境川が流れています。各河川流量の年平均値は、大門川 0.021m³/s、相沢川 0.017m³/s、堀谷戸川 0.034m³/s、帷子川 3.150m³/s、和泉川 0.047m³/s、境川 0.265～2.130m³/s となっています。</p> <p>また、対象事業実施区域の北東側及び南東側の周辺には湧水がみられます。</p>
		水質	<p>【河川の水質】 鶴間橋（境川）の pH、DO、BOD、SS は、最近 5 年間（平成 25 年度～平成 29 年度）において環境基準に適合しています。また、中川橋（大門川）の DO、BOD 及び中井橋（堀谷戸川）の pH、DO、BOD は、最近 5 年間（平成 25 年度～平成 29 年度）において環境基準に適合していますが、中川橋（大門川）の pH は、平成 27 年度から平成 29 年度にかけて環境基準に不適合でした。</p> <p>【地下水の水質】 平成 26 年度から平成 30 年度において、瀬谷区本郷一丁目と二丁目、瀬谷区相沢三丁目、旭区下川井町で環境基準に不適合でした。</p>
	土壌及び地盤の状況	土壌	<p>対象事業実施区域には、厚層多腐植質黒ボク土、腐植質黒ボクグライ土及び人工改変台地土が分布しています。</p>
		土壌汚染	<p>調査区域内には、形質変更時要届出区域が 1 箇所あり、瀬谷駅の南側に位置しています。また、対象事業実施区域は、戦前は旧日本海軍の倉庫施設が存在していました。</p>

表 3.2-1(2) 地域の概況

項目		対象事業実施区域及びその周辺地域の状況
自然的状況	土壌及び地盤の状況	<p>対象事業実施区域がある行政区分において、瀬谷区の観測水準点数は 13 地点のうち沈下点数は 11 地点で、いずれも沈下量は 10mm 未満となっています。旭区の観測水準点は 13 地点であり、全点で沈下していますが、いずれも沈下量は 10mm 未満となっています。なお、大和市及び町田市については、調査区域内に公表されている観測水準点はありませんでした。</p> <p>調査区域の大部分は丘陵地及び台地面となっており、軟弱地盤の層厚は 0～5m となっています。</p>
	地形及び地質の状況	<p>対象事業実施区域の地形は、主に武蔵野段丘面群となっています。対象事業実施区域の標高は、おおむね 60m 以上 80m 未満であり、東側に標高 80m 以上 100m 未満の丘陵地があります。</p> <p>三保町の谷津田景観（三保市民の森）は保全すべき地形として、「日本の地形レッドデータブック 第 2 集—保全すべき地形—」（小泉武栄・青木賢人 編 平成 14 年 3 月）に記載されています。</p>
	地質	<p>【表層地質】 対象事業実施区域には武蔵野ローム層、相模層群・下末吉ローム層、立川ローム層等が分布しており、川沿いには沖積層が分布しています。</p> <p>【地質断面】 対象事業実施区域周辺は主に第三紀鮮新世～第四紀更新世の上総層群の泥岩・砂岩・礫岩を基盤とし、相模層群の粘土・砂・礫層、武蔵野砂礫層、立川・武蔵野・下末吉・多摩ローム層から構成されています。なお、境川沿いの谷底平野部には主に沖積層の粘土・砂・砂礫が分布しています。</p>
	土砂災害関係法令による指定状況	<p>調査区域において、砂防指定地、地すべり防止区域、土砂流出防備保安林及び土砂崩壊防備保安林は指定されていません。</p> <p>対象事業実施区域内には、急傾斜地崩壊危険区域に指定された箇所はありませんが、北東側の一部が土砂災害警戒区域に指定されています。</p>
	災害の状況	<p>【災害による被害の発生状況】 対象事業実施区域が位置する瀬谷区における平成 30 年の被害総数は住家被害が 10 棟、非住家被害が 3 棟、その他の被害が 25 件（箇所）、旭区では、住家被害が 71 棟、非住家被害が 15 棟、その他の被害が 113 件（箇所）となっています。</p> <p>【地震】 調査区域では、元禄型関東地震で震度 6 弱～6 強、東京湾北部地震で震度 5 弱～6 弱、南海トラフ巨大地震で震度 5 弱～6 弱の揺れが想定されています。</p> <p>【浸水想定区域】 対象事業実施区域において、洪水による浸水想定区域はありませんでした。内水による浸水想定区域は、対象事業実施区域の西側において、浸水深が 0 cm～2 cm 未満、2 cm～20 cm 未満の地域が散在しています。</p> <p>【液状化】 対象事業実施区域には元禄型関東地震、東京湾北部地震、南海トラフ巨大地震において「液状化危険度が高い」、「液状化する可能性がある」、「液状化危険度は低い」とされる区域が一部存在しています。</p> <p>【災害用井戸】 調査区域における災害用井戸は、瀬谷区に 45 箇所、旭区に 35 箇所、緑区に 2 箇所、町田市に 9 箇所存在しています。</p>
動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況	動物 <p>【動物相の概要】 調査区域及びその周辺の動物相の概要として、哺乳類 14 種、鳥類 149 種、爬虫類 11 種、両生類 10 種、昆虫類等 823 種、魚類 47 種、陸産貝類 32 種及び底生動物 99 種が確認されています。</p> <p>【動物の重要な種】 学術上又は希少性の観点から重要な種は、哺乳類 2 種、鳥類 68 種、爬虫類 5 種、両生類 8 種、昆虫類等 55 種、魚類 18 種、陸産貝類 5 種及び底生動物 7 種が確認されています。</p> <p>【動物の注目すべき生息地】 調査区域には、「ホタル生息確認地域」及び「トンボ池等主なエコアップスポット（点のビオトープ）」が存在しており、対象事業実施区域には「ホタル生息確認地域」が含まれています。</p>	

表 3.2-1(3) 地域の概況

項目		対象事業実施区域及びその周辺地域の状況
自然的状況	動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況	<p>植物</p> <p>【植物相の概要】 調査区域及びその周辺の植物相の概要として、維管束植物（シダ植物及び種子植物）953種が確認されています。</p> <p>【植生の概要】 対象事業実施区域の現存植生は、主に畑雑草群落及びゴルフ場・芝地であり、他にクヌギ・コナラ群落、低木群落、水田雑草群落、果樹園等が分布しています。潜在自然植生としては、シラカシ群落・ケヤキ亜群落、シラカシ群落・典型亜群落及びハンノキ群落が成立するとされています。</p> <p>【重要な種及び重要な群落】 植物の重要な種は、ミズニラをはじめとする56科127種でした。調査区域には、横浜市指定の天然記念物である日枝社のケヤキ、大和市指定の天然記念物であるハルニレ（なんじゃもんじゃの木）が確認されています。調査区域には、植生自然度10に該当する植生はなく、植生自然度9に該当する植生として、シラカシ群落が確認されています。対象事業実施区域内には、植物の重要な群落等は確認されませんでした。</p> <p>調査区域には、自然環境保全基礎調査（環境省）により選定された「巨樹・巨木林」が1本、一般社団法人 日本樹木医会 神奈川県支部により選定された「名木」が2本、横浜市の名木古木保存事業における「名木古木」（情報公開されている樹木に限る。）が13本指定されています。</p>
	生態系	<p>【環境類型区分】 調査区域の植生は、樹林（自然植生）、樹林（代償植生）、草地（代償植生）、植林地・耕作地植生、市街地等、水域の6つの環境類型区分に分類され、対象事業実施区域の環境類型区分は主に植林地・耕作地植生となっています。また、調査区域及び対象事業実施区域には、水域として河川及び湧水が存在します。</p> <p>【生態系の概要】 調査区域の生態系は、樹林環境（樹林（自然植生）、樹林（代償植生）、植林地・耕作地植生）と草地環境（草地（代償植生）、植林地・耕作地植生）を基盤に成立しているものと考えられます。</p> <p>陸生の生態系では、スギ・ヒノキ・サワラ植林、コナラ群落、シラカシ群落、畑雑草群落、牧草地等に生育する植物を生産者として、第一次消費者としてはカミキリムシ類等の草食性の昆虫類や、ノウサギ等の草食性の哺乳類が、第二次消費者としてはトンボ類等の肉食性昆虫類等が生息します。また、第三次消費者としてはカラ類、ヒバリ、キジ等の鳥類、カエル類等の両生類、トカゲ類等の爬虫類、第四次消費者としてはヘビ類等の爬虫類、第五次消費者としてはタヌキ等の雑食性又は肉食性の哺乳類が生息し、さらに、これらを餌とする最上位の消費者として、オオタカ等の猛禽類が生息すると考えられます。</p> <p>水域の生態系では、開放水域（河川）の植生を基盤とするオオカナダモ、ヒメガマ等の植物を生産者として、第一次消費者としてはタニシ等の草食性の貝類等が、第二次消費者としてはトンボ類やテナガエビ等の肉食性昆虫類等やフナ類等の魚類が、第三次消費者としてはウグイ、ナマズ等の魚食性の魚類やシギ類、チドリ類等の鳥類が生息します。さらに、これらを餌とするミサゴ等の猛禽類やアオサギ等の大型鳥類が飛来すると考えられます。</p> <p>また、水域の中でも特に湧水では、一年を通して水温がほぼ一定である特殊な環境であり、特殊な生態系が形成されています。湧水内の藻類を生産者として、第一次消費者としてはカワニナ等の草食性の底生動物等が、第二次消費者としてはヘイケボタル等の底生動物、第三次消費者としては雑食性のホトケドジョウ等の魚類、第四次消費者としてはオニヤンマ等の肉食性の底生動物が生息し、さらに、これらを餌とするカワセミ等の鳥類が飛来すると考えられます。</p> <p>【重要な自然環境のまとまりの場】 対象事業実施区域及びその周辺の重要な自然環境のまとまりの場としては、植生自然度9（シラカシ群落）、追分特別緑地保全地区をはじめとする9箇所の特別緑地保全地区、生物多様性保全上重要な里地里山（三保・新治、川井・矢指・上瀬谷）、ホタル生息確認地域、トンボ池等主なエコアップスポット、湧水（瀬谷市民の森等）、緑の10大拠点があります。</p>

表 3.2-1(4) 地域の概況

項目		対象事業実施区域及びその周辺地域の状況	
自然的状況	景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況	景観	<p>【対象事業実施区域及びその周辺の景観の概況】 対象事業実施区域は、緑豊かな丘陵地、農用地を中心としたのどかな景観となっています。また、春には、海軍道路沿いの桜並木などが良好な景観を形成しています。</p> <p>【主要な眺望点の分布及び概況】 対象事業実施区域からおおむね3kmの範囲には、展望台や峠の景観などの特筆すべき眺望点はありませんが、不特定多数の人が集まる要素を持った市民の森や公園などがあります。</p> <p>【景観資源の分布及び概況】 対象事業実施区域における景観資源は、海軍道路沿いの桜並木や、農地景観があります。また、調査区域では、東側に隣接する川井・矢指風致地区の緑地などがあります。対象事業実施区域からは遠景となりますが、富士山や丹沢の山並みについても、重要な景観資源といえます。</p> <p>【主要な眺望景観の概況】 対象事業実施区域及びその周辺は、緑豊かな丘陵地、農用地を中心としたのどかな景観が中心となっており、住宅地や工場、高速道路などの人工的な景観も見られます。また、春には、海軍道路沿いの桜並木などが良好な景観を形成しています。丹沢の山並みは対象事業実施区域においては西方向から西南西方向に眺望でき、富士山についてはその奥に、山頂部のごく一部が眺望できる状況です</p> <p>【法令等による指定状況】 調査区域は、「景観法」に基づく景観計画区域となっています。また、調査区域には、「都市計画法」に基づく風致地区があります。</p>
	人と自然との触れ合いの活動の場	人と自然との触れ合いの活動の場	<p>【人と自然との触れ合いの活動の場の状況】 ハイキングコースとしては、対象事業実施区域南西方向の鎌倉古道・上道（かみつみち）の瀬谷駅北側ルート沿いに「鎌倉古道 北コース」、対象事業実施区域南東方向の瀬谷駅から瀬谷市民の森とおとり、三ツ境駅までのルート沿いに「武相国境・緑の森コース」が存在します。また、森林浴や昆虫、植物、野鳥観察などができ、子どもも大人も楽しめる森林公園である瀬谷市民の森（19.1ha）が対象事業実施区域の南東側に存在します。</p> <p>対象事業実施区域の中央を通る海軍道路をはじめ、瀬谷中央公園、境川沿い、鎌倉古道沿い、東野第一公園は、桜の見どころスポットとなっています。</p> <p>【法令等による指定状況】 特別緑地保全地区や桜の名所とされる都市公園、各市条例に基づく市民の森や保全緑地などがあります。</p> <p>【野外レクリエーション等に係る計画等】 横浜市では、観光振興計画を策定していませんが、本事業に関連する計画としては、旧上瀬谷通信施設地区を会場とし、令和9年（2027年）3月～9月に国際園芸博覧会の開催を目指しています。</p>
社会的状況	人口及び産業の状況	人口の状況	<p>調査対象地域のうち、対象事業実施区域がある瀬谷区の人口は122,166人、1世帯あたりの人員は2.38人、人口密度は7,140人/km²、旭区の人口は245,169人、1世帯あたりの人員は2.31人、人口密度は7,479人/km²となっています（令和元年10月1日）。平成27年から令和元年の人口等の推移を見ると、瀬谷区及び旭区では、人口は減少傾向がみられ、世帯数は増加傾向がみられます。</p>
		産業	<p>調査対象地域のうち、対象事業実施区域がある瀬谷区及び旭区では、事業所数が最も多いのは卸売業、小売業となっています。また、従業者数が最も多いのは、瀬谷区では卸売業、小売業、旭区では医療、福祉となっています。</p>
	土地利用の状況	土地利用の状況	<p>対象事業実施区域内はそのほとんどがその他の農用地で、対象事業実施区域周辺の南側から西側にかけて主に低層建物、北側は工場となっており、物流施設が集積しています。対象事業実施区域の南東側は森林及びゴルフ場となっています。</p>

表 3.2-1(5) 地域の概況

項目		対象事業実施区域及びその周辺地域の状況
社会的状況	土地利用の状況	<p>調査区域全体が都市地域となっています。対象事業実施区域及びその周辺に農業地域が指定されており、対象事業実施区域内の一部が森林地域に指定されています。調査区域には、自然公園地域、自然保全地域の指定はありません。</p> <p>対象事業実施区域内の一部が農業振興地域又は農用地区域に指定されているほか、上川井農業専用地区及び上瀬谷農業専用地区に指定されており、対象事業実施区域内の一部が地域森林計画対象民有林に指定されています。</p> <p>対象事業実施区域の大部分が市街化調整区域、一部が第1種中高層住居専用地域に指定されています。対象事業実施区域の周辺は、第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、準工業地域、近隣商業地域に指定されています。</p> <p>調査区域には、特別緑地保全地区の区域がありますが、緑地保全地域はありません。</p> <p>対象事業実施区域内の一部が宅地造成工事規制区域に指定されています。</p>
	自然的土地利用の状況	<p>対象事業実施区域が位置する瀬谷区及び旭区ではそれぞれ 278ha、269ha の農地が存在し、対象事業実施区域内には、比較的大規模な農地が分布しています。</p>
	その他	<p>対象事業実施区域における地下埋設管等の状況は、環状4号線の地下に水道管、下水道管、通信ケーブルが埋設されています。大門第二雨水幹線及び相沢雨水幹線はともに対象事業実施区域外にあります。</p>
河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況	水利用の状況	<p>対象事業実施区域周辺に水道水源として取水されている河川水はなく、対象事業実施区域が位置する瀬谷区及び旭区は、主に道志川系統の水の給水区域となっています。</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺には、帷子川、堀谷戸川、大門川、相沢川、和泉川、境川が流れており、和泉川の鍋屋堰で農業用水を取水していますが、工業用水としての取水はありません。</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺においては、内水面漁業の漁業権は設定されていません。</p> <p>対象事業実施区域内の地下水利用施設として、「横浜市環境創造局農政推進課（上瀬谷跡地利用推進事業）」及び「高齢者子ども等が農体験で交流する場づくり実行委員会」の2施設があります。また、令和元年度に井戸施設の設置工事を行い、令和2年4月から供用を開始しています。</p> <p>調査区域における湧水の利用の実態については把握されていません。</p>
交通の状況	道路交通の状況	<p>対象事業実施区域内には環状4号線が南北に通っており、対象事業実施区域の北側には市道五貫目第33号線、南側には県道瀬谷柏尾が通っています。</p> <p>調査区域には、横浜市営バス、神奈川中央交通バス、相鉄バス、大和市コミュニティバスが運行しています。</p>
	鉄道の状況	<p>対象事業実施区域の最寄りの駅は、相鉄本線の瀬谷駅です。瀬谷駅の乗車人員は、平成27年度以降おおむね横ばい（22,000人／日程度）で推移しています。</p>
学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況		<p>対象事業実施区域周辺の主な教育機関等は、「横浜三育小学校」、「横浜市細谷戸保育園」、「横浜市立上瀬谷小学校」があります。主な医療機関等は、「聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院」があります。主な官公庁等は、「横浜卸本町簡易郵便局」、「中瀬谷消防出張所」があります。主な福祉施設等は、「シャローム横浜」、等があります。主な市民利用施設等は、南西側に「中屋敷地区センター」があります。主な公園・緑地等は、北東側に「上川井市坂公園」、西側に「上瀬谷公園」、「上瀬谷町東公園」、「竹村町公園」があります。住宅地については、主に対象事業実施区域の南側に隣接する地域に細谷戸団地が、西から南西側に隣接する地域には上瀬谷町、竹村町、中屋敷の集落が立地しています。</p>

表 3.2-1(6) 地域の概況

項目		対象事業実施区域及びその周辺地域の状況	
社会的状況	下水道の整備状況	対象事業実施区域が位置する瀬谷区では、下水道処理人口普及率が99%、下水道処理面積普及率が66.1%、旭区では、下水道処理人口普及率が99%、下水道処理面積普及率が69.1%となっています。また、対象事業実施区域においては、下水道は整備されていません。	
	環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況	都市計画第一種事業に係る環境関連法令等としては、環境基本法や神奈川県環境基本条例、横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例をはじめ、神奈川県生活環境の保全等に関する条例、横浜市生活環境の保全等に関する条例、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、土壌汚染対策法、廃棄物関連の諸法令、自然環境保全関連の諸法令、災害防止の諸法令、地球環境保全関連の諸法令、景観、まちづくり方針、文化財等に係る諸法令等があります。	
	文化財等の状況	指定・登録文化財	調査区域の史跡、名勝、天然記念物としては、日枝社のケヤキ（横浜市指定天然記念物）、旧小倉家住宅宅地（大和市指定史跡）があります。なお、調査区域には名勝として指定された文化財はありません。 調査区域には、重要文化的景観、重要伝統的建造物群保存地区はありません。対象事業実施区域内には、指定・登録文化財はありません。
		埋蔵文化財の状況	対象事業実施区域内をはじめ、調査区域には、埋蔵文化財包蔵地があります。
その他の事項	公害苦情処理件数	対象事業実施区域がある瀬谷区及び旭区において、公害苦情総数はそれぞれ46件及び77件であり、瀬谷区では騒音、旭区では大気汚染及び騒音、緑区では大気汚染、大和市では騒音、町田市では大気汚染が最も多くなっています。	
	廃棄物処理施設の状況	一般廃棄物の総排出量（ごみと資源の総量）は、対象事業実施区域のある横浜市では、平成30年度のごみと資源の総量は約119.5万トンで、前年度に比べ、約1.3万トン減少（約-1.1%）しています。 平成29年度の横浜市内における産業廃棄物発生量は、約10,635千トン（前年度比約6.4%増加）であり、減量化量は約6,580千トン、再生利用量は約3,835千トン、最終処分量は約219千トンとなっています。	
	その他の環境の保全を目的とした計画等	都市計画第一種事業に係る計画等としては、横浜市一般廃棄物処理基本計画～ヨコハマ3R夢プラン～、横浜市水と緑の基本計画、横浜みどりアップ計画[2019-2023]、横浜市都市農業推進プラン（2019-2023）、横浜市防災計画震災対策編、横浜市景観計画、横浜市景観ビジョン、横浜市公共事業景観ガイドライン、横浜市都市計画マスタープラン・区プラン、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、横浜市米軍施設返還跡地土地利用行動計画、横浜市SDGs未来都市計画などがあります。	

第4章 計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の方法

4.1 計画段階配慮事項の選定

計画段階配慮事項については、「都市計画主務省令*¹⁾ 第2条の規定により読み替えて適用される改正主務省令*²⁾ 第5条第1項」に基づき、都市計画第一種事業に伴う環境影響を及ぼすおそれがある要因（以下、「影響要因」といいます。）が当該影響要因により重大な影響を受けるおそれがある環境の構成要素（以下、「環境要素」といいます。）に及ぼす影響の重大性を踏まえて選定しました。なお、「都市計画主務省令*¹⁾ 第2条の規定により読み替えて適用される改正主務省令*²⁾ 第5条第2項」に基づき、対象とする影響要因は、工事が完了した後の土地または工作物の存在及び供用としました。

計画段階配慮事項の選定結果及び選定した理由又は選定しなかった理由は表 4.1-1 に示すとおりであり、改正主務省令第5条第3項に掲げられている環境要素の中から「地盤」、「土壌」、「動物」、「植物」、「生態系」、「景観」、「人と自然との触れ合いの活動の場」を選定しました。

-
- *1) 都市計画主務省令；土地区画整理事業が都市計画に定められる場合における当該土地区画整理事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年6月建設省令第22号、令和元年6月28日改正）
- *2) 改正主務省令；土地区画整理事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年6月建設省令第13号、平成25年4月1日改正）

このページに記載した内容は、計画段階環境配慮書を要約したものです。

表 4.1-1(1) 計画段階配慮事項の選定結果及び選定した理由又は選定しなかった理由

影響要因の区分 環境要素の区分			土地または工作物の 存在及び供用		選定した理由・選定しなかった理由	
			敷地の存在 (土地の改変)	建造物の 存在		
環境の自然的構成要素の良好な状態の維持	土壌に係る環境	地形及び地質	重要な地形及び地質	×	—	事業実施想定区域及びその周辺には、日本の地形レッドデータブック等に記載されているような重要な地形及び地質は存在せず、土地の改変、建造物の存在による重要な地形及び地質への影響は想定されないことから選定していません。
		地盤	地盤の安定性	○	—	事業実施想定区域に土砂災害警戒区域が存在します。土地の改変により、地盤の安定性に影響が及ぶおそれがあることから選定しました。
	地盤沈下		×	—	事業実施想定区域及びその周辺には、事業の実施による地下水の汲上等の影響要因が想定されないことから選定していません。	
	土壌	土壌汚染	○	—	土地利用履歴から事業実施想定区域内において有害物質が取り扱われていた可能性があります。土地の改変により、汚染された土壌の拡散が懸念されることから選定しました。	
		重要な土壌	×	—	事業実施想定区域及びその周辺には、重要な土壌は存在せず、土地の改変、建造物の存在による重要な土壌への影響は想定されないことから選定していません。	
	生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	動物	重要な種及び注目すべき生息地	○	—	事業実施想定区域では、動物の重要な種が生息している可能性があります。土地の改変により、動物の重要な種の生息環境に影響を及ぼす可能性があることから選定しました。
植物		重要な種及び群落	○	—	事業実施想定区域では、植物の重要な種が生育している可能性があります。土地の改変により、植物の重要な種の生育環境に影響を及ぼす可能性があることから選定しました。	
生態系		地域を特徴づける生態系	○	—	事業実施想定区域では、地域を特徴づける生態系の場が確認されています。土地の改変により、地域を特徴づける生態系の場に影響を及ぼす可能性があることから選定しました。	

注1：○：参考項目の中から選定した事項

×：参考項目であるが影響が想定されないため選定しなかった事項

—：参考項目がなく、かつ、影響が想定されないため選定しなかった事項

このページに記載した内容は、計画段階環境配慮書を要約したものです。

表 4.1-1(2) 計画段階配慮事項の選定結果及び選定した理由又は選定しなかった理由

影響要因の区分 環境要素の区分		土地または工作物の 存在及び供用		選定した理由・選定しなかった理由	
		敷地の存在 (土地の改変)	建造物の 存在		
人と自然との豊かな触れ合いの確保	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	○	○	事業実施想定区域では、主要な眺望点及び景観資源が存在しています。土地の改変、建造物の存在により、主要な眺望点からの眺望景観及び景観資源に影響を及ぼす可能性があることから選定しました。
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	○	○	事業実施想定区域では、主要な人と自然との触れ合いの活動の場が存在しています。土地の改変、建造物の存在により、人と自然との触れ合いの活動の場に影響を及ぼす可能性があることから選定しました。

注1：○：参考項目の中から選定した事項

×：参考項目であるが影響が想定されないため選定しなかった事項

－：参考項目がなく、かつ、影響が想定されないため選定しなかった事項

このページに記載した内容は、計画段階環境配慮書を要約したものです。

第5章 計画段階配慮事項の調査、予測及び評価の結果

計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果は表 5. 1-1 に示すとおりです。

表 5.1-1(1) 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果

環境要素	調査、予測及び評価の結果	
地盤	調査結果	事業実施想定区域は、概して平坦地または起伏のなだらかな土地が大部分を占めていますが、事業実施想定区域の北東部分の五貫目第 33 号線斜面（旭区上川井町）の一部において、土砂災害警戒区域に指定されている箇所があります。
	予測結果	事業実施想定区域の北東部分に土砂災害警戒区域があり、当該箇所は物流ゾーンに接する地域に該当します。したがって、土砂災害警戒区域が事業実施想定区域と重複しているため、土砂災害防止の観点から留意すべき地域への立地が回避できていません。
	評価結果	土砂災害警戒区域に指定されている箇所及びその周辺において造成等を行う場合にあつては、土砂災害防止の観点から留意すべき地域への立地を回避できませんが、その改変範囲はわずかであるため、地盤の安定性への影響は軽微だと想定されます。また、実施段階の環境影響評価において、環境保全措置を具体化することで、地盤の安定性に係る影響が実行可能な範囲内でできる限り回避、又は低減されるものと評価します。
	環境保全措置	・土砂災害警戒区域及びその周辺における土地利用の制限または地盤の安定性に配慮した適切な造成計画立案
土壌	調査結果	調査区域においては、特に自然由来の土壌汚染に関する情報はなく、重金属等の鉱物に関する鉱業権の設定もありません。 一方、第二次世界大戦戦時中及びそれ以前においては、旧日本海軍の資材集結所等の施設として利用されていた時期があり、戦後米軍に接収された後には通信施設として利用されていた土地利用履歴があります。 過去の空中写真によると、旧日本海軍の建造物があった場所は環状 4 号線（上瀬谷線）沿道付近にあり、米軍通信施設関連の建造物があった場所は五貫目第 33 号線沿道付近にあります。
	予測結果	「土壌汚染対策法」（平成 14 年 5 月法律第 53 号）に基づく形質変更時要届出区域は事業実施想定区域にはありません。 一方、旧日本海軍または米軍通信施設として利用されていた範囲が事業実施想定区域と重複しているため、土壌汚染の拡散が懸念される地域への立地を回避できない可能性があります。
	評価結果	旧日本海軍または米軍通信施設として利用されていた範囲を改変する場合にあつては、土壌汚染の拡散が懸念される地域への立地が回避できない可能性があり、一定の影響が想定されます。 これらの影響に対して、実施段階の環境影響評価並びに「土壌汚染対策法」（平成 14 年 5 月法律第 53 号）や「横浜市生活環境の保全等に係る条例」（平成 14 年 12 月横浜市条例第 58 号）に基づく手続において、環境保全措置を具体化することで、土壌汚染に係る影響を実行可能な範囲内でできる限り回避、又は低減されるものと評価します。
	環境保全措置	・土地の造成等により形質変更を行う範囲における、「土壌汚染対策法」（平成 14 年 5 月法律第 53 号）や「横浜市生活環境の保全等に係る条例」（平成 14 年 12 月横浜市条例第 58 号）に基づく適切な対応（土壌汚染状況の把握を含みます。）

このページに記載した内容は、計画段階環境配慮書を要約したものです。

表 5.1-1(2) 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果

環境要素	調査、予測及び評価の結果	
動物	調査結果	<p>動物の重要な種は、哺乳類 2 種、鳥類 68 種、爬虫類 5 種、両生類 8 種、昆虫类等 55 種、魚類 18 種、陸産貝類 5 種及び底生動物 7 種が確認されています。</p> <p>動物の注目すべき生息地については、調査区域には、「ホタル生息確認地域」及び「トンボ池等主なエコアップスポット（点のビオトープ）」が存在しており、事業実施想定区域には「ホタル生息確認地域」が含まれています。</p>
	予測結果	<p>現存植生図をもとに、主な生息環境の分布図を区分した結果、事業実施想定区域内は主に草地が広がっており、他に樹林、水辺・湿地、市街地等が広がっています。</p> <p>直接的改変により消失する樹林は、調査区域全体の 1 割未満であり、事業実施想定区域周辺に同様の環境が広く分布しています。これらを勘案すると、重要な種は周辺の樹林に移動し、直接的改変による重要な種の生息環境の改変の程度は小さいと予測します。</p> <p>草地については調査区域内の約 4 割、水辺・湿地については約 2 割が直接的改変により消失します。草地については、農業振興ゾーンでは既存農地を生かした整備が行われます。公園・防災ゾーン等では、周辺緑地との緑の連担性を確保できるよう、緑地の創出を行います。水辺・湿地については、大門川沿いの水辺・湿地の多くは農業振興ゾーンに位置し、既存農地を生かした整備が行われる計画です。また、環境保全措置において汚濁水の流出対策や水辺を利用する多くの動物が生息可能な環境づくりを講じます。これらを勘案すると、土地の改変後においても、生息環境がある程度維持されるものと予測します。</p> <p>調査区域及び事業実施想定区域には、ホタル生息確認地域が存在します。土地の改変に伴う直接的改変により、ホタル生息確認地域の一部が改変される可能性があり、面積の減少により、影響が生じる可能性があるかと予測します。なお、トンボ池等主なエコアップスポット（点のビオトープ）は、事業実施想定区域内に存在しないことから、土地の改変に伴う直接的改変は生じないと予測します。</p>
	評価結果	<p>樹林、水田等の水辺及び河川などの水域の一部並びにホタル生息確認地域の一部が消失するため、これらの環境に生息する動物の重要な種及びホタル生息確認地域には一定の影響があると考えます。また、草地が大幅に減少するため、草地に生息する動物の重要な種には重大な影響があると考えます。</p> <p>これらの影響に対して、農業振興ゾーンや公園等を適切に配置し、隣接する市民の森との連担性を高めることで、動物の重要な種及び注目すべき生息地に係る影響が実行可能な範囲内でできる限り低減できるものと評価します。</p>
	環境保全措置	<ul style="list-style-type: none"> ・実施段階の環境影響評価を踏まえた適切な環境保全措置の立案及び実施 ・緑の連担性を確保し、動物の生息域の分断を抑える措置 ・造成や供用に伴う汚濁水等の流出対策による重要な種等の生息環境への影響低減 ・水辺を利用する多くの動物が生息可能な環境づくり

このページに記載した内容は、計画段階環境配慮書を要約したものです。

表 5.1-1(3) 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果

環境要素	調査、予測及び評価の結果	
植物	調査結果	<p>植物の重要な種は、56科 127種が確認されています。</p> <p>植物の重要な群落は、調査区域において横浜市指定の天然記念物である日枝社のケヤキ、大和市指定の天然記念物であるハルニレ（なんじゃもんじゃの木）及び植生自然度9の群落（シラカシ群集）が存在します。事業実施想定区域内には、植物に係る重要な群落は存在しません。</p> <p>調査区域における巨樹・巨木林及び名木古木等は16件指定されていますが、事業実施想定区域内にはありません。</p>
	予測結果	<p>現存植生図をもとに、主な生育環境の分布図を区分した結果、事業実施想定区域内は主に草地が広がっており、他に樹林、水辺・湿地、市街地等が広がっています。</p> <p>直接的改変により消失する樹林は、調査区域全体の1割未満であり、事業実施想定区域周辺に同様の環境が広く分布しています。これらを勘案すると、直接的改変による重要な種の生育環境の改変の程度は小さいと予測します。</p> <p>草地については調査区域内の約4割、水辺・湿地については約2割が直接的改変により消失します。草地については、農業振興ゾーンでは既存農地を生かした整備が行われます。公園・防災ゾーン等では、周辺緑地との緑の連担性を確保できるよう、緑地の創出を行います。水辺・湿地については、大門川沿いの水辺・湿地の多くは農業振興ゾーンに位置し、既存農地を生かした整備が行われる計画です。また、環境保全措置において汚濁水の流出対策や水辺の湿性草地や乾性草地環境の回復、復元又は創出を講じます。これらを勘案すると、土地の改変後においても、生育環境がある程度維持されるものと予測します。</p>
	評価結果	<p>樹林、草地、水田等の水辺及び河川等の水域の一部が消失するため、これらの環境に生育する植物の重要な種には一定の影響があると考えます。また、草地が大幅に減少するため、草地に生育する植物の重要な種には重大な影響があると考えます。</p> <p>これらの影響に対して、農業振興ゾーンや公園等を適切に配置し、隣接する市民の森との連担性を高めることとします。また、移植可能なものについては、移植による代償措置を図るなど植物の生育環境に配慮します。これらの取り組みにより、植物の重要な種に係る影響が実行可能な範囲内でできる限り低減できるものと評価します。</p> <p>なお、重要な植物群落及び巨樹・巨木林等については、事業実施想定区域内に存在しないことから、重大な影響は生じないと評価します。</p>
	環境保全措置	<ul style="list-style-type: none"> ・実施段階の環境影響評価を踏まえた適切な環境保全措置の立案及び実施 ・緑の連担性を確保し、植物の生育域の分断を抑える措置 ・造成や供用に伴う汚濁水等の流出対策による重要な種等の生育環境への影響低減 ・地域の潜在自然植生に配慮した植栽の選定等 ・水辺の湿性草地や乾性草地環境の回復、復元又は創出

このページに記載した内容は、計画段階環境配慮書を要約したものです。

表 5.1-1(4) 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果

環境要素	調査、予測及び評価の結果	
	調査結果	<p>環境影響を受けやすい種又は場等については、調査区域には、自然植生として植生自然度9（シラカン群集）が存在していますが、事業実施想定区域内には該当するものではありません。</p> <p>環境保全の観点から法令等により指定された種又は場等については、調査区域には、「都市緑地法」（昭和48年9月法律第72号）に基づく特別緑地保全地区に指定された区域がありますが、事業実施想定区域内には該当するものではありません。</p> <p>法令による指定はないが地域により重要な種又は場については、調査区域には、生物多様性保全上重要な里地里山、ホタル生息確認地域及びトンボ池等主なエコアップスポット（点のビオトープ）、湧水及び緑の10大拠点が存在します。環境省が生物多様性保全上重要な里地里山として選定した三保・新治、川井・矢指・上瀬谷地区及び横浜市が緑の10大拠点として位置付けている川井・矢指・上瀬谷地区は、事業実施想定区域全域が該当します。また、事業実施想定区域内には、ホタル生息確認地域及び湧水が存在します。</p>
生態系	予測結果	<p>事業実施想定区域全域が生物多様性保全上重要な里地里山に指定されていることから、直接的改変により面積の減少が生じると予測します。</p> <p>ホタル生息確認地域については、調査区域内に8か所存在し、そのうち3か所が直接的改変により面積の減少が生じると予測します。</p> <p>湧水については、調査区域内に6か所存在し、そのうち3か所が直接的改変により面積の減少が生じると予測します。</p> <p>緑の10大拠点のうち川井・矢指・上瀬谷地区については、事業実施想定区域全域が緑の10大拠点に位置付けられていることから、直接的改変により面積の減少が生じると予測します。</p>
	評価結果	<p>事業実施想定区域の全域が生物多様性保全上重要な里地里山に選定されており、直接的改変により、「三保・新治、川井・矢指・上瀬谷」全体の面積の約1割が減少します。ホタル生息確認地域は、直接的改変により1か所が消失、2か所は面積が約4～5割減少します。湧水は、調査区域内にある6か所のうち3か所が直接的改変により消失する可能性があります。事業実施想定区域の全域が緑の10大拠点に位置付けられており、直接的改変により、「川井・矢指・上瀬谷地区」全体の面積の約3割強が減少します。これらを勘案すると、重要な自然環境のまとまりの場に重大な影響があると考えます。</p> <p>これらの影響に対して、農業振興ゾーンや公園等を適切に配置し、隣接する市民の森との連担性を高めることで、生態系に係る影響が実行可能な範囲内でできる限り低減できるものと評価します。</p> <p>なお、植生自然度9、特別緑地保全地区、トンボ池等主なエコアップスポット（点のビオトープ）は、事業実施想定区域内に存在しないことから、重大な影響は生じないと評価します。</p>
環境保全措置		<ul style="list-style-type: none"> ・実施段階の環境影響評価を踏まえた適切な環境保全措置の立案及び実施 ・緑の連担性及び重要な自然環境のまとまりの場を確保し、生態系の分断を抑える措置 ・造成や供用に伴う汚濁水等の流出対策による生態系への影響低減 ・水辺を利用する多くの動植物が生息、生育可能な環境づくり

このページに記載した内容は、計画段階環境配慮書を要約したものです。

表 5.1-1(5) 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果

環境要素	調査、予測及び評価の結果	
景観	調査結果	<p>主要な眺望点については瀬谷市民の森等をはじめとする 14 地点があり、全ての地点において事業実施想定区域を視認できない状況でした。</p> <p>景観資源の状況については、旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域等 14 地点がありました。また、事業実施想定区域から西方向の眺望として、丹沢の山並み（遠景）及び富士山（遠景）があります。</p>
	予測結果	<p>景観資源、主要な眺望点の直接的改変については、景観資源の直接的改変があり、「旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域」の一部と「海軍道路沿いの桜並木」の約 5 割が消失します。</p> <p>旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域については、事業実施想定区域に農業振興ゾーンを配置することで、事業実施想定区域全体の 2 割程度を存置します。また、改変されるエリアについても、その一部が公園等として利用されるため、事業実施想定区域全体の約 4 割が緑農地域の景観として残ります。</p> <p>海軍道路沿いの桜並木については、現存する桜並木の約 5 割が事業実施想定区域内にあるため消失します。</p> <p>なお、主要な眺望点の直接的改変はありません。</p> <p>眺望景観への影響については、各主要な眺望点とも展望施設などはなく、比較的標高の低い位置に視点がおり、主要な眺望点から事業実施想定区域を視認できないこと、また、瀬谷市民の森等近傍の地点については、樹林に囲まれた立地であることから、眺望景観への影響は小さいと考えます。</p> <p>また、事業実施想定区域及びその周辺からは、建造物や樹林等の支障がなければ、丹沢山地や富士山が眺望できるエリアが広がっています。事業実施想定区域より東側にある主要な眺望点については、事業実施想定区域が眺望方向に介在する可能性があります。当該地点は、樹林に囲まれた立地であることから、眺望への支障は小さいと考えます。</p>
	評価結果	<p>景観資源である「旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域」の一部と「海軍道路沿いの桜並木」の約 5 割が消失するため、重大な影響があると考えます。これらの影響に対しては、実施段階の環境影響評価において、環境保全措置を具体化することで、景観資源に係る影響が実行可能な範囲内でできる限り低減されるものと評価します。</p> <p>主要な眺望点の直接的改変がないこと、全ての主要な眺望点から事業実施想定区域が視認できないことなどから、眺望景観への影響は軽微であると考えます。また、実施段階の環境影響評価において、環境保全措置を具体化することで、眺望景観に係る影響が実行可能な範囲内でできる限り回避、又は低減されるものと評価します。</p>
	環境保全措置	<ul style="list-style-type: none"> ・農業振興ゾーン、公園等の適切な配置による緑農地域の景観保全 ・事業実施想定区域における新たな桜並木等の創出 ・景観資源の改変部分における周辺構成種による緑化 ・遠景である丹沢山地や富士山の眺望に配慮した将来の土地利用計画
人と自然との触れ合いの活動の場	調査結果	<p>主要な人と自然との触れ合いの活動の場は、調査区域に 13 地点あり、事業実施想定区域には「海軍道路の桜並木」と「鎌倉古道 北コース」が存在しています。</p>
	予測結果	<p>人と自然との触れ合いの活動の場の直接的改変があり、「海軍道路の桜並木」の大部分及び「鎌倉古道北コース」上の桜並木の一部が消失します。</p> <p>「海軍道路の桜並木」については、現存する桜並木の約 5 割が事業実施想定区域内にあるため消失します。また、「鎌倉古道北コース」上の桜並木については、その延長の 3 割弱が消失します。</p>
	評価結果	<p>人と自然との触れ合いの活動の場である「海軍道路の桜並木」の約 5 割及び「鎌倉古道北コース」上の桜並木の一部が消失するため、重大な影響があると考えます。</p> <p>これらの影響に対して、実施段階の環境影響評価において、環境保全措置を具体化することで、人と自然との触れ合いの活動の場に係る影響が実行可能な範囲内でできる限り低減されるものと評価します。</p>
	環境保全措置	<ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉古道北コースの可能な限りの保全 ・事業実施想定区域における新たな桜並木等の創出 ・公園、緑地、調整池における新たな人と自然との触れ合いの活動の場の創出

このページに記載した内容は、計画段階環境配慮書を要約したものです。

第6章 配慮書についての意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解

6.1 主務大臣の意見と都市計画決定権者の見解

配慮書に対する国土交通大臣の意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解は、表 6. 1-1 に示すとおりです。

表 6. 1-1(1) 国土交通大臣の意見と都市計画決定権者の見解

主務大臣の意見	都市計画決定権者の見解
<p>1. 総論</p> <p>(1) 土地利用等の検討経緯について</p> <p>今後の詳細な各ゾーンの位置及び規模の検討に当たっては、その決定の経緯、各ゾーンの配置に関する考え方に加え、その規模に関する考え方について、想定区域周辺の土地利用に配慮した事項も含めて、方法書以降の図書に記載すること。</p> <p>また、今後の本事業の具体化の過程において、環境の保全の配慮に係る検討を行った上で、その検討の経緯及び内容についても、方法書以降の図書に記載すること。</p>	<p>各ゾーンの詳細な位置及び規模の検討に当たって、その決定の経緯、各ゾーンの配置に関する考え方、その規模に関する考え方について、想定区域周辺の土地利用に配慮した事項も含めて、方法書に記載しました。(第2章 p. 2-13~23 に記載)</p> <p>また、今後の都市計画対象事業の具体化の過程において、環境の保全の配慮に係る検討を行った上で、その検討の経緯及び内容について、準備書以降に記載します。</p>
<p>(2) 工事計画の検討について</p> <p>想定区域周辺には、多数の住居及び学校その他の環境の保全について配慮が特に必要な施設（以下「住居等」という。）が存在することから、本事業の工事実施により、これら住居等に対して騒音等の影響を及ぼす可能性がある。このため、今後予定している、工事計画の検討に当たっては、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。</p>	<p>都市計画対象事業の工事実施により、住居等に対して騒音等の生活環境に影響を及ぼす可能性があることから、これらの環境要素を環境影響評価項目として選定しました。今後、これらの環境影響評価項目について、調査、予測及び評価を行い、住居等への影響を考慮し、適切に調査、予測及び評価を行うとともに、必要な環境保全措置を講じるものとします。</p>
<p>(3) 他事業の影響について</p> <p>想定区域及びその周辺においては、本事業と同様に横浜市において「(仮称)都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業」及び「(仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業」（以下「周辺事業」という。）が計画されており、本事業及び周辺事業による複合的な影響が懸念される。このため、方法書以降の環境影響評価の項目の選定に当たっては、周辺事業の影響を考慮し、環境影響評価の項目を適切に選定した上で、適切な調査、予測及び評価を行うこと。</p>	<p>都市計画対象事業と同時に施工が計画されている周辺事業による複合的な影響が懸念されることから、都市計画対象事業の予測時期において、その時期の他事業の影響も必要に応じて考慮し、影響を予測する旨（第7章 表 7. 2-1(3)脚注 2 (p. 7-11) 等) を記載しました。</p>

表 6.1-1(2) 国土交通大臣の意見と都市計画決定権者の見解

主務大臣の意見	都市計画決定権者の見解
<p>2. 各論</p> <p>(1) 人と自然との触れ合いの活動の場について 想定区域及びその周辺には、「生物多様性保全上重要な里地里山」に選定されている「三保・新治、川井・矢指・上瀬谷」及び「瀬谷市民の森」等が存在することから、本事業の実施により、これらの人と自然との触れ合いの活動の場への影響が懸念される。このため、里地里山の自然環境への影響について、地域住民の意見及び専門家等の助言を踏まえた、調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえて、必要に応じて環境保全措置を講ずることにより、本事業による影響を回避又は極力低減すること。</p>	<p>里地里山の自然環境への影響について、地域住民の意見を参考にするとともに、専門家等の助言を踏まえたうえで、調査、予測及び評価を行います。その結果を踏まえて、必要に応じて環境保全措置を講ずることにより、都市計画対象事業による影響の回避又は極力低減することに努めます。なお、環境保全措置を講じる場合は、その内容についても、専門家等の助言を得て判断するものとします。</p>
<p>(2) 廃棄物等について 本事業の実施に伴い、想定区域内に存在する建物や道路等の構造物の解体・撤去による廃棄物及び大規模な土地の改変による建設発生土が多く発生するおそれがある。 このため、詳細な整備計画の検討においては、廃棄物及び建設発生土の発生量の抑制に可能な限り努めること。</p>	<p>廃棄物等について環境影響評価を行う項目に選定し、廃棄物及び建設発生土の発生量の抑制のための環境保全措置を検討するとともに、詳細な整備計画に反映させます。</p>
<p>(3) 温室効果ガスについて 工事に伴う温室効果ガスをできる限り削減するよう、効率的な施工及び建設機械等の省エネルギー化等の環境保全措置を検討すること。</p>	<p>温室効果ガスについて環境影響評価を行う項目に選定し、効率的な施工及び建設機械等の省エネルギー化等の環境保全措置の検討を行うとともに、これを施工計画に反映させること等により、工事に伴う温室効果ガスをできる限り削減するよう努めます。</p>

6.2 市長の意見と都市計画決定権者の見解

配慮書に対する横浜市長の意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解は、表 6.2-1 に示すとおりです。

表 6.2-1(1) 横浜市長の意見と都市計画決定権者の見解

横浜市長の意見	都市計画決定権者の見解
<p>1. 全般的事項</p> <p>本事業の事業計画を具体化する際には、最新のデータや知見をもとに、環境への影響を実行可能な範囲内でできる限り回避、又は低減するよう配慮しつつ進めて下さい。</p> <p>今後の事業の進展においては、環境に関する本市の最新の計画等と整合を図るなど、適時、適切な配慮内容となるよう検討して下さい。また、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）以降の図書の作成に当たっては、次の事項を十分に踏まえ、必要に応じて関係機関と事前協議を行って下さい。</p>	<p>都市計画対象事業の事業計画の具体化に当たっては、最新のデータや知見をもとに、環境への影響を実行可能な範囲内でできる限り回避、又は低減するよう配慮しつつ進めます。</p> <p>今後の事業の熟度を高める過程においては、環境に関する国や横浜市の最新の計画等と整合を図るなど、適時、適切な配慮内容となるよう検討します。また、方法書以降の図書の作成に当たっては、以下の(1)～(5)の事項を踏まえ、必要に応じて関係機関と事前協議を行います。</p>
<p>(1)「(仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業」及び「(仮称)都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業」を含む3事業で連携し、それぞれの事業特性は踏まえながらも、市民に分かりやすく統一感のある図書の作成に努めて下さい。</p>	<p>(1)「(仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業」及び「(仮称)都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業」と連携し、都市計画対象事業の特性を踏まえ、第3章の記述や第7章の調査位置を示す図面の統一を図りました。</p>
<p>(2)農業振興ゾーン、公園・防災ゾーン、観光・賑わいゾーン及び物流ゾーンの選定、面積及び配置に関する考え方及びその決定の経緯について、内容が十分理解されるよう分かりやすく方法書に記載して下さい。</p>	<p>(2)方法書の作成に当たっては、土地利用に係る各ゾーンの選定や、その規模や配置などの考え方及びその決定の経緯について、分かりやすい記述に努めました。(第2章 p.2-13～23に記載)</p>
<p>(3)関連する「(仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業」及び「(仮称)都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業」の事業計画を踏まえた環境影響評価項目の選定並びに調査、予測及び評価の手法について検討して下さい。</p>	<p>(3)関連する他事業の事業計画を踏まえた環境影響評価項目の選定並びに調査、予測及び評価の手法について検討しました。その結果、都市計画対象事業の予測時期において、その時期の他事業の影響も必要に応じて考慮し、影響を予測する旨(第7章 表 7.2-1(3)脚注2 (p.7-11)等)を記載しました。</p>

表 6. 2-1 (2) 横浜市長の意見と都市計画決定権者の見解

横浜市長の意見	都市計画決定権者の見解
<p>(4) 環境影響評価項目の選定に当たっては、参考項目及び横浜市環境影響評価技術指針を勘案しつつ、事業特性、地域特性及び事業計画の具体化を踏まえ適切に行って下さい。</p>	<p>(4) 環境影響評価項目の選定に当たっては、参考項目及び横浜市環境影響評価技術指針を勘案しつつ、事業特性、地域特性及び事業計画の具体化を踏まえ適切に行いました。また、神奈川県環境影響評価技術指針についても勘案しました。(その考え方は、第7章7.1に示しました。)</p> <p>なお、表7.1-2 (p.7-3~4) の脚注に、参考項目、参考項目にはないが基本的事項の別表に掲載されている項目、市条例に基づく項目のいずれに該当するかがわかるように記述しています。</p>
<p>(5) 今後事業計画を進めていく過程においては、広く意見を聴取するとともに、聴取した意見の事業計画への反映に努めて下さい。</p>	<p>(5) 今後事業計画を進めていく過程においては、広く意見を聴取するとともに、聴取した意見の事業計画への反映に努めます。</p>
<p>2. 個別の環境要素に関する事項</p> <p>(1) 土壌汚染</p> <p>事業実施想定区域に軍事施設があったことを考慮し、土壌汚染に係る調査を行うとともに、土壌汚染が周辺地下水に及ぼす影響の把握に努めて下さい。</p>	<p>(1) 土壌汚染</p> <p>土壌汚染対策法に基づき国が実施した調査結果の情報収集に努めるとともに、事業者としても土地利用履歴を踏まえ、土壌汚染が懸念される場所を中心とした調査を行う予定であり、その手法を方法書に記載しました。(第7章 p.7-48~50 に記載)</p>
<p>(2) 動物、植物、生態系</p> <p>ア 事業実施想定区域に存在するまとまった草地が減少するなど、本事業の実施による生態系への影響が想定されることから、生態系に対するより具体的な配慮について方法書以降の図書に記載して下さい。</p> <p>イ 事業実施想定区域にホタルが生息する場合は、ホタルが地域の在来種であるか否かの把握に努めて下さい。</p>	<p>(2) 動物、植物、生態系</p> <p>ア 都市計画対象事業の実施による生態系の影響について適切に予測することにより、影響の程度を明らかにした上で、その影響を回避・低減又は代償するための具体的な配慮について準備書に記載します。</p> <p>イ 対象事業実施区域にホタルが生息する場合は、DNA解析等の手法により、地域の在来種であるか否かの把握に努めます。</p>

6.3 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

配慮書を令和2年1月15日～令和2年2月14日まで縦覧に供し、配慮書に対する環境の保全の見地からの意見を有する者の意見を募集しました。その結果4件の意見があり、その概要と都市計画決定権者の見解は表6.3-1に示すとおりです。

表 6.3-1(1) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解
<p>1. 事業計画について</p> <p>(1) 横浜市内の緑を保全する立場で、開発はできるだけ避けて下さい。</p>	<p>(1) 「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」では、旧上瀬谷通信施設のまちづくりのコンセプトにおいて都市と緑や農とのバランスのとれた新しいまちづくりを進めていくことを位置付けています。この土地利用基本計画に沿って、都市計画対象事業を進めていきます。</p>
<p>(2) 横浜市の「米軍施設返還跡地利用指針」(平成18年6月)は市民(区民)の要望に沿うものであり、同指針の立場に戻るべきです。</p>	<p>(2) 「米軍施設返還跡地利用指針」では、「水や緑」、「魅力ある景観」、「経済活動」、「レクリエーションやスポーツ」などの環境を、返還施設跡地を活用して幅広く再生していくという主旨となっています。</p> <p>「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」は、指針策定後の社会経済情勢の変化に対応するとともに、まちづくりのテーマを「豊かな自然環境をいかした郊外部の新たな活性化拠点の形成」としており、指針の考え方を継承するものであり、この土地利用基本計画に沿って、都市計画対象事業を進めていきます。</p>
<p>(3) 公有地は市民のために使うべきであり、テーマパークとして利用するのは、地権者の持ち分の範囲に限定して下さい。</p>	<p>(3) 土地区画整理事業を実施することで、旧上瀬谷通信施設の国有地や民有地等の混在を解消することを検討しています。</p> <p>国有地の配置(換地)については、今後、土地区画整理事業の検討を進める中で国との協議等も踏まえ決めていくこととなりますが、公共性の高い公園・防災ゾーンや将来の道路等の公共施設を中心に配置することを前提に検討を進めていきます。</p>

表 6.3-1(2) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解
<p>2. 生態系の評価、環境影響の代償等について</p> <p>(1) 生態系の評価については、当地の生態系を代表する種を評価対象種とした生物多様性定量評価手法を用い、誰でも理解できるように、影響の程度を数値で示して頂きたい。</p>	<p>(1) 生態系の予測・評価については、対象事業実施区域及びその周辺を代表する種として、上位性、典型性、特殊性の視点から対象種を選定することによりとともに、生物多様性の視点も含めた知見を踏まえ、できる限り分かりやすくとりまとめるよう努めます。</p>
<p>(2) 評価により明らかになった環境影響については、開発区域外の緑地の保全活動を行うことで代償して頂きたい。域内の緑地を一部保存し、維持管理することにも積極的に取り組んでほしい。</p>	<p>(2) 今後の環境影響評価の手続きにおいては、対象事業実施区域内において緑地を一部保存し、維持管理すること等による環境影響の回避・低減の考え方を重視するとともに、必要に応じて、環境影響の代償措置についても検討し、生態系に対する影響を、できる限り低減できるようにします。</p>

第7章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の方法

7.1 環境影響評価項目の選定

対象事業実施区域に係る環境影響評価項目の選定に当たり、「第2章 対象事業の目的及び内容」を踏まえて環境影響要因を抽出した結果は、表 7.1-1 のとおりです。

都市計画対象事業に係る環境影響評価は、土地区画整理事業として実施される範囲内を扱うものでありますが、表 2.3-1 に示した「土地利用計画の基本方針」(p. 2-5 参照) より、将来的には年間 1500 万人が訪れることを見込んでいることから、将来の対象事業実施区域への来客者等による「関係車両の走行」についても抽出しました。

環境影響評価項目については、配慮書での検討結果を踏まえ、「都市計画主務省令^{*1)} 第8条の規定により読み替えて適用される改正主務省令^{*2)} 第21条第1項」に基づき、都市計画対象事業に伴う影響要因により重大な影響を受けるおそれがある環境要素に及ぼす影響の重大性を踏まえて選定しました。

また、選定に当たっては、「横浜市環境影響評価技術指針」(横浜市 平成 23 年 6 月)(以下、「市条例指針」といいます。)に示された評価項目も踏まえることとしました。なお、「神奈川県環境影響評価技術指針」(平成 10 年 2 月 6 日環審第 73 号)についても、参考としました。

環境影響評価項目の選定結果は表 7.1-2 に示すとおりであり、「大気質」、「騒音」、「振動」、「水質」、「底質」、「地下水」、「その他の水環境に係る環境要素(湧水の流量及び河川の形態、流量)」、「地盤」、「土壌」、「動物」、「植物」、「生態系」、「景観」、「人と自然との触れ合いの活動の場」、「廃棄物等」、「温室効果ガス」、「地域社会」及び「文化財等」を選定しました。

環境影響評価項目として選定した理由は表 7.1-3 に、選定しなかった理由は表 7.1-4 に、それぞれ示すとおりです。

*1) 都市計画主務省令；土地区画整理事業が都市計画に定められる場合における当該土地区画整理事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令(平成 10 年 6 月建設省令第 22 号、令和元年 6 月 28 日改正)

*2) 改正主務省令；土地区画整理事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令(平成 10 年 6 月建設省令第 13 号、平成 25 年 4 月 1 日改正)

表 7.1-1 環境影響要因の抽出

影響要因の区分		抽出の理由
工事の実施	雨水の排水	・ 工事の実施に伴い、対象事業実施区域及びその周辺の河川へ雨水の排水を行います。
	造成工事の実施	・ 造成工事の実施に伴い、地表（河道を含む。）を改変します。
	建設機械の稼働	・ 工事の実施に伴い、建設機械が対象事業実施区域で稼働します。
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	・ 工事の実施に伴い、資材及び機械の運搬に用いる車両が、周辺道路を運行します。
土地又は 工作物の存在 及び供用 ^{注1}	敷地の存在 （土地の改変）	・ 対象事業実施区域の造成や舗装等による地表面の被覆により、土地が改変されます。
	建造物の存在	・ 都市計画対象事業に係る公共施設による建造物を整備します。
	関係車両の走行	・ 対象事業実施区域内の従業員や来客者などの車両が、周辺道路を走行します。

注1：観光・賑わいゾーンや物流ゾーンに建設される上物については、その施設の規模が市条例の規模要件を満たす場合は、市条例に基づく環境影響評価が実施される予定です。

表 7.1-2(1) 環境影響評価項目の選定結果

環境要素の区分			影響要因の区分		工事の実施				土地又は工作物の存在及び供用		
			雨水の排水	造成工事の実施	建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	敷地の存在(土地の改変)	構造物の存在	関係車両の走行		
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境	大気質	二酸化窒素 ^{注4}			◎	◎			◎	
			浮遊粒子状物質 ^{注4}			◎	◎			◎	
			粉じん等			○	○				
		騒音	騒音			○	○			◎	
		振動	振動			○	○			◎	
	水環境	水質(地下水の水質を除く。)	水の濁り	○							
			水の汚れ ^{注4}	◎							
		底質 ^{注3}	公共用水域の底質			◎					
		地下水 ^{注3}	地下水の水質					◎			
		その他の水環境に係る環境要素	湧水の流量 ^{注4}			◎			◎		
	河川の形態、流量 ^{注4}							◎			
	土壌に係る環境その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質						×		
地盤 ^{注3}		地盤の安定性(土地の安定性)						◎			
土壌 ^{注3}		土壌汚染			◎						
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	動物(水生生物を含む。)	重要な種及び注目すべき生息地			◎			○			
		植物	重要な種及び群落			◎		○			
	生態系	地域を特徴づける生態系			◎		○				

注1：○：改正主務省令別表第一で参考項目とされている環境要素(以下、「参考項目」といいます。)の中から選定した項目

◎：参考項目ではないが選定した項目(市条例指針に基づく項目を含む。)

×：参考項目であるが、影響が想定されないため、選定しなかった項目

注2：■は、参考項目

注3：参考項目にはないが、「環境影響評価法の規定による主務大臣が定めるべき指針等に関する基本的事項」(以下、「基本的事項」といいます。)の別表に掲載されている項目

注4：参考項目や基本的事項にない項目で、市条例指針に基づく項目

表 7.1-2(2) 環境影響評価項目の選定結果

影響要因の区分 環境要素の区分			工事の実施				土地又は工作物の存在及び供用		
			雨水の排水	造成工事の実施	建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	敷地の存在(土地の改変)	構造物の存在	関係車両の走行
人と自然との豊かな触れ合いの確保	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観					○	○	
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場				◎	○	○	◎
環境への負荷の量の程度	廃棄物等	建設工事に伴う副産物		○					
	温室効果ガス ^{注3}	温室効果ガス			◎	◎			◎
その他の項目	地域社会 ^{注4}	交通混雑				◎			◎
		歩行者の安全				◎			◎
	文化財等 ^{注4}	文化財等		◎					

注1：○：参考項目の中から選定した項目

◎：参考項目ではないが選定した項目（市条例指針に基づく項目を含む。）

×：参考項目であるが、影響が想定されないため、選定しなかった項目（表 7.1-2(2)には該当なし。）

注2：■は、参考項目

注3：参考項目にはないが、基本的事項の別表に掲載されている項目

注4：参考項目や基本的事項にない項目で、市条例指針に基づく項目

表 7.1-3(1) 環境影響評価項目として選定した理由

環境要素		影響要因	選定した理由
大気質	二酸化窒素 浮遊粒子状物質	建設機械の稼働	対象事業実施区域周辺には住居等が存在し、本事業の工事中における建設機械の稼働に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質による影響を及ぼす可能性があるため、評価項目として選定します。
		資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	資材及び機械の運搬に用いる車両の主要な運行ルートとして想定される道路沿道に住居等が存在し、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質による影響を及ぼす可能性があるため、評価項目として選定します。
		関係車両の走行	供用時に立地する施設の関係車両の主要な走行ルートとして想定される道路沿道に住居等が存在し、関係車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質による影響を及ぼす可能性があるため、評価項目として選定します。
	粉じん等	建設機械の稼働	対象事業実施区域周辺には住居等が存在し、本事業の工事中における建設機械の稼働に伴い発生する粉じん等による影響を及ぼす可能性があるため、評価項目として選定します。
		資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	資材及び機械の運搬に用いる車両の主要な運行ルートとして想定される道路沿道に住居等が存在し、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴い発生する粉じん等による影響を及ぼす可能性があるため、評価項目として選定します。
	騒音	騒音	建設機械の稼働
資材及び機械の運搬に用いる車両の運行			資材及び機械の運搬に用いる車両の主要な運行ルートとして想定される道路沿道に住居等が存在し、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴い発生する騒音による影響を及ぼす可能性があるため、評価項目として選定します。
関係車両の走行			供用時に立地する施設の関係車両の主要な走行ルートとして想定される道路沿道に住居等が存在し、関係車両の走行に伴い発生する騒音による影響を及ぼす可能性があるため、評価項目として選定します。
振動	振動	建設機械の稼働	対象事業実施区域周辺に住居等が存在し、建設機械の稼働に伴い発生する振動による影響を及ぼす可能性があることから、評価項目として選定します。
		資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	資材及び機械の運搬に用いる車両の主要な運行ルートとして想定される道路沿道に住居等が存在し、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴い発生する振動による影響を及ぼす可能性があるため、評価項目として選定します。

表 7.1-3(2) 環境影響評価項目として選定した理由

環境要素		影響要因	選定した理由
振動	振動	関係車両の走行	供用時に立地する施設の関係車両の主要な走行ルートとして想定される道路沿道に住居等が存在し、関係車両等の走行に伴い発生する振動による影響を及ぼす可能性があるため、評価項目として選定します。
水質（地下水の水質を除く。）	水の濁り	雨水の排水	本事業の工事中において、公共用水域に雨水排水等を排出することから、評価項目として選定します。
	水の汚れ	雨水の排水	本事業の工事中において、過去の土地利用によって汚染されているおそれのある土壌と接触した雨水排水等を排出する可能性があることから、評価項目として選定します。
底質	公共用水域の底質	造成工事の実施	本事業の造成工事の実施に伴う河川改修等により、水底の底質に影響を及ぼす工事が行われる可能性があることから、評価項目として選定します。
地下水	地下水の水質	敷地の存在（土地の改変）	本事業では、過去の土地利用から対象事業実施区域内において有害物質が取り扱われていた可能性があり、土地の改変により地下水の水質に影響を及ぼす可能性があることから、評価項目として選定します。
その他の水環境に係る環境要素	湧水の流量	造成工事の実施	造成工事の実施に伴う掘削等により、湧水の流量の変化が懸念されることから、評価項目として選定します。
		敷地の存在（土地の改変）	対象事業実施区域及びその周辺には湧水が存在し、土地の改変並びに舗装等による地表面の被覆化により、湧水の流量に影響を及ぼす可能性があることから、評価項目として選定します。
	河川の形態、流量	敷地の存在（土地の改変）	対象事業実施区域には河川や水路が存在し、本事業によりこれらの改修等が行われる場合、河川等の形態、流量に影響を及ぼす可能性があるため、評価項目として選定します。
地盤	地盤の安定性（土地の安定性）	敷地の存在（土地の改変）	対象事業実施区域内に土砂災害警戒区域が存在することから、土地の改変により地盤の安定性に影響が及ぶおそれがあり、評価項目として選定します。
土壌	土壌汚染	造成工事の実施	対象事業実施区域内には、「土壌汚染対策法」に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定はありませんが、過去の土地利用から対象事業実施区域内において有害物質が取り扱われていた可能性があり、工事に伴い汚染された土壌が拡散する可能性があることから、評価項目として選定します。
動物（水生生物を含む。）	重要な種及び注目すべき生息地	造成工事の実施	対象事業実施区域には、自然環境が残された地域が存在し、動物の重要な種が生息している可能性があります。造成工事の実施により動物の重要な種及び注目すべき生息地に影響を及ぼす可能性があることから、評価項目として選定します。

表 7.1-3(3) 環境影響評価項目として選定した理由

環境要素		影響要因	選定した理由
動物 (水生生物を含む。)	重要な種及び注目すべき生息地	敷地の存在 (土地の改変)	対象事業実施区域には、自然環境が残された地域が存在し、動物の重要な種が生息している可能性があります。本事業では、対象事業実施区域内における土地の改変により、動物の重要な種及び注目すべき生息地に影響を及ぼす可能性があることから、評価項目として選定します。
		敷地の存在 (土地の改変)	対象事業実施区域には、自然環境が残された地域が存在し、動物の重要な種が生息している可能性があります。土地の改変により、動物の重要な種及び注目すべき生息地に影響を及ぼす可能性があることから、評価項目として選定します。
植物	重要な種及び群落	造成工事の実施	対象事業実施区域には、自然環境が残された地域が存在し、植物の重要な種及び群落が立地している可能性があります。本事業の造成工事の実施により、植物の重要な種及び群落に影響を及ぼす可能性があることから、評価項目として選定します。
		敷地の存在 (土地の改変)	対象事業実施区域には、自然環境が残された地域が存在し、植物の重要な種及び群落が立地している可能性があります。土地の改変により、植物の重要な種及び群落に影響を及ぼす可能性があることから、評価項目として選定します。
生態系	地域を特徴づける生態系	造成工事の実施	対象事業実施区域には、自然環境が残された地域が存在し、本事業の造成工事の実施により地域を特徴づける生態系に影響を及ぼす可能性があることから、評価項目として選定します。
		敷地の存在 (土地の改変)	対象事業実施区域には、自然環境が残された地域が存在し、本事業の土地の改変により、地域を特徴づける生態系に影響を及ぼす可能性があることから、評価項目として選定します。
景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	敷地の存在 (土地の改変)	対象事業実施区域及びその周辺には、主要な眺望点や景観資源が存在しています。土地の改変により、周辺地域の景観に影響を及ぼす可能性があることから、評価項目として選定します。
		建造物の存在	建造物の整備により、周辺地域の景観に影響を及ぼす可能性があることから、評価項目として選定します。
人と自然との 触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	敷地の存在 (土地の改変)、 建造物の存在	対象事業実施区域及びその周辺には、主要な人と自然との触れ合いの活動の場が存在しており、敷地の存在による縮小・消滅、建造物の存在によるその機能及び利用への影響を及ぼす可能性があることから、評価項目として選定します。
		資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、関係車両の走行	対象事業実施区域及びその周辺には、主要な人と自然との触れ合いの活動の場が存在しており、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行又は関係車両の走行により、その利用への影響を及ぼす可能性があることから、評価項目として選定します。

表 7.1-3(4) 環境影響評価項目として選定した理由

環境要素		影響要因	選定した理由
廃棄物等	建設工事に伴う副産物	造成工事の実施	造成工事の実施に伴い産業廃棄物等及び建設発生土が発生することから、評価項目として選定します。
温室効果ガス	温室効果ガス	建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	本事業の建設機械の稼働及び資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴い、温室効果ガスが発生することから、評価項目として選定します。
		関係車両の走行	関係車両の走行に伴い、温室効果ガスが発生することから、評価項目として選定します。
地域社会	交通混雑	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	本事業の資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴い、交通混雑が懸念されること及び主要な運行ルートとして想定される道路沿道に住居等が存在することから、評価項目として選定します。
		関係車両の走行	本事業の供用時に立地する施設に交通が集中するのに伴い、交通混雑が懸念されること及び主要な走行ルートとして想定される道路沿道に住居等が存在することから、評価項目として選定します。
	歩行者の安全	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	本事業の資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴い、歩行者の安全性の低下が懸念されることから、評価項目として選定します。
		関係車両の走行	本事業の供用時における関係車両の走行に伴い、歩行者の安全性の低下が懸念されることから、評価項目として選定します。
文化財等	文化財等	造成工事の実施	対象事業実施区域に埋蔵文化財が存在しており、造成工事の実施に伴い、文化財等に影響を及ぼす可能性があることから、評価項目として選定します。

表 7.1-4 環境影響評価項目として選定しなかった理由

環境要素		影響要因	選定しなかった理由
地形及び地質	重要な地形及び地質	敷地の存在(土地の改変)	対象事業実施区域には、特筆すべき重要な地形及び地質は存在しないことから、評価項目として選定しません。 なお、湧水については、「湧水の流量」にて検討します。

注1：本表の環境要素は、参考項目の中で選定しなかった項目について示します。

7.2 調査、予測及び評価の手法

選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法は、各参考項目ごとに改正主務省令別表第2に掲げる参考となる調査及び予測の手法（以下、「参考手法」といいます。）を参考に、事業特性、地域特性、必要に応じて専門家による意見を勘案しました。調査、予測及び評価の手法は、表7.2-1～表7.2-13に示すとおりとしました。

7.2.1 大気質

大気質に係る調査、予測及び評価の手法は、表7.2-1に示すとおりとしました。

表 7.2-1(1) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	大気環境—大気質—二酸化窒素、浮遊粒子状物質
	影響要因の区分	建設機械の稼働
手法の選定理由	事業特性及び地域特性を踏まえて「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所平成25年3月）に記載されている一般的な手法としました。	
調査の方法	(1) 調査すべき情報	①気象の状況 ②二酸化窒素及び浮遊粒子状物質濃度の状況
	(2) 調査の基本的な手法	①気象の状況 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域近傍の常時監視測定局の最新1年間の観測データ（1時間値）により、風向・風速、日射量及び放射収支量を調査するとともに、横浜地方気象台における観測結果を用いて、現地調査を行った年が過去の10年間と比較し、異常でないかを統計手法を用いて確認（異常年検定）します。 【現地調査】 「地上気象観測指針」（気象庁平成14年3月）に定める方法に準拠して、地上気象（風向・風速、日射量及び放射収支量）を観測し、調査結果の整理及び解析を行います。 ②二酸化窒素の状況及び浮遊粒子状物質の状況 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域近傍の常時監視測定局における測定データを収集整理し、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の濃度を把握します。 【現地調査】 「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年環境庁告示第38号）及び「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年環境庁告示第25号）に定められた方法により濃度を測定し、調査結果の整理及び解析を行います。
	(3) 調査地域	建設機械の稼働による二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて、環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。

表 7.2-1(2) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	大気環境－大気質－二酸化窒素、浮遊粒子状物質
	影響要因の区分	建設機械の稼働
調査の方法	<p>(4) 調査地点</p> <p>①気象の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域近傍の大気汚染常時監視局とします。なお、横浜地域を代表する気象官署である横浜地方気象台における観測結果についても収集整理します。(常時監視局及び気象官署の場所は図 7.2-1(1)参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 風向・風速：大和市役所一般環境大気測定局 瀬谷区南瀬谷小学校一般環境大気測定局 ・ 日射量：中区本牧一般環境大気測定局 ・ 放射収支量：金沢区長浜一般環境大気測定局 <p>【現地調査】 図 7.2-1(2)に示す対象事業実施区域及びその周辺の気象状況を代表する 1 地点(一般大気・地上気象 1)とします。</p> <p>②二酸化窒素濃度の状況及び浮遊粒子状物質の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 大気汚染常時監視局における測定結果の資料収集によります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大和市役所一般環境大気測定局 ・ 瀬谷区南瀬谷小学校一般環境大気測定局 <p>【現地調査】 図 7.2-1(2)に示す対象事業実施区域及びその周辺の気象状況を代表する 1 地点(一般大気・地上気象 1)とします。</p>	
	<p>(5) 調査期間等</p> <p>①気象の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 入手可能な直近の 10 年間程度とします。</p> <p>【現地調査】 春季、夏季、秋季、冬季の 4 季について 1 週間の連続調査を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 7 日間×24 時間× 4 季 <p>②二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 入手可能な直近の 10 年間程度とします。</p> <p>【現地調査】 「①気象の状況」の現地調査と同じ期間とします。</p>	

表 7.2-1(3) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	大気環境－大気質－二酸化窒素、浮遊粒子状物質
	影響要因の区分	建設機械の稼働
予測の方法	(6) 予測項目	建設機械の稼働に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質 ^{注1} とします。
	(7) 予測の基本的な手法	「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所 平成 25 年 3 月）に基づく大気拡散式（ブルーム・パフ式）を用いた数値計算結果により、年平均値を予測します。
	(8) 予測地域	建設機械の稼働による二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて、環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とし、最大着地濃度の出現する地点を含む範囲とします。
	(9) 予測地点	二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る環境影響を的確に把握できる地点とし、予測地域内の住宅地や学校等の保全対象の近傍とし、等濃度分布図の作成を行います。 予測位置の高さは 1.5m を基本とします。
	(10) 予測対象時期等	建設機械の稼働に伴う窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の排出量が最大となる時期 ^{注2} とします。
評価の方法	(11) 評価の手法	<p>【環境影響の回避、低減に係る評価】</p> <p>調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、建設機械の稼働に係る影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。</p> <p>【国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討】</p> <p>「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年環境庁告示第 25 号）並びに「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年環境庁告示第 38 号）及び「生活環境推進ガイドライン」（2019 年 3 月 横浜市）に基づく環境目標との整合が図られているかどうかを明らかにすることにより評価します。</p>

注 1：浮遊粒子状物質は、建設機械や資材及び機械の運搬に用いる車両の排気管から排出される粉じん（一次生成物質）のみを対象とし、光化学反応に伴う二次生成物質やタイヤの摩耗による粉じん、砂ぼこり等の巻き上げによる粉じんは対象としません。

注 2：都市計画対象事業の予測時期（工事中：ピーク時期、供用後：都市計画対象事業の供用時）において、その時期の他事業の影響も必要に応じて考慮し、影響を予測します。

表 7.2-1(4) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	大気環境－大気質－二酸化窒素、浮遊粒子状物質
	影響要因の区分	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 関係車両の走行
手法の選定理由		事業特性及び地域特性を踏まえて「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所平成 25 年 3 月）に記載されている一般的な手法としました。
調査の方法	<p>(1) 調査すべき情報</p> <p>①気象の状況</p> <p>②二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の状況</p> <p>③交通量の状況</p> <p>④道路構造の状況</p>	
	<p>(2) 調査の基本的な手法</p> <p>①気象の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域近傍の常時監視測定局の最新 1 年間の観測データ（1 時間値）により、風向・風速、日射量及び放射収支量を調査するとともに、当該年が異常気象でないかを確認します。</p> <p>【現地調査】 「地上気象観測指針」（気象庁 平成 14 年 3 月）に定める方法に準拠して、地上気象（風向・風速、日射量及び放射収支量）を観測し、調査結果の整理及び解析を行います。</p> <p>②二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域近傍の常時監視測定局における測定データを収集整理し、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の濃度を把握します。</p> <p>【現地調査】 「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年環境庁告示第 38 号）及び「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年環境庁告示第 25 号）に定められた方法（公定法）により濃度を測定し、調査結果の整理及び解析を行います。また、二酸化窒素については、簡易測定法（PTIO 法）により濃度を測定し、調査結果の整理及び解析を行います。</p> <p>③交通量の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 「平成 27 年度全国道路交通情勢調査（道路交通センサス）一般交通量調査」（国土交通省平成 29 年 6 月）による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行います。</p> <p>【現地調査】 調査地点における断面交通量（方向別車種別交通量）を調査します。</p> <p>④道路構造の状況</p> <p>【現地調査】 調査地点の道路構造、車線数及び幅員について、現地踏査により確認します。</p>	
	<p>(3) 調査地域</p> <p>資材及び機械の運搬に用いる車両の運行及び関係車両の走行による二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて、環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。</p>	

表 7.2-1(5) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	大気環境－大気質－二酸化窒素、浮遊粒子状物質
	影響要因の区分	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 関係車両の走行
調査の方法		<p>(4) 調査地点</p> <p>①気象の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域近傍における大気汚染常時監視局とします。なお、横浜地域を代表する気象官署である横浜地方気象台における観測結果についても収集整理します。(常時監視局及び気象官署の場所は図 7.2-1(1)参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 風向・風速：大和市役所一般環境大気測定局 瀬谷区南瀬谷小学校一般環境大気測定局 ・ 日射量：中区本牧一般環境大気測定局 ・ 放射収支量：金沢区長浜一般環境大気測定局 <p>【現地調査】 図 7.2-1(2)に示す対象事業実施区域及びその周辺の気象状況を代表する1地点(一般大気・地上気象1)とします。</p> <p>②二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 大気汚染常時監視局における測定結果の資料収集によります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大和市役所一般環境大気測定局 ・ 瀬谷区南瀬谷小学校一般環境大気測定局 <p>【現地調査】 二酸化窒素は、図 7.2-1(2)に示す資材及び機械の運搬に用いる車両の運行ルートとして想定される道路沿道の3地点(沿道大気1～沿道大気3)及び関係車両の走行ルートとして想定される道路沿道の6地点(沿道大気1～沿道大気6)とします。なお、調査は簡易法によりますが、沿道大気3においては、公定法でも調査を行います。 浮遊粒子状物質は、図 7.2-1(2)に示す資材及び機械の運搬に用いる車両の運行ルート及び関係車両の走行ルートとして想定される道路沿道の1地点(沿道大気3)とします。</p> <p>③交通量の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行ルート及び関係車両の走行ルートとして想定される道路沿道とします。</p> <p>【現地調査】 「②二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の状況」と同じ地点とします。</p> <p>④道路構造の状況</p> <p>【現地調査】 「②二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の状況」と同じ地点とします。</p>

表 7.2-1(6) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	大気環境—大気質—二酸化窒素、浮遊粒子状物質
	影響要因の区分	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 関係車両の走行
調査の方法	<p>(5) 調査期間等</p> <p>①気象の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 入手可能な直近の10年間程度とします。</p> <p>【現地調査】 春季、夏季、秋季、冬季の4季について1週間の連続調査を行います。 ・7日間×24時間×4季</p> <p>②二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 入手可能な直近の10年間程度とします。</p> <p>【現地調査】 「①気象の状況」と同じ期間とします。</p> <p>③交通量の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とします。</p> <p>【現地調査】 道路交通量の状況を代表する平日及び休日の各1日の24時間とします。 ・平日及び休日×各1回×24時間</p> <p>④道路構造の状況</p> <p>「①気象の状況」並びに「②二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の状況」の現地調査期間中に1回行います。</p>	

表 7.2-1(7) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	大気環境－大気質－二酸化窒素、浮遊粒子状物質
	影響要因の区分	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 関係車両の走行
予測の方法	(6) 予測項目	二酸化窒素及び浮遊粒子状物質とします。
	(7) 予測の基本的な手法	「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所 平成 25 年 3 月）に基づく大気拡散式（ブルーム式・パフ式）を用いた数値計算結果に基づき、年平均値を予測します。
	(8) 予測地域	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行及び関係車両の走行による二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて、環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。
	(9) 予測地点	図 7.2-1(2) に示す資材及び機械の運搬に用いる車両の運行ルートとして想定される道路沿道の 3 地点（沿道大気 1～沿道大気 3）及び関係車両の走行ルートとして想定される道路沿道の 6 地点（沿道大気 1～沿道大気 6）付近の断面とします。また、環状 4 号線と市道五貫目第 33 号線が交差する場所の南側にある住宅地付近（後述 p.7-32、図 7.2-2 大気環境の調査位置（騒音及び振動）、道路騒振 4 付近）の断面についても予測を行います。予測位置の高さは、地上 1.5m を基本とします。
評価の方法	(10) 予測対象時期等	工事の実施時については、工事計画に基づき、資材及び機械の運搬に用いる車両による窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の排出量が最大となる時期 ^{注1} とします。 関係車両の走行については、対象事業実施区域内の施設がすべて利用されている時期とします。
	(11) 評価の手法	【環境影響の回避、低減に係る評価】 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行及び関係車両の走行に係る影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。 【国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討】 「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年環境庁告示第 25 号）並びに「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年環境庁告示第 38 号）及び「生活環境推進ガイドライン」（2019 年 3 月 横浜市）に基づく環境目標との整合性が図られているかどうかを明らかにすることにより評価します。

注 1：都市計画対象事業の予測時期（工事中：ピーク時期、供用後：都市計画対象事業の供用時）において、その時期の他事業の影響も必要に応じて考慮し、影響を予測します。

表 7.2-1(8) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	大気環境-大気質-粉じん等
	影響要因の区分	建設機械の稼働
手法の選定理由	事業特性及び地域特性を踏まえて「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所平成 25 年 3 月）に記載されている一般的な手法としました。	
調査の方法	<p>(1) 調査すべき情報</p> <p>①気象の状況</p> <p>②粉じん等（降下ばいじん）の状況</p>	
	<p>(2) 調査の基本的な手法</p> <p>①気象の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】</p> <p>文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。</p> <p>【現地調査】</p> <p>「地上気象観測指針」（気象庁 平成 14 年 3 月）に定める方法に準拠して、地上気象（風向・風速、日射量及び放射収支量）を観測し、調査結果の整理及び解析を行います。</p> <p>②粉じん等（降下ばいじん）の状況</p> <p>【現地調査】</p> <p>「衛生試験法・注解 2015」（日本薬学会 平成 27 年 3 月）に定められた方法により、粉じん等（降下ばいじん）を測定し、調査結果の整理を行います。</p>	
	<p>(3) 調査地域</p> <p>粉じん等の拡散の特性を踏まえて、粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。</p>	
	<p>(4) 調査地点</p> <p>①気象の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】</p> <p>調査地域内における大気汚染常時監視局とします。なお、横浜地域を代表する気象官署である横浜地方気象台における観測結果についても収集整理します。（常時監視局及び気象官署の場所は図 7.2-1(1) 参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 風向・風速：大和市役所一般環境大気測定局 瀬谷区南瀬谷小学校一般環境大気測定局 ・ 日射量 ：中区本牧一般環境大気測定局 ・ 放射収支量：金沢区長浜一般環境大気測定局 <p>【現地調査】</p> <p>図 7.2-1(2) に示す対象事業実施区域及びその周辺の気象状況を代表する 1 地点（一般大気・地上気象 1）とします。</p> <p>②粉じん等（降下ばいじん）の状況</p> <p>【現地調査】</p> <p>図 7.2-1(2) に示す対象事業実施区域及びその周辺の気象状況を代表する 1 地点（一般大気・地上気象 1）とします。</p>	

表 7.2-1(9) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	大気環境—大気質—粉じん等
	影響要因の区分	建設機械の稼働
調査の方法	<p>(5) 調査期間等</p> <p>①気象の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 入手可能な直近の10年間程度とします。</p> <p>【現地調査】 春季、夏季、秋季、冬季の4季について1週間の連続調査を行います。 ・7日間×24時間×4季</p> <p>②粉じん等（降下ばいじん）の状況</p> <p>【現地調査】 春季、夏季、秋季、冬季の4季について1か月の調査を行います。</p>	
予測の方法	<p>(6) 予測項目 降下ばいじん量とします。</p>	
	<p>(7) 予測の基本的な手法 「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)(国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所 平成25年3月)」に基づき、建設機械の稼働による降下ばいじん量(季節別ばいじん量)を定量的に予測します。</p>	
	<p>(8) 予測地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえて、粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。</p>	
	<p>(9) 予測地点 建設機械が稼働する区域の予測断面における工事施工ヤードの敷地境界線の地上1.5mとします。</p>	
評価の方法	<p>(10) 予測対象時期等 建設機械の稼働に伴う粉じん等の排出量が最大となる時期^{注1}とします。</p>	
	<p>(11) 評価の手法</p> <p>【環境影響の回避、低減に係る評価】 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、建設機械の稼働に係る影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。</p> <p>【国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討】 「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」(国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所 平成25年3月)において、スパイクタイヤ粉じんにおける生活環境の保全が必要な地域の指標を参考として設定された降下ばいじんの参考値(10t/km²・月)との整合が図られているかどうかを評価します。</p>	

注1：都市計画対象事業の予測時期（工事中：ピーク時期、供用後：都市計画対象事業の供用時）において、その時期の他事業の影響も必要に応じて考慮し、影響を予測します。

表 7.2-1(11) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	大気環境—大気質—粉じん等
	影響要因の区分	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行
調査の方法	(5) 調査期間等 ①気象の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な直近の10年間程度とします。 【現地調査】 春季、夏季、秋季、冬季の4季について1週間の連続調査を行います。 ・7日間×24時間×4季 ②粉じん等（降下ばいじん）の状況 【現地調査】 春季、夏季、秋季、冬季の4季について1か月の調査を行います。	
予測の方法	(6) 予測項目 降下ばいじん量とします。	
	(7) 予測の基本的な手法 「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)(国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所 平成25年3月)」に基づき、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による降下ばいじん量(季節別ばいじん量)を定量的に予測します。	
	(8) 予測地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえて、粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。	
	(9) 予測地点 図7.2-1(2)に示す資材及び機械の運搬に用いる車両の運行ルートとして想定される道路沿道の3地点(沿道大気1～沿道大気3)付近の断面とします。また、環状4号線と市道五貫目第33号線が交差する場所の南側にある住宅地付近(後述p.7-32、図7.2-2 大気環境の調査位置(騒音及び振動)、道路騒振4付近)の断面についても予測を行います。予測位置の高さは、地上1.5mを基本とします。	
	(10) 予測対象時期等 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴う粉じん等の排出量が最大となる時期 ^{注1} とします。	
評価の方法	(11) 評価の手法 【環境影響の回避、低減に係る評価】 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る影響が、事業者により実行可能な範囲内のできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。 【国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討】 「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」(国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所 平成25年3月)において、スパイクタイヤ粉じんにおける生活環境の保全が必要な地域の指標を参考として設定された降下ばいじんの参考値(10t/km ² ・月)との整合が図られているかどうかを評価します。	

注1：都市計画対象事業の予測時期（工事中：ピーク時期、供用後：都市計画対象事業の供用時）において、その時期の他事業の影響も必要に応じて考慮し、影響を予測します。

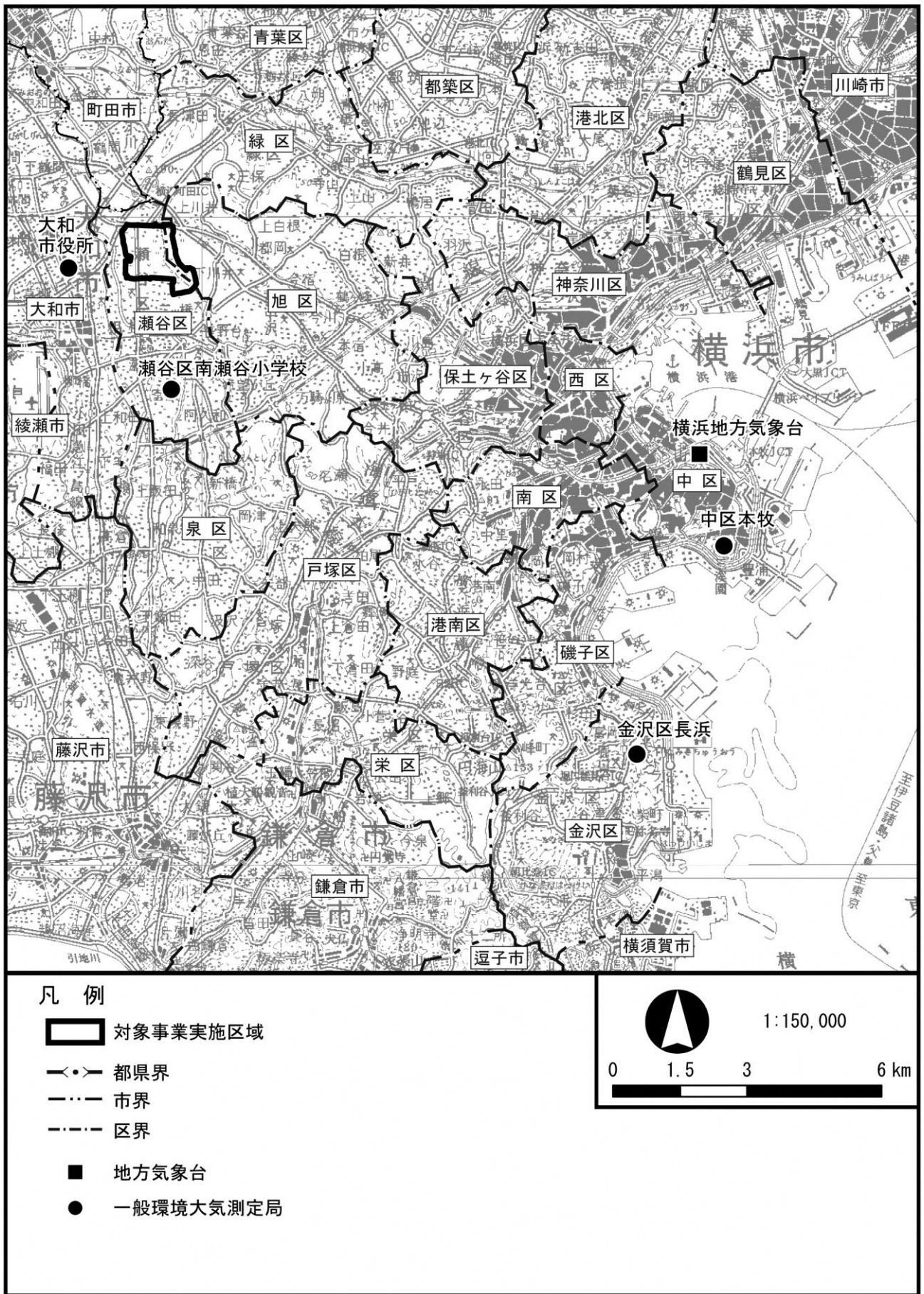
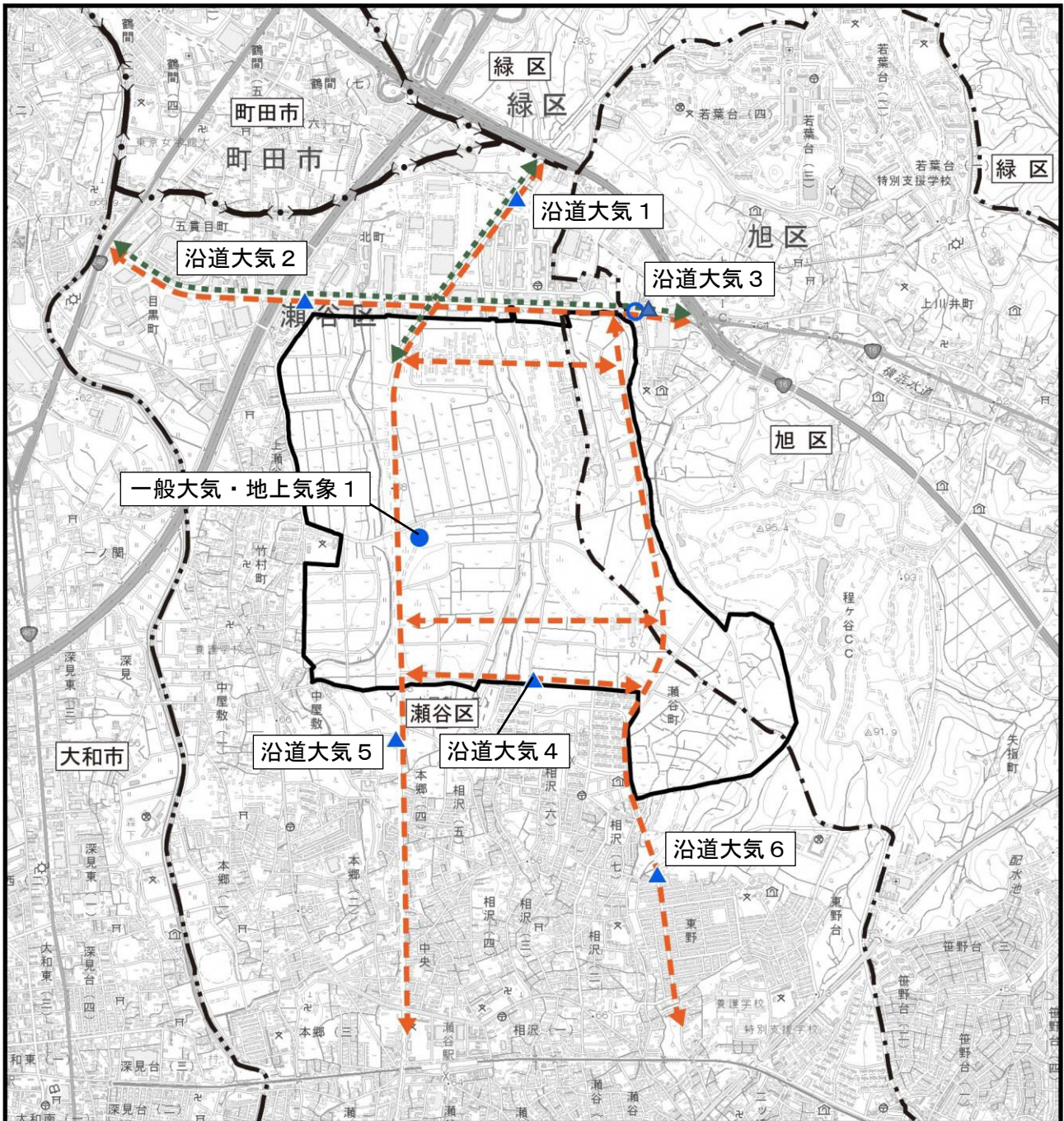
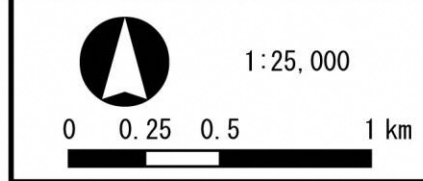


図 7.2-1(1) 大気環境の調査位置 (大気質—文献その他資料調査地点)



凡例

- 対象事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- 公定法（一般大気）、地上気象
- 公定法（沿道大気）
- ▲ 簡易法（沿道大気）
- ◀
▶ 資材及び機械の運搬に用いる車両の主な運行ルート
- ◀
▶ 関係車両の主な走行ルート



注1：公定法：「二酸化窒素に係る環境基準について」及び「大気の汚染に係る環境基準について」に定められた方法
 簡易法：窒素酸化物の簡易測定法である PT10 法

図 7.2-1(2) 大気環境の調査位置（大気質一現地調査地点）

7.2.2 騒音及び振動

騒音に係る調査、予測及び評価の手法は、表 7.2-2(1)～(5)に、振動にかかる調査及び評価の手法は、表 7.2-2(6)～(10)に示すとおりとしました。

表 7.2-2(1) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	大気環境－騒音－騒音
項目	影響要因の区分	建設機械の稼働
手法の選定理由		事業特性及び地域特性を踏まえて「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所平成 25 年 3 月）に記載されている一般的な手法としました。
調査の方法	(1) 調査すべき情報	①騒音の状況（一般環境騒音） ②地表面の状況
	(2) 調査の基本的な手法	①騒音の状況 【現地調査】 「騒音に係る環境基準について（平成 10 年環境庁告示第 64 号）」に定められた環境騒音の表示・測定方法（JIS Z 8731）及び「騒音に係る環境基準の評価マニュアル 一般地域編」（環境省 平成 27 年 10 月）に基づいて等価騒音レベル及び時間率騒音レベルを測定し、調査結果の整理及び解析を行うことによります。 ②地表面の状況 【現地調査】 地表面（裸地・草地・舗装面等）の状況を目視等により調査します。
	(3) 調査地域	音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。
	(4) 調査地点	①騒音の状況 【現地調査】 図 7.2-2 に示す対象事業実施区域内の敷地境界付近及びその周辺の 3 地点（環境騒音 1～環境騒音 3）とします。測定高さは地上 1.2m とします。 ②地表面の状況 【現地調査】 「①騒音の状況」と同じ地点とします。
	(5) 調査期間等	①騒音の状況 【現地調査】 現状の環境騒音を代表する平日及び休日の各 1 日の 24 時間とします。 ・平日及び休日×各 1 回×24 時間 ②地表面の状況 【現地調査】 「①騒音の状況」の現地調査と同時期に実施します。

表 7.2-2(2) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	大気環境－騒音－騒音
	影響要因の区分	建設機械の稼働
予測の方法	(6) 予測項目	建設機械の稼働に伴う騒音とします。
	(7) 予測の基本的な手法	「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所 平成 25 年 3 月）に示されている予測手法に準じ、「ASJ CN-Model」により予測します。
	(8) 予測地域	調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。
	(9) 予測地点	建設機械が稼働する区域の予測断面における敷地の境界線とするほか、等音線図（騒音レベルのコンター図）を作成します。 予測位置の高さは地上 1.2m を基本とします。
	(10) 予測対象時期等	工事計画に基づき、建設機械の稼働に伴う騒音が最大となる時期 ^{注1} とします。
評価の方法	(11) 評価の手法	<p>【環境影響の回避、低減に係る評価】</p> <p>調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、建設機械の稼働による影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。</p> <p>【国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討】</p> <p>「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和 43 年厚生省・建設省告示 1 号）」に規定された基準及び「生活環境推進ガイドライン」（2019 年 3 月 横浜市）に基づく環境目標との整合性が図られているかどうかを評価します。</p>

注 1：都市計画対象事業の予測時期（工事中：ピーク時期、供用後：都市計画対象事業の供用時）において、その時期の他事業の影響も必要に応じて考慮し、影響を予測します。

表 7.2-2(3) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	大気環境－騒音－騒音
	影響要因の区分	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 関係車両の走行
手法の選定理由		事業特性及び地域特性を踏まえて「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所 平成 25 年 3 月）及び「道路環境影響評価の技術手法（平成 26 年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所 平成 27 年 3 月）に記載されている一般的な手法としました。
調査の方法	<p>(1) 調査すべき情報</p> <p>①騒音の状況</p> <p>②資材及び機械の運搬に用いる車両の運行又は関係車両が走行する沿道の状況</p> <p>③交通量の状況</p> <p>④道路構造の状況</p>	
	<p>(2) 調査の基本的な手法</p> <p>①騒音の状況</p> <p>【現地調査】</p> <p>「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号）に定められた環境騒音の表示・測定方法（JIS Z 8731）及び「騒音に係る環境基準の評価マニュアル 道路に面する地域編」（環境省 平成 27 年 10 月）に基づいて等価騒音レベル及び時間率騒音レベルを測定し、調査結果の整理及び解析を行うことによります。</p> <p>②資材及び機械の運搬に用いる車両の運行又は関係車両が走行する沿道の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】</p> <p>文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。</p> <p>【現地調査】</p> <p>現地を踏査し、周辺の建物等の状況を調査します。</p> <p>③交通量の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】</p> <p>「平成 27 年度全国道路交通情勢調査（道路交通センサス）一般交通量調査」（国土交通省 平成 29 年 6 月）による情報収集並びに整理及び解析を行います。</p> <p>【現地調査】</p> <p>調査地点の断面交通量（方向別及び車種別交通量）を調査します。</p> <p>④道路構造の状況</p> <p>【現地調査】</p> <p>調査地点の道路構造、車線数及び幅員について、現地踏査により確認します。</p>	
	<p>(3) 調査地域</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。</p>	

表 7.2-2(4) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	大気環境－騒音－騒音
	影響要因の区分	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 関係車両の走行
調査の方法	(4) 調査地点	<p>①騒音の状況</p> <p>【現地調査】 図 7.2-2 に示す資材及び機械の運搬に用いる車両の運行ルートとして想定される道路沿道の 4 地点（道路騒振 1～道路騒振 4）及び関係車両の走行ルートとして想定される道路沿道の 7 地点（道路騒振 1～道路騒振 7）とします。測定高さは地上 1.2m とします。</p> <p>②資材及び機械の運搬に用いる車両の運行又は関係車両が走行する沿道の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行ルート及び関係車両の走行ルートとして想定される道路沿道とします。</p> <p>【現地調査】 「①騒音の状況」と同じ地点とします。</p> <p>③交通量の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行ルート及び関係車両の走行ルートとして想定される道路沿道とします。</p> <p>【現地調査】 「①騒音の状況」と同じ地点とします。</p> <p>④道路構造の状況</p> <p>【現地調査】 「①騒音の状況」と同じ地点とします。</p>
	(5) 調査期間等	<p>①騒音の状況</p> <p>【現地調査】 道路交通量の状況を代表する平日及び休日の 24 時間とします。 ・平日及び休日×各 1 回×24 時間</p> <p>②資材及び機械の運搬に用いる車両の運行又は関係車両が走行する沿道の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とします。</p> <p>【現地調査】 「①騒音の状況」の調査時に併せて実施します。</p> <p>③交通量の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とします。</p> <p>【現地調査】 「①騒音の状況」と同じく、道路交通量の状況を代表する平日及び休日の 24 時間とします。 ・平日及び休日×各 1 回×24 時間</p> <p>④道路構造の状況</p> <p>「①騒音の状況」の調査時に併せて実施します。</p>

表 7.2-2(5) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	大気環境－騒音－騒音
	影響要因の区分	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 関係車両の走行
予測の方法	(6) 予測項目	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行及び関係車両の走行に伴う道路交通騒音とします。
	(7) 予測の基本的な手法	一般社団法人日本音響学会が発表している「道路交通騒音の予測計算モデル(ASJ RTN-Model 2018)」により、等価騒音レベル(L _{Aeq})を予測します。
	(8) 予測地域	調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。
	(9) 予測地点	図 7.2-2 に示す資材及び機械の運搬に用いる車両の運行ルートとして想定される道路沿道の 4 地点（道路騒振 1～道路騒振 4）及び関係車両の走行ルートとして想定される道路沿道の 7 地点（道路騒振 1～道路騒振 7）付近の断面とし、予測位置の高さは地上 1.2m を基本とします。
	(10) 予測対象時期等	工事の実施時については、工事計画に基づき、資材及び機械の運搬に用いる車両の等価交通量（大型車台数を小型車台数に換算し、小型車の台数として合計した交通量）が最大となる時期 ^{注1} とします。 関係車両の走行については、対象事業実施区域内の施設がすべて利用されている時期とします。
評価の方法	(11) 評価の手法 【環境影響の回避、低減に係る評価】 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行及び関係車両の走行による影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。 【国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討】 「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号）及び「生活環境推進ガイドライン」（2019 年 3 月 横浜市）に基づく環境目標との整合性が図られているかどうかを評価します。	

注 1：都市計画対象事業の予測時期（工事中：ピーク時期、供用後：都市計画対象事業の供用時）において、その時期の他事業の影響も必要に応じて考慮し、影響を予測します。

表 7.2-2(6) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	大気環境－振動－振動
	影響要因の区分	建設機械の稼働
手法の選定理由	事業特性及び地域特性を踏まえて「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所 平成 25 年 3 月）に記載されている一般的な手法としました。	
調査の方法	(1) 調査すべき情報 ①振動の状況 ②地盤の状況	
	(2) 調査の基本的な手法 ①振動の状況 【現地調査】 「振動規制法施行規則（昭和 51 年総理府令第 58 号）」に定められた振動レベル測定方法（JIS Z 8735）による測定を行い、調査結果の整理及び解析を行います。 ②地盤の状況 【文献その他の資料調査】 「20 万分の 1 土地分類基本調査」（国土交通省国土政策局 国土情報課ホームページ）等による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行います。 【現地調査】 後述の地盤の安定性にて調査を行うボーリング調査結果によります。	
	(3) 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。	
	(4) 調査地点 ①振動の状況 【現地調査】 図 7.2-2 に示す対象事業実施区域及びその周辺の 3 地点（環境騒振 1～環境騒振 3）とします。 ②地盤の状況 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺とします。 【現地調査】 後述の図 7.2-5 「土壌に係る環境の調査位置（地盤及び土壌）」に示す 7 地点（地質 1～地質 7）とします。	
	(5) 調査期間等 ①振動の状況 【現地調査】 現状の環境騒音を代表する平日及び休日の各 1 日の 24 時間とします。 ・平日及び休日×各 1 回×24 時間 ②地盤の状況 【文献その他の資料調査】 必要に応じて設定します。 【現地調査】 ボーリングによる地質調査は 1 回とします。	

表 7.2-2(7) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	大気環境－振動－振動
	影響要因の区分	建設機械の稼働
予測の方法	(6) 予測項目 建設機械の稼働に伴う振動とします。	
	(7) 予測の基本的な手法 「道路環境影響評価の技術手法(平成 24 年度版)」(国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所 平成 25 年 3 月)に基づき、振動レベルを予測します。	
	(8) 予測地域 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。	
	(9) 予測地点 建設機械が稼働する区域の予測断面における敷地の境界線とするほか、等振動線図(振動レベルのコンター図)を作成します。	
	(10) 予測対象時期等 工事計画に基づき、建設機械の稼働に伴う振動が最大となる時期 ^{注1} とします。	
評価の方法	<p>(11) 評価の手法</p> <p>【環境影響の回避、低減に係る評価】 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、建設機械の稼働による影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。</p> <p>【国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討】 「特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準」(昭和 51 年総理府令第 58 号)に規定された基準及び「生活環境推進ガイドライン」(2019 年 3 月 横浜市)に基づく環境目標との整合性が図られているかどうかを評価します。</p>	

注 1 : 都市計画対象事業の予測時期(工事中:ピーク時期、供用後:都市計画対象事業の供用時)において、その時期の他事業の影響も必要に応じて考慮し、影響を予測します。

表 7.2-2(8) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	大気環境－振動－振動
	影響要因の区分	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 関係車両の走行
手法の選定理由		事業特性及び地域特性を踏まえて「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所平成 25 年 3 月）に記載されている一般的な手法としました。
調査の方法	(1) 調査すべき情報 ①振動の状況 ②地盤の状況 ③交通量の状況 ④道路構造の状況	
	(2) 調査の基本的な手法 ①振動の状況 【現地調査】 「振動規制法施行規則（昭和 51 年総理府令第 58 号）」に定められた振動レベル測定方法（JIS Z 8735）に基づいて時間率振動レベル（ L_{10} ）を測定し、調査結果の整理及び解析を行います。 ②地盤の状況 【現地調査】 「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所平成 25 年 3 月）に基づき、地盤卓越振動数を測定します。 ③交通量の状況 【文献その他の資料調査】 「平成 27 年度全国道路交通情勢調査（道路交通センサス）一般交通量調査」（国土交通省平成 29 年 6 月）による情報の収集並びに整理及び解析を行います。 【現地調査】 調査地点の断面交通量（方向別及び車種別交通量）を調査します。 ④道路構造の状況 【現地調査】 調査地点の道路構造、車線数及び幅員について、現地踏査により確認します。	
	(3) 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。	
	(4) 調査地点 ①振動の状況 【現地調査】 図 7.2-2 に示す資材及び機械の運搬に用いる車両の運行ルートとして想定される道路沿道の 4 地点（道路騒振 1～道路騒振 4）及び関係車両の走行ルートとして想定される道路沿道の 7 地点（道路騒振 1～道路騒振 7）とします。 ②地盤の状況 【現地調査】 「①振動の状況」と同じ地点とします。 ③交通量の状況 【文献その他の資料調査】 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行ルート及び関係車両の走行ルートとして想定される道路沿道とします。 【現地調査】 「①振動の状況」と同じ地点とします。 ④道路構造の状況 【現地調査】 「①振動の状況」と同じ地点とします。	

表 7.2-2(9) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	大気環境－振動－振動
	影響要因の区分	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 関係車両の走行
調査の方法	<p>(5) 調査期間等</p> <p>①振動の状況 【現地調査】 道路交通量の状況を代表する平日及び休日の24時間とします。 ・平日及び休日×各1回×24時間</p> <p>②地盤の状況 【現地調査】 大型車の単独走行10台について地盤卓越振動数の調査を行います。</p> <p>③交通量の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とします。 【現地調査】 「①振動の状況」と同じく、道路交通量の状況を代表する平日及び休日の24時間とします。 ・平日及び休日×各1回×24時間</p> <p>④道路構造の状況 「①振動の状況」の調査中に実施します。</p>	
予測の方法	<p>(6) 予測項目 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行及び関係車両の走行に伴う道路交通振動とします。</p>	
	<p>(7) 予測の基本的な手法 「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」(国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所 平成25年3月)に基づき、時間率振動レベル(L₁₀)を予測します。</p>	
	<p>(8) 予測地域 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。</p>	
	<p>(9) 予測地点 図7.2-2に示す資材及び機械の運搬に用いる車両の運行ルートとして想定される道路沿道の4地点(道路騒振1～道路騒振4)及び関係車両の走行ルートとして想定される道路沿道の7地点(道路騒振1～道路騒振7)付近の断面とします。</p>	
<p>(10) 予測対象時期等 工事の実施時については、工事計画に基づき、資材及び機械の運搬に用いる車両の等価交通量(大型車台数を小型車台数に換算し、小型車の台数として合計した交通量)が最大となる時期^{注1}とします。 関係車両の走行については、対象事業実施区域内の施設がすべて利用されている時期とします。</p>		

注1：都市計画対象事業の予測時期(工事中：ピーク時期、供用後：都市計画対象事業の供用時)において、その時期の他事業の影響も必要に応じて考慮し、影響を予測します。

表 7.2-2(10) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	大気環境－振動－振動
	影響要因の区分	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 関係車両の走行
評価の方法	<p>(11) 評価の手法</p> <p>【環境影響の回避、低減に係る評価】 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行及び関係車両の走行による影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。</p> <p>【国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討】 「振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）」に基づく「道路交通振動の要請限度」及び「生活環境推進ガイドライン」（2019 年 3 月 横浜市）に基づく環境目標との整合が図られているかどうかを評価します。</p>	

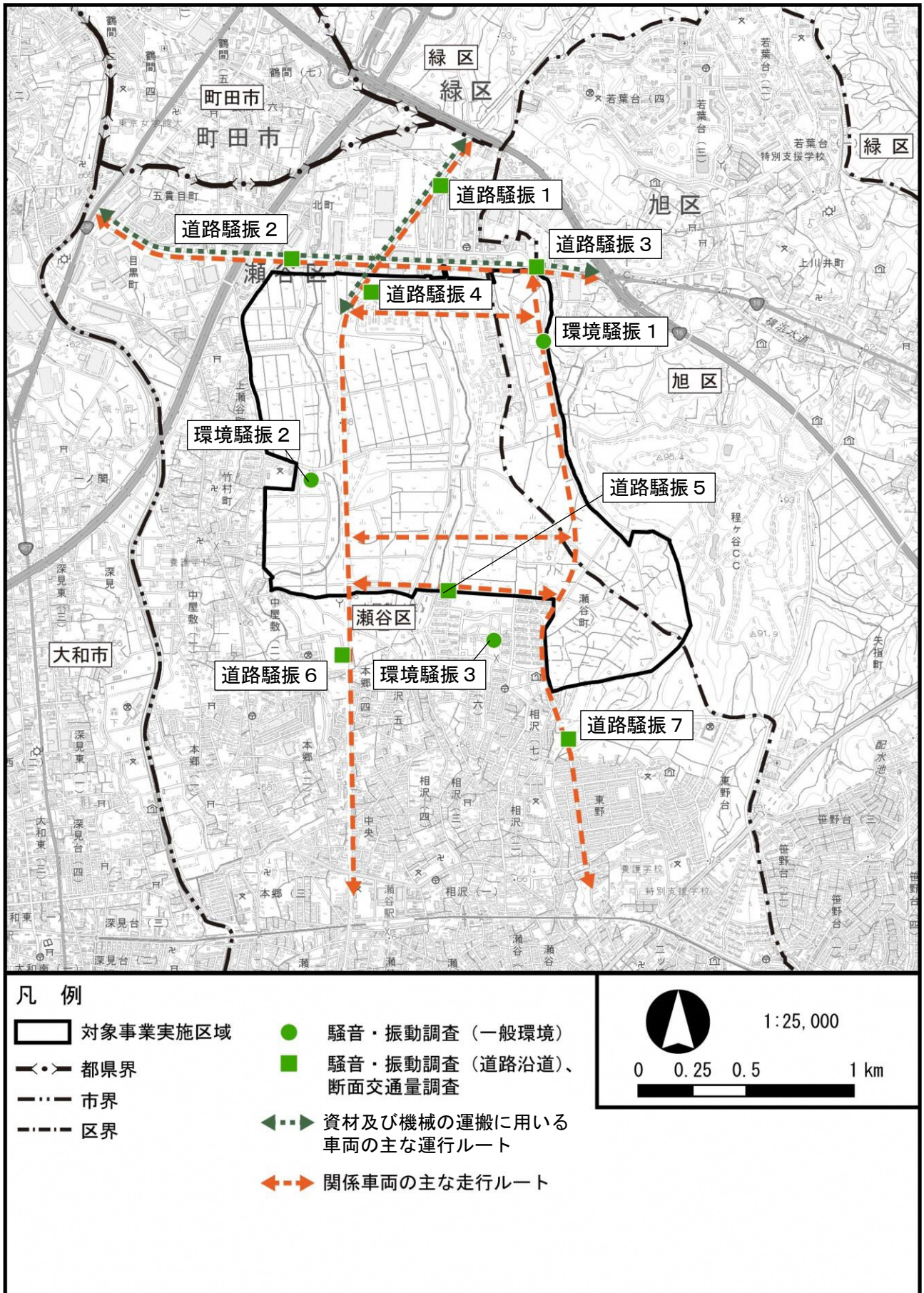


図 7.2-2 大気環境の調査位置（騒音及び振動）

7.2.3 水質及び底質

水質及び底質に係る調査、予測及び評価の手法は、表 7.2-3 に示すとおりとしました。

表 7.2-3(1) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	水環境－水質（地下水の水質を除く。）－水の濁り、水の汚れ
	影響要因の区分	雨水の排水
手法の選定理由	事業特性及び地域特性を踏まえて「面整備事業環境影響評価マニュアル」（建設省都市局監修 平成 11 年 10 月）及び「横浜市環境影響評価技術指針」（横浜市 平成 23 年 6 月策定）を参考に選定しました。	
調査の方法	(1) 調査すべき情報	<ul style="list-style-type: none"> ①水質の状況 ②地形、地質（土質）の状況 ③降水量の状況 ④利水の状況 ⑤流れの状況
	(2) 調査の基本的な手法	<ul style="list-style-type: none"> ①水質の状況 <ul style="list-style-type: none"> 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。 【現地調査】 「水質調査方法」（昭和 46 年環水管 30 号）及び「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）に定められた方法に基づいて、生活環境項目（BOD（生物化学的酸素要求量）、糞便性大腸菌群数、SS（浮遊性物質）及び DO（溶存酸素量））並びに「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）別表 1 に掲げる 27 項目（以下、「健康項目」という。）を測定し、調査結果の整理を行います。また、「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示第 68 号）に定められた方法に基づいて、水質のダイオキシン類を測定し、調査結果の整理を行います。 ②地形・地質（土質）の状況 <ul style="list-style-type: none"> 【文献その他の資料調査】 地形図等の入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。 【現地調査】 対象事業実施区域内で採取した土壌を用いて土壌の沈降試験（試料の調整は JIS A 1201 に準拠し、沈降試験は JIS M 0201 に準拠する。）を行い、調査結果の整理及び解析を行います。 ③降水量の状況 <ul style="list-style-type: none"> 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。 ④利水の状況 <ul style="list-style-type: none"> 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。 ⑤流れの状況 <ul style="list-style-type: none"> 【現地調査】 「水質調査方法」（昭和 46 年環水管 30 号）に定められた方法に基づいて流量を測定し、調査結果の整理を行うとともに、地下への浸透の程度を把握するため、地表面（裸地・草地・舗装面等）の状況を目視等により調査します。
	(3) 調査地域	雨水を排水する可能性がある公共用水域及びその集水域とします。

表 7.2-3(2) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	水環境－水質（地下水の水質を除く。）－水の濁り、水の汚れ
	影響要因の区分	雨水の排水
調査の方法	<p>(4) 調査地点</p> <p>①水質の状況 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺の公共用水域とします。 【現地調査】 図 7.2-3 に示す対象事業実施区域及びその周辺の 6 地点(水質 1～水質 6)とします。</p> <p>②地形・地質（土質）の状況 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺とします。 【現地調査】 図 7.2-3 に示す対象事業実施区域及びその周辺の 5 地点(土質 1～土質 5)とします。</p> <p>③降水量の状況 【文献その他の資料調査】 横浜地方気象台及びアメダス海老名観測所とします。</p> <p>④利水の状況 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺とします。</p> <p>⑤流れの状況 【現地調査】 「①水質の状況」と同じ地点とします。地表面の状況の調査はその周辺とします。</p>	
	<p>(5) 調査期間等</p> <p>①水質の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料によるものとします。 【現地調査】 生活環境項目については、渇水期及び豊水期に、平常時の調査を各 1 回実施します。 ・平常時 2 回（渇水期、豊水期） SS については、上記生活環境項目の調査とは別に、降雨時の調査を 2 回実施します。 ・降雨時 2 回 健康項目及びダイオキシン類については、平常時の調査を 1 回実施します。 ・平常時 1 回</p> <p>②地形・地質（土質）の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料によるものとします。 【現地調査】 土壌の採取は 1 回行います。</p> <p>③降水量の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料によるものとします。</p> <p>④利水の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料によるものとします。</p> <p>⑤流れの状況 【現地調査】 「①水質の状況」の現地調査と同じ時期とします。</p>	

表 7.2-3(3) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	水環境－水質（地下水の水質を除く。）－水の濁り、水の汚れ
	影響要因の区分	雨水の排水
予測の方法	(6) 予測項目	水の濁り（浮遊物質）及び水の汚れ（生活環境項目、健康項目及びダイオキシン類）とします。
	(7) 予測の基本的な手法	浮遊物質については完全混合式によります。 他の生活環境項目については、想定される工事排水量と環境保全措置の内容を踏まえ、影響の程度を定性的に予測します。 健康項目及びダイオキシン類については、土壌汚染並びに地下水の水質の現地調査結果並びに本事業で計画する環境保全措置の内容を踏まえ、影響の程度を定性的に予測します。
	(8) 予測地域	工事中の雨水を排水する公共用水域とします。
	(9) 予測地点	図 7.2-3 に示す対象事業実施区域及びその周辺の 6 地点(水質 1～水質 6)とします。
	(10) 予測対象時期等	工事計画に基づき、工事による影響が最大となる時期 ^{注1} とします。
評価の方法	(11) 評価の手法	<p>【環境影響の回避、低減に係る評価】</p> <p>調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、雨水の排水による水の濁り及び水の汚れに関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。</p> <p>【国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討】</p> <p>「水質汚濁に係る環境基準」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）に規定された基準並びに「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成 11 年環境庁告示第 68 号）及び「生活環境推進ガイドライン」（2019 年 3 月 横浜市）に基づく環境目標との整合性が図られているかどうかを評価します。</p>

注 1：都市計画対象事業の予測時期（工事中：ピーク時期、供用後：都市計画対象事業の供用時）において、その時期の他事業の影響も必要に応じて考慮し、影響を予測します。

表 7.2-3(4) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項	環境要素の区分	水環境－底質－公共用水域の底質
目	影響要因の区分	造成工事の実施
手法の選定理由	事業特性及び地域特性を踏まえて「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所 平成 25 年 3 月）及び「横浜市環境影響評価技術指針」（横浜市 平成 23 年 6 月策定）を参考に選定しました。	
調査の方法	(1) 調査すべき情報 ①水底の底質の状況 ②地形・地質の状況 ③流れの状況	
	(2) 調査の基本的な手法 ①水底の底質の状況 【現地調査】 「底質調査方法」（環境省 水・大気環境局 平成 24 年 8 月）に定められた方法に基づいて、「土壌環境基準」（平成 3 年 8 月環境庁告示第 46 号）別表に掲げる 29 項目測定し、調査結果の整理を行います。また、「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示第 68 号）に定められた方法に基づいて、底質のダイオキシン類を測定し、調査結果の整理を行います。 ②地形・地質の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。 ③流れの状況 【現地調査】 「水質調査方法」（昭和 46 年環水管 30 号）に定められた方法に基づいて流量を測定し、調査結果の整理を行います。	
	(3) 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺の公共用水域とします。	
	(4) 調査地点 ①水底の底質の状況 【現地調査】 図 7.2-3 に示す対象事業実施区域及びその周辺の 4 地点（底質 1～底質 4）とします。 ②地形・地質の状況 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺とします。 ③流れの状況 【現地調査】 「①水底の底質の状況」と同じ地点とします。	
	(5) 調査期間等 ①水底の底質の状況 【現地調査】 底質の状況を的確に把握できる期間に 1 回実施します。 ②地形・地質の状況 【文献その他の資料調査】 必要に応じて設定します。 ③流れの状況 【現地調査】 「①水底の底質の状況」と同時期とします。	

表 7.2-3(5) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	水環境－底質－公共用水域の底質
	影響要因の区分	造成工事の実施
予測の方法	(6) 予測項目 土壌汚染の環境基準項目（ダイオキシン類を含む。）とします。	
	(7) 予測の基本的な手法 造成工事の実施の内容（河川改修が行われる場合は、その内容も含まれます。）並びに現況の水底の底質の状況及び土質・地質の状況から定性的な検討を行うことによります。	
	(8) 予測地域 対象事業実施区域及びその周辺の公共用水域とします。	
	(9) 予測地点 図 7.2-3 に示す対象事業実施区域及びその周辺の 4 地点(底質 1～底質 4)とします。	
	(10) 予測対象時期等 工事計画に基づき、造成工事の実施による影響が最大となる時期とします。	
評価の方法	<p>(11) 評価の手法</p> <p>【環境影響の回避、低減に係る評価】 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、造成工事の実施による水底の底質に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。</p> <p>【国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討】 「底質の暫定除去基準について」（昭和 50 年環水管 119 号）及び「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成 11 年環境庁告示第 68 号）に規定された基準との整合性が図られているかどうかを評価します。</p>	

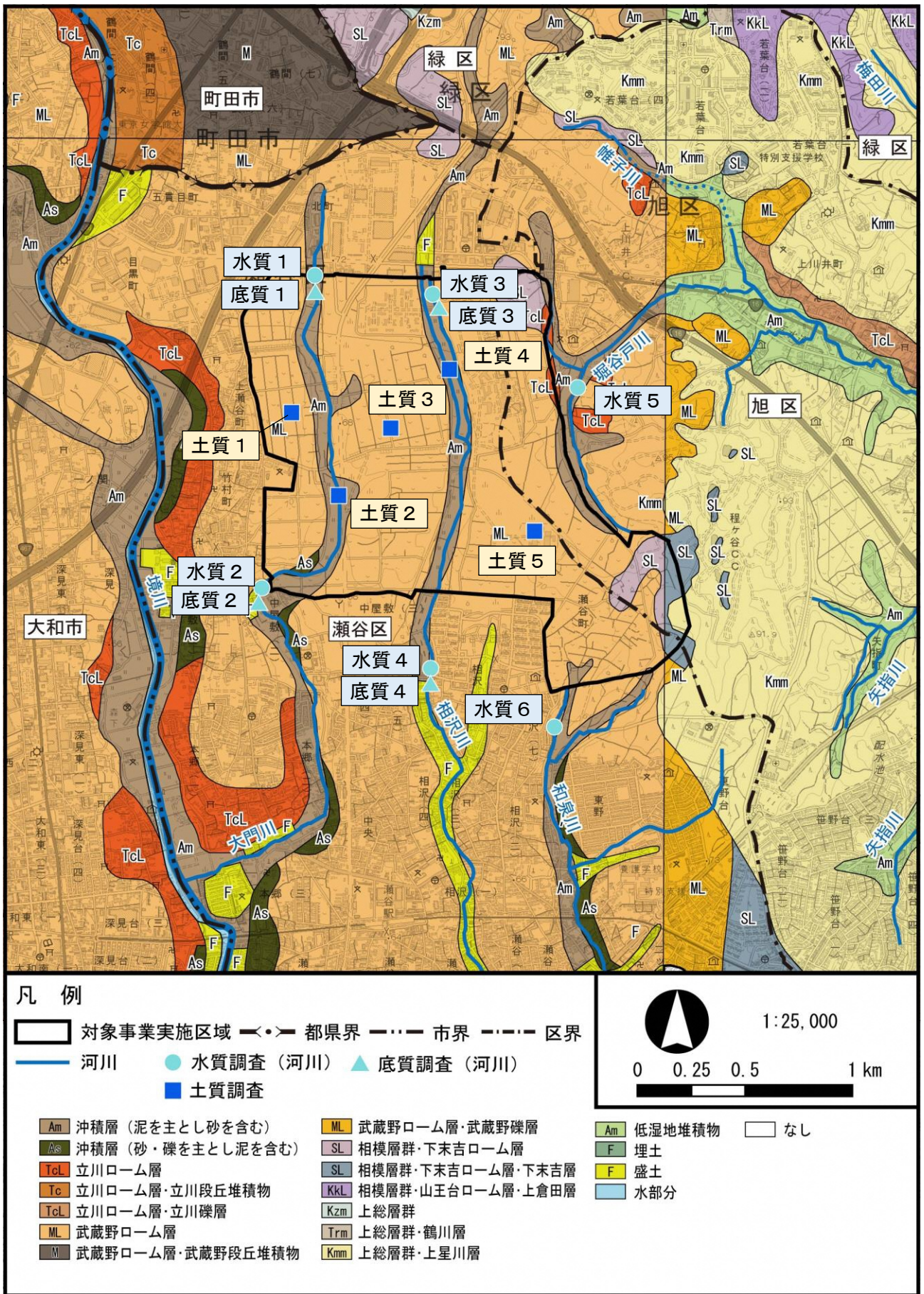


図 7.2-3 水環境の調査位置 (水質及び底質)

7.2.4 地下水及びその他の水環境に係る環境要素

地下水の水質、その他の水環境に係る環境要素に係る調査、予測及び評価の手法は、表 7.2-4 に示すとおりとしました。

表 7.2-4(1) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	水環境－地下水－地下水の水質
	影響要因の区分	敷地の存在（土地の改変）
手法の選定理由		事業特性及び地域特性を踏まえて「横浜市環境影響評価技術指針」（横浜市平成 23 年 6 月策定）を参考に選定しました。
調査の方法	(1) 調査すべき情報	<ul style="list-style-type: none"> ①地下水の水質の状況 ②地形、地質及び帯水層の状況 ③降水量の状況
	(2) 調査の基本的な手法	<ul style="list-style-type: none"> ①地下水の水質の状況 <ul style="list-style-type: none"> 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。 【現地調査】 「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成 9 年環境庁告示第 10 号）に定める 28 項目について、地下水を採取・分析することにより測定し、調査結果の整理を行います。参考項目として、pH や電気伝導度等についても併せて調査を行います。また、「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示第 68 号）に定められた方法に基づいて、地下水の水質のダイオキシン類を測定し、調査結果の整理を行います。 ②地形、地質及び帯水層の状況 <ul style="list-style-type: none"> 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。 【現地調査】 ボーリング調査により、地質等を確認します。 ③降水量の状況 <ul style="list-style-type: none"> 【文献その他の資料調査】 横浜地方気象台で観測されている月ごとの降水量等の入手可能な最新の既存資料による情報の収集・整理により把握します。
	(3) 調査地域	地下水の水質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。
	(4) 調査地点	<ul style="list-style-type: none"> ①地下水の水質の状況 <ul style="list-style-type: none"> 【現地調査】 図 7.2-4 に示す対象事業実施区域及びその周辺の 7 地点(地下水 1～地下水 7)とします。 ②地形、地質及び帯水層の状況 <ul style="list-style-type: none"> 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺とします。 【現地調査】 「①地下水の水質の状況」と同じ地点とします。 ③降水量の状況 <ul style="list-style-type: none"> 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺とします。

表 7.2-4(2) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	水環境—地下水—地下水の水質
	影響要因の区分	敷地の存在（土地の改変）
調査の方法	<p>(5) 調査期間等</p> <p>①地下水の水質の状況 【現地調査】 1回測定します。</p> <p>②地形、地質及び帯水層の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とします。 【現地調査】 地下水の水質を的確に把握できる期間に1回実施します。</p> <p>③降水量の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な直近の1年間とします。</p>	
予測の方法	<p>(6) 予測項目 工事の実施時については、工事の実施に伴い変化する地下水の水質とします。 土地又は工作物の存在及び供用時については、施設の存在・土地利用の変化に伴い変化する地下水の水質とします。</p> <p>(7) 予測の基本的な手法 工事の実施時については、調査で把握した地下水の水質の状況と工事計画を比較することで、影響の程度を定性的に予測します。 土地又は工作物の存在及び供用時については、調査で把握した地下水の水質の状況と事業計画を比較することで、影響の程度を定性的に予測します。</p> <p>(8) 予測地域 調査地域のうち、土壌汚染の状況及び地下水帯水層の状況等の特性を踏まえて、地下水の水質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。</p> <p>(9) 予測地点 図 7.2-4 に示す対象事業実施区域及びその周辺の7地点(地下水1～地下水7)とします。</p> <p>(10) 予測対象時期等 工事の実施時については、工事計画に基づき、工事による影響が最大となる時期とします。 土地又は工作物の存在及び供用時については、対象事業実施区域内の施設がすべて存在し、かつ事業活動が平常の状態になり、新たな環境が安定する時期とします。</p>	
評価の方法	<p>(11) 評価の手法 【環境影響の回避、低減に係る評価】 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、造成工事の実施及び敷地の存在（土地の改変）による影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。 【国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討】 「地下水の水質汚濁に係る環境基準」（平成9年環境庁告示第10号）並びに「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準」（平成11年環境庁告示第68号）に規定された基準及び「生活環境推進ガイドライン」（2019年3月 横浜市）に基づく環境目標との整合性が図られているかどうかを評価します。</p>	

表 7.2-4(3) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	水環境－その他の水環境に係る環境要素－湧水の流量
	影響要因の区分	造成工事の実施 敷地の存在（土地の改変）
手法の選定理由		事業特性及び地域特性を踏まえて「横浜市環境影響評価技術指針」（横浜市平成 23 年 6 月策定）を参考に選定しました。
調査の方法	(1) 調査すべき情報 ①湧水の状況 ②地形、地質の状況 ③降水量の状況	
	(2) 調査の基本的な手法 ①湧水の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料による情報の収集・整理により湧水の分布を把握します。 【現地調査】 分布実態の把握の踏査並びに湧水量を測定するとともに、同時に現場にて、水温、水素イオン濃度（pH）、電気伝導度（EC）を測定します。 ②地形、地質の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。 【現地調査】 ボーリング調査により、地質等を確認します。 ③降水量の状況 横浜地方気象台で観測されている月ごとの降水量等の入手可能な最新の資料による情報の収集・整理により把握します。	
	(3) 調査地域 湧水に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。	
	(4) 調査地点 ①湧水の状況 【現地調査】 図 7.2-4 に示す対象事業実施区域及びその周辺の 5 地点（湧水 1～湧水 5）とします。 ②地形、地質及び帯水層の状況 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺とします。 【現地調査】 図 7.2-4 に示す地質調査地点 7 地点（地下水 1～地下水 7）とします。 ③降水量の状況 【文献その他の資料調査】 横浜地方気象台とします。	
	(5) 調査期間等 ①湧水の状況 【現地調査】 渇水期及び豊水期に、平常時の調査を各 1 回実施します。 ②地形、地質及び帯水層の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とします。 【現地調査】 地形、地質及び帯水層の状況を的確に把握できる期間に 1 回実施します。 ③降水量の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な直近の 1 年間及び平年値とします。	

表 7.2-4(4) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	水環境－その他の水環境に係る環境要素－湧水の流量
	影響要因の区分	造成工事の実施 敷地の存在（土地の改変）
予測の方法	(6) 予測項目	工事の実施時については、造成工事の実施に伴い変化する湧水の流況とします。 土地又は工作物の存在及び供用時については、敷地の存在（土地の性状の変化）に伴い変化する湧水の流況とします。
	(7) 予測の基本的な手法	造成工事の実施時については、調査で把握した湧水の状況と施工計画を重ね合わせ、湧水の流量への影響の程度を予測します。 敷地の存在時については、調査で把握した湧水の状況と事業計画を重ね合わせ、湧水の流量への影響の程度を予測します。
	(8) 予測地域	調査地域のうち、湧水に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。
	(9) 予測地点	図 7.2-4 に示す対象事業実施区域及びその周辺の 5 地点(湧水 1～湧水 5)とします。
	(10) 予測対象時期等	造成工事の実施時については、施工計画に基づき、工事による影響が最大となる時期とします。 敷地の存在時については、対象事業実施区域内の施設がすべて存在し、かつ事業活動が平常の状態になり、新たな環境が安定する時期とします。
評価の方法	(11) 評価の手法	【環境影響の回避、低減に係る評価】 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、造成工事の実施及び敷地の存在による影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。

表 7.2-4(5) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	水環境－その他の水環境に係る環境要素－河川の形態、流量
	影響要因の区分	敷地の存在（土地の改変）
手法の選定理由	事業特性及び地域特性を踏まえて「横浜市環境影響評価技術指針」（横浜市平成 23 年 6 月策定）を参考に選定しました。	
調査の方法	<p>(1) 調査すべき情報</p> <p>①河川の形態及び流量の状況</p> <p>②地形、地質の状況</p> <p>③降水量の状況</p>	
	<p>(2) 調査の基本的な手法</p> <p>①河川の形態及び流量の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料による情報の収集・整理により調査します。</p> <p>【現地調査】 「水質調査方法」（昭和 46 年環水管 30 号）に定められた方法に基づいて河川の流量を測定し、調査結果の整理を行います。 必要に応じて現地踏査を行います。</p> <p>②地形、地質の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 地形図等の入手可能な最新の資料の収集・整理により調査します。</p> <p>【現地調査】 必要に応じて現地踏査により調査します。</p> <p>③降水量の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 横浜地方気象台で観測されている月ごとの降水量等の入手可能な資料の収集・整理により把握します。</p>	
	<p>(3) 調査地域</p> <p>河川の形態並びに流量に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。</p>	
	<p>(4) 調査地点</p> <p>①河川の形態及び流量の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺とします。</p> <p>【現地調査】 図 7.2-4 に示す対象事業実施区域及びその周辺の雨水排水を排出する可能性のある公共用水域（河川）の 6 地点（水質 1～水質 6）とします。</p> <p>②地形、地質の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺とします。</p> <p>【現地調査】 対象事業実施区域及びその周辺とします。</p> <p>③降水量の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 横浜地方気象台とします。</p>	

表 7.2-4(6) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	水環境－その他の水環境に係る環境要素－河川の形態、流量
	影響要因の区分	敷地の存在（土地の改変）
調査の方法	(5) 調査期間等	
	<p>①河川の形態及び流量の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とします。</p> <p>【現地調査】 渇水期及び豊水期に、平常時の調査を各1回実施します。また、降雨時の調査を2回実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平常時2回（渇水期、豊水期） ・降雨時2回 <p>②地形、地質の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とします。</p> <p>【現地調査】 必要に応じて設定します。</p> <p>③降水量の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 入手可能な直近の1年間、平年値等とします。</p>	
予測の方法	(6) 予測項目	敷地の存在時については、施設の存在・土地利用の変化に伴い変化する河川の形態及び流量とします。
	(7) 予測の基本的な手法	敷地の存在時については、調査で把握した河川の形態、流量の状況と事業計画を重ね合わせ、河川の形態、流量の状況への影響の程度を予測します。
	(8) 予測地域	調査地域のうち、河川の形態や流量に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。
	(9) 予測地点	図7.2-4に示す対象事業実施区域及びその周辺の公共用水域（河川）の6地点（水質1～水質6）とします。
	(10) 予測対象時期等	敷地の存在時については、対象事業実施区域内の施設がすべて存在し、かつ事業活動が平常の状態になり、新たな環境が安定する時期とします。
評価の方法	(11) 評価の手法	<p>【環境影響の回避、低減に係る評価】</p> <p>調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、造成工事の実施及び敷地の存在による影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。</p>

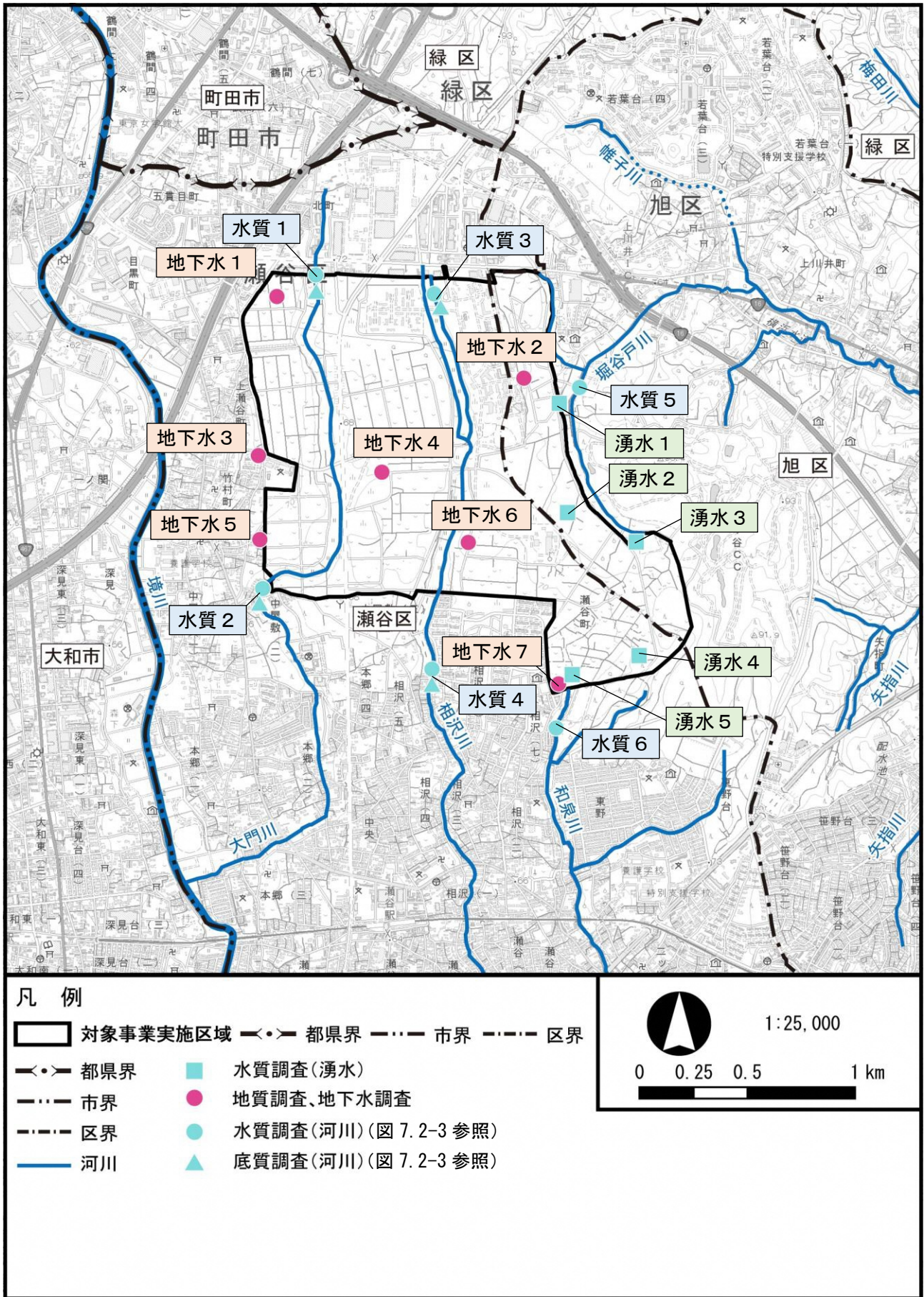


図 7.2-4 水環境の調査位置 (地下水及びその他の水環境に係る環境要素)

7.2.5 地盤及び土壌

地盤及び土壌に係る調査、予測及び評価の手法は、表 7.2-5 に示すとおりとしました。

表 7.2-5(1) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	土壌に係る環境その他の環境—地盤—地盤の安定性（土地の安定性）
	影響要因の区分	敷地の存在（土地の改変）
手法の選定理由		事業特性及び地域特性を踏まえて「横浜市環境影響評価技術指針」（横浜市平成 23 年 6 月策定）を参考に選定しました。
調査の方法	(1) 調査すべき情報	①過去の災害等の状況 ②地盤の安定性の状況
	(2) 調査の基本的な手法	①過去の災害等の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。 ②地盤の安定性の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。 【現地調査】 土砂災害警戒区域付近を踏査し、地形、地質、斜度等を確認します。
	(3) 調査地域	地盤の安定性に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。
	(4) 調査地点	①過去の災害等の状況 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺とします。 ②地盤の安定性の状況 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺とします。 【現地調査】 図 7.2-5 に示す土砂災害警戒区域（区域名：上川井町 6-6）付近とします。
	(5) 調査期間等	①過去の災害等の状況 【文献その他の資料調査】 有史以来の状況について調査します。 ②地盤の安定性の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とします。 【現地調査】 地盤の安定性の状況を的確に把握できる期間に 1 回実施します。

表 7.2-5(2) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	土壤に係る環境その他の環境－地盤－地盤の安定性（土地の安定性）
	影響要因の区分	敷地の存在（土地の改変）
予測の方法	(6) 予測項目 土地の改変に伴う地盤の安定性とします。	
	(7) 予測の基本的な手法 地盤の安定性の状況と事業計画を踏まえ、地盤の安定性への影響の程度を予測します。	
	(8) 予測地域 調査地域のうち、地盤の安定性に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。	
	(9) 予測対象時期等 対象事業実施区域内の施設がすべて存在している時期とします。	
評価の方法	(10) 評価の手法 【環境影響の回避、低減に係る評価】 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、土地の改変による影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。	

表 7.2-5(3) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	土壌に係る環境その他の環境－土壌－土壌汚染
	影響要因の区分	造成工事の実施
手法の選定理由	事業特性及び地域特性を踏まえて「横浜市環境影響評価技術指針」（横浜市平成 23 年 6 月策定）を参考に選定しました。	
調査の方法	<p>(1) 調査すべき情報</p> <p>①地歴の状況</p> <p>②土壌汚染の状況</p> <p>③地形、地質の状況</p>	
	<p>(2) 調査の基本的な手法</p> <p>①地歴の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。</p> <p>②土壌汚染の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。</p> <p>【現地調査】 「土壌環境基準」（平成 3 年環境庁告示第 46 号）及び「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」（環境省 平成 21 年 3 月）に定められた方法に基づいて、「土壌環境基準」（平成 3 年環境庁告示第 46 号）別表に掲げる 29 項目及びダイオキシン類を測定し、調査結果の整理を行います。</p> <p>③地形、地質の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。</p> <p>【現地調査】 ボーリング調査により、地質等を確認します。</p>	
	<p>(3) 調査地域</p> <p>過去の土地利用履歴を踏まえ、土壌汚染に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。</p>	
	<p>(4) 調査地点</p> <p>①地歴の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺とします。</p> <p>②土壌汚染の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 「①地歴の状況」と同じ地点とします。</p> <p>【現地調査】 図 7.2-5 に示す対象事業実施区域の 5 地点（土壌 1～土壌 5）とします。</p> <p>③地形、地質の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺とします。</p> <p>【現地調査】 図 7.2-5 に示す対象事業実施区域及びその周辺の 7 地点（地質 1～地質 7）とします。</p>	

表 7.2-5(4) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	土壌に係る環境その他の環境－地盤－土壌汚染
	影響要因の区分	造成工事の実施
調査の方法	<p>(5) 調査期間等</p> <p>①地歴の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とします。</p> <p>②土壌汚染の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とします。 【現地調査】 土壌汚染の状況を的確に把握できる期間に1回実施します。 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とします。 【現地調査】 地形、地質の状況を的確に把握できる期間に1回実施します。</p>	
予測の方法	<p>(6) 予測項目 造成工事の実施に伴う土壌汚染とします。</p> <p>(7) 予測の基本的な手法 土壌汚染の状況及び工事計画を踏まえ、土壌汚染への影響の程度を予測します。</p> <p>(8) 予測地域 調査地域のうち、土壌汚染に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。</p> <p>(9) 予測対象時期等 工事の実施時については、工事計画に基づき、工事による影響が最大となる時期とします。</p>	
評価の方法	<p>(10) 評価の手法</p> <p>【環境影響の回避、低減に係る評価】 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、造成工事の実施による影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。</p> <p>【国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討】 「土壌の汚染に係る環境基準について」(平成3年環境庁告示第46号)並びに「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準」(平成11年環境庁告示第68号)に規定された基準及び「生活環境推進ガイドライン」(2019年3月 横浜市)に基づく環境目標との整合性が図られているかどうかを評価します。</p>	

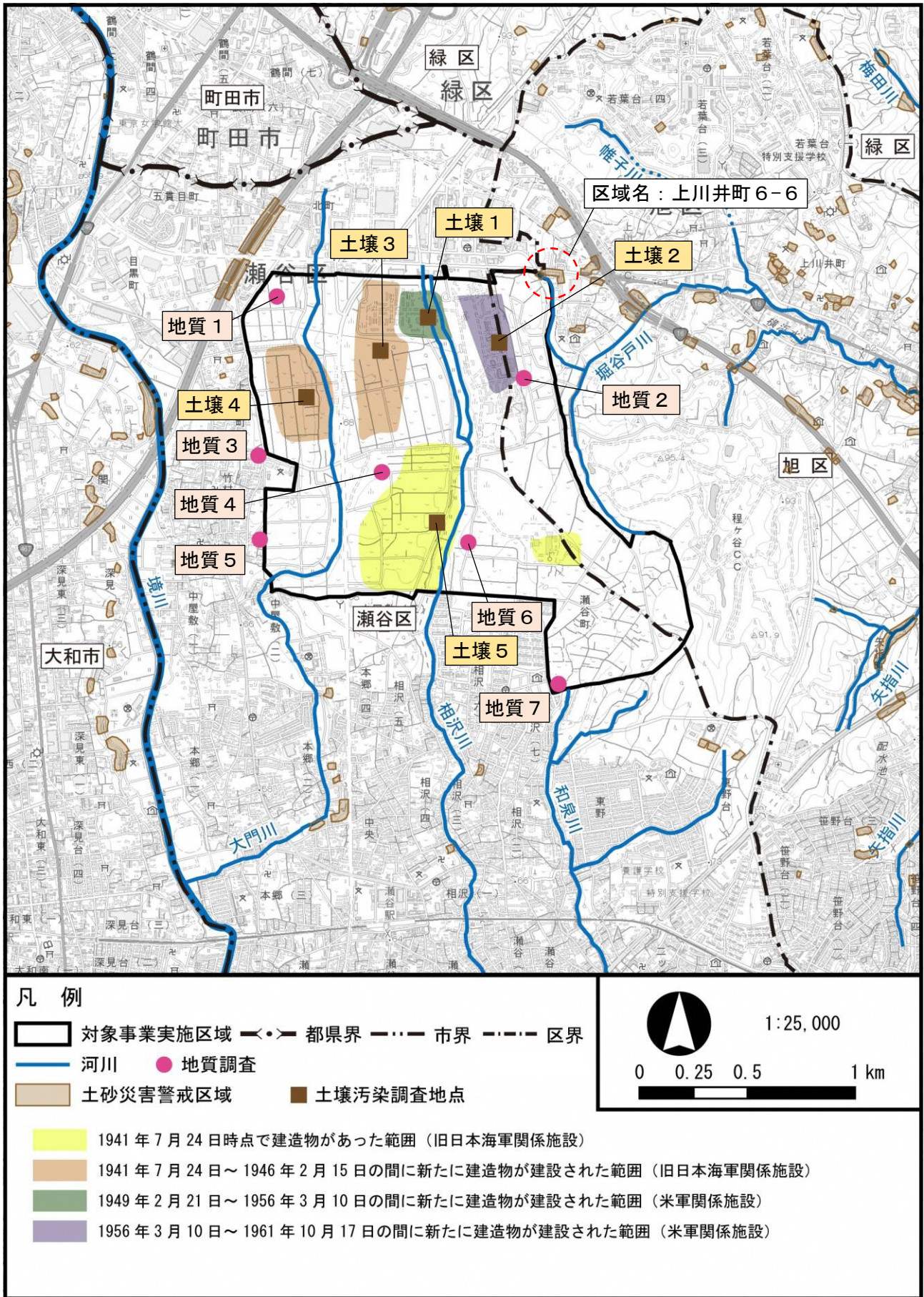


図 7.2-5 土壌に係る環境の調査位置（地盤及び土壌）

7.2.6 動物

動物に係る調査、予測及び評価の手法は、表 7.2-6 に示すとおりとしました。

表 7.2-6(1) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	動物（水生生物を含む。）－重要な種及び注目すべき生息地
	影響要因の区分	造成工事の実施 敷地の存在（土地の改変）
手法の選定理由		事業特性及び地域特性を踏まえて「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」（建設省都市局監修 平成 11 年 10 月）及び「横浜市環境影響評価技術指針」（横浜市 平成 23 年 6 月策定）を参考に選定しました。
調査の方法	<p>(1) 調査すべき情報</p> <p>①脊椎動物、昆虫類その他主な動物に係る動物相の状況</p> <p>②動物の重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>③注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由である動物の種の生息の状況及び生息環境の状況</p>	
	<p>(2) 調査の基本的な手法</p> <p>①脊椎動物、昆虫類その他主な動物に係る動物相の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。</p> <p>【現地調査】 以下の方法による現地調査を行うとともに、調査結果の整理並びに解析を行います。</p> <p>a. 哺乳類 任意観察法、フィールドサイン法、トラップ法（ネズミ類）、無人撮影法（中型哺乳類）及び夜間調査（コウモリ類）</p> <p>b. 鳥類 任意観察法、ラインセンサス法、定点観察法（一般鳥類、猛禽類）及び夜間調査（フクロウ類、夜行性鳥類）</p> <p>c. 両生類及び爬虫類 任意観察法、任意採取法及び夜間調査</p> <p>d. 昆虫類 任意観察法、任意採取法（スウィーピング法、ビーティング法）、ライトトラップ法（走光性昆虫）、ベイトトラップ法（地上徘徊性昆虫）、夜間調査（ホタル類）及び鳴声調査（クツワムシ）</p> <p>e. クモ類 任意観察法、任意採取法</p> <p>f. 魚類 任意観察法、任意採取法</p> <p>g. 陸産貝類 任意観察法、任意採取法</p> <p>h. 底生動物 任意観察法、任意採取法及び定量調査</p> <p>②動物の重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。</p> <p>【現地調査】 「①脊椎動物、昆虫類その他主な動物に係る動物相の状況」の現地調査において確認した種から、重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況の整理を行います。</p> <p>③注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由である動物の種の生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。</p> <p>【現地調査】 「②動物の重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況」と同様の手法とします。</p>	

表 7.2-6(2) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	動物（水生生物を含む。）－重要な種及び注目すべき生息地	
	影響要因の区分	造成工事の実施 敷地の存在（土地の改変）	
調査の方法	(3) 調査地域	対象事業実施区域及びその周辺の区域とします。	
	(4) 調査地点	①脊椎動物、昆虫類その他主な動物に係る動物相の状況 【現地調査】 図 7.2-6 に示す対象事業実施区域及びその周辺約 200m の範囲内（舗装地等人工改変地を除く。）とします。 また、猛禽類調査で営巣個体が確認された際には、利用状況把握のため適宜調査地点を設定します。 ②動物の重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況 【現地調査】 「①脊椎動物、昆虫類その他主な動物に係る動物相の状況」と同じ地点とします。 ③注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由である動物の種の生息の状況及び生息環境の状況 【現地調査】 「①脊椎動物、昆虫類その他主な動物に係る動物相の状況」と同じ地点とします。	
	(5) 調査期間等	①脊椎動物、昆虫類その他主な動物に係る動物相の状況 【現地調査】 a. 哺乳類 任意観察法、フィールドサイン法、トラップ法、無人撮影法：4季（夏季、秋季、冬季、春季） 夜間調査：2季（夏季、春季） b. 鳥類 任意観察法、ラインセンサス法、定点観察法（一般鳥類）：5季（夏季、秋季、冬季、春季、初夏季） 定点観察法（猛禽類）：2繁殖期（冬季～早春季（1月～3月）、春季～夏季（4月～7月）） 夜間調査（フクロウ類、夜行性鳥類）：2繁殖期（冬季（1月～2月）、夏季（6月、8月）） c. 両生類及び爬虫類 任意観察法、任意採取法：4季（夏季、秋季、早春季、春季） 夜間調査：3季（夏季、春季、初夏季） d. 昆虫類 任意観察法、任意採取法：3季（夏季、秋季、春季） ライトトラップ法、ベイトトラップ法：3季（夏季、秋季、春季） 夜間調査：1季（初夏季） 鳴声調査：1季（夏季） e. クモ類 任意観察法、任意採取法：3季（夏季、秋季、春季） f. 魚類 任意観察法、任意採取法：4季（夏季、秋季、冬季、春季） g. 陸産貝類 任意観察法、任意採取法：2季（冬季、初夏季） h. 底生動物 任意観察法、任意採取法及び定量調査：4季（夏季、秋季、冬季、春季） ②動物の重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況 【現地調査】 「①脊椎動物、昆虫類その他主な動物に係る動物相の状況」と同じ期間とします。	

表 7.2-6(3) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	動物（水生生物を含む。）－重要な種及び注目すべき生息地
	影響要因の区分	造成工事の実施 敷地の存在（土地の改変）
調査の方法	<p>③注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由である動物の種の生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とします。</p> <p>【現地調査】 「①脊椎動物、昆虫類その他主な動物に係る動物相の状況」と同じ期間とします。</p>	
予測の方法	<p>(6) 予測項目 動物（哺乳類、鳥類、両生類、爬虫類、昆虫類、クモ類、魚類、陸産貝類、底生動物）の重要な種への影響の程度とします。</p>	
	<p>(7) 予測の基本的な手法 動物の重要な種及び注目すべき生息地の状況と工事計画又は事業計画を重ね合わせ、動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響の程度を予測します。なお、猛禽類に係る予測にあたっては、行動圏解析を行い、行動圏と事業計画の重ね合わせを行います。</p>	
	<p>(8) 予測地域 調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。</p>	
	<p>(9) 予測対象時期等 工事の実施時については、工事による動物への影響が最大となる時期とします。 土地又は工作物の存在及び供用時については、対象事業実施区域内の施設がすべて存在している時期とします。</p>	
評価の方法	<p>(10) 評価の手法 【環境影響の回避、低減に係る評価】 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、造成工事の実施及び土地の改変による影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。</p>	

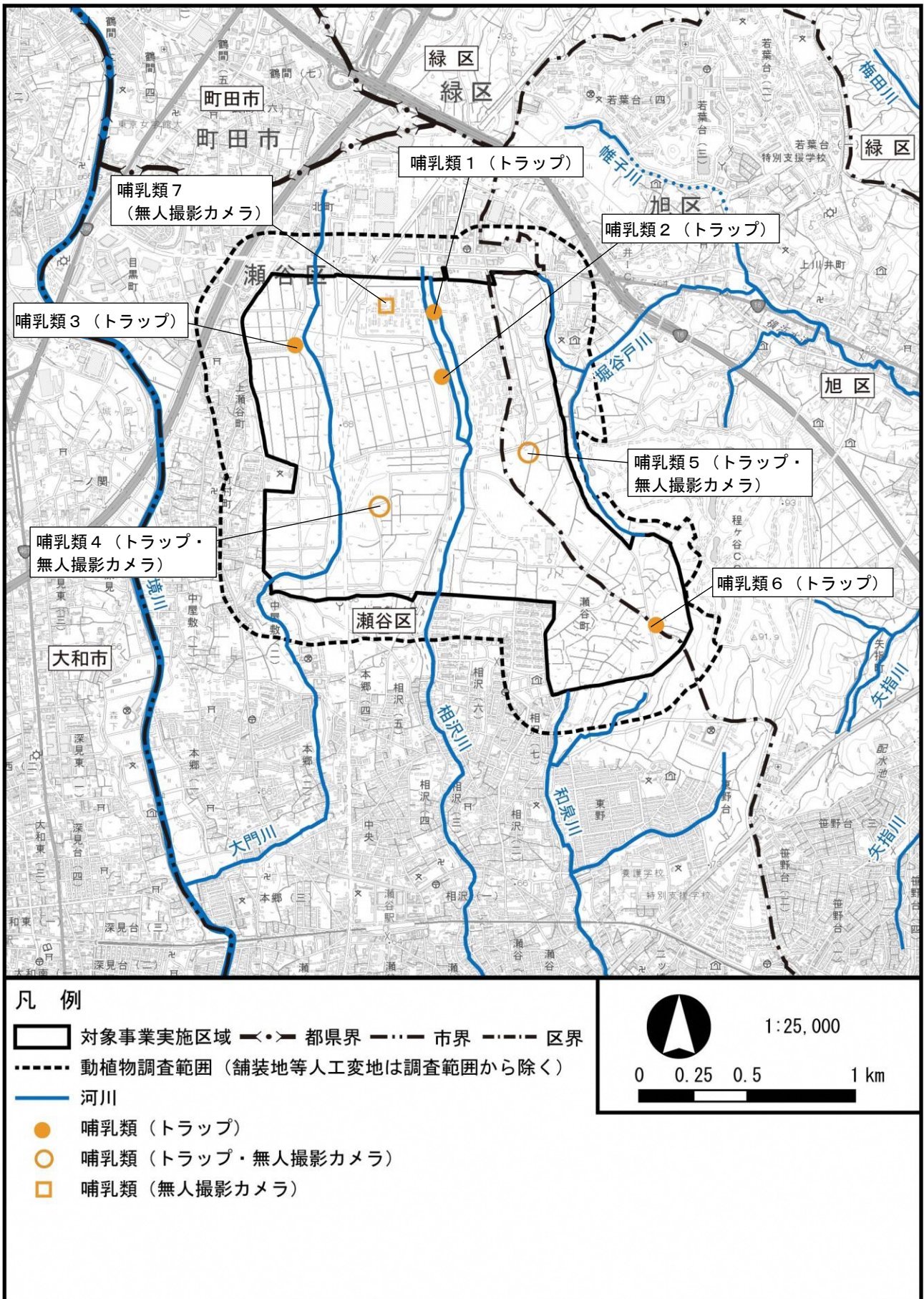


図 7.2-6(1) 動物の調査位置（哺乳類）

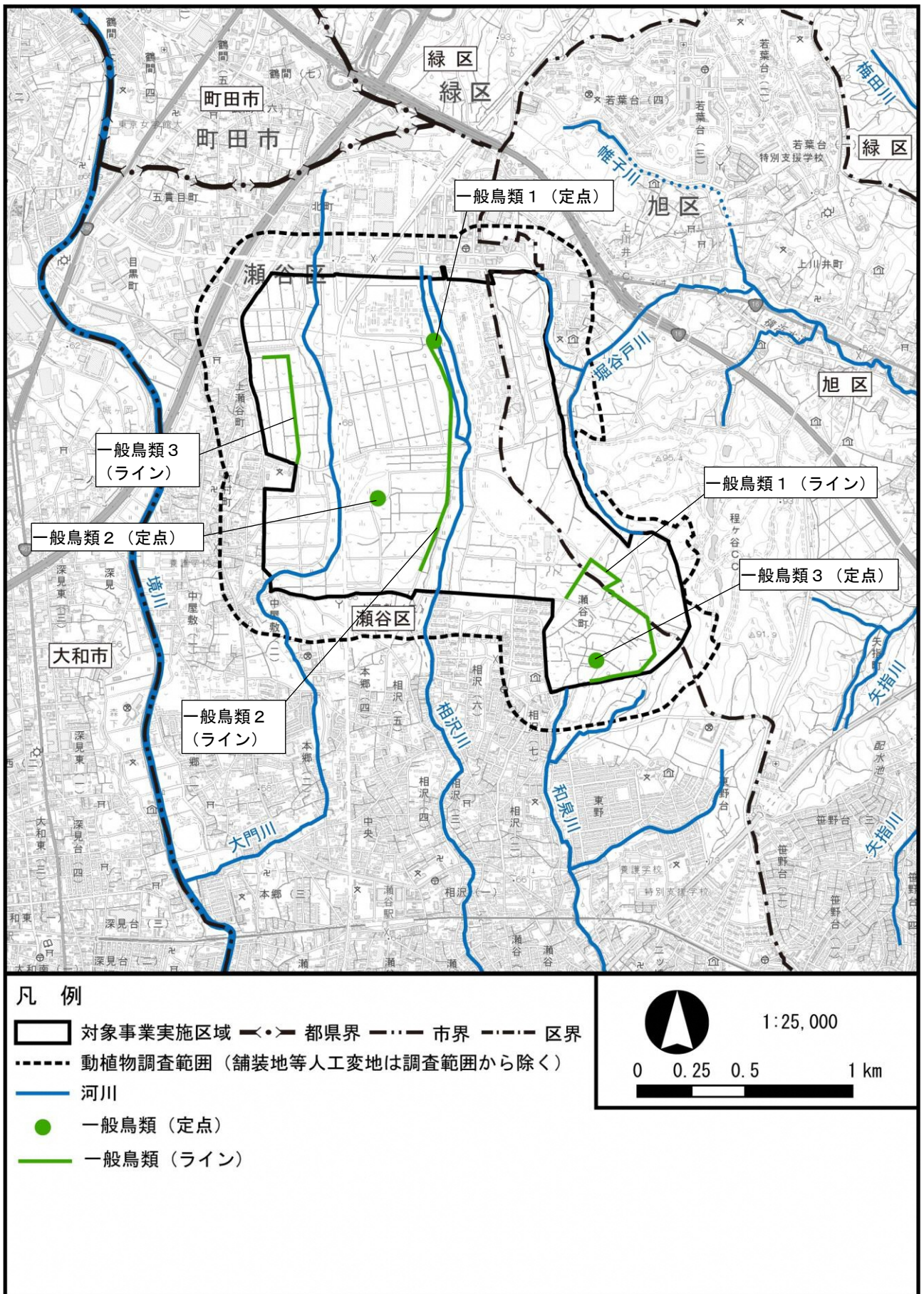


図 7.2-6(2) 動物の調査位置 (一般鳥類)

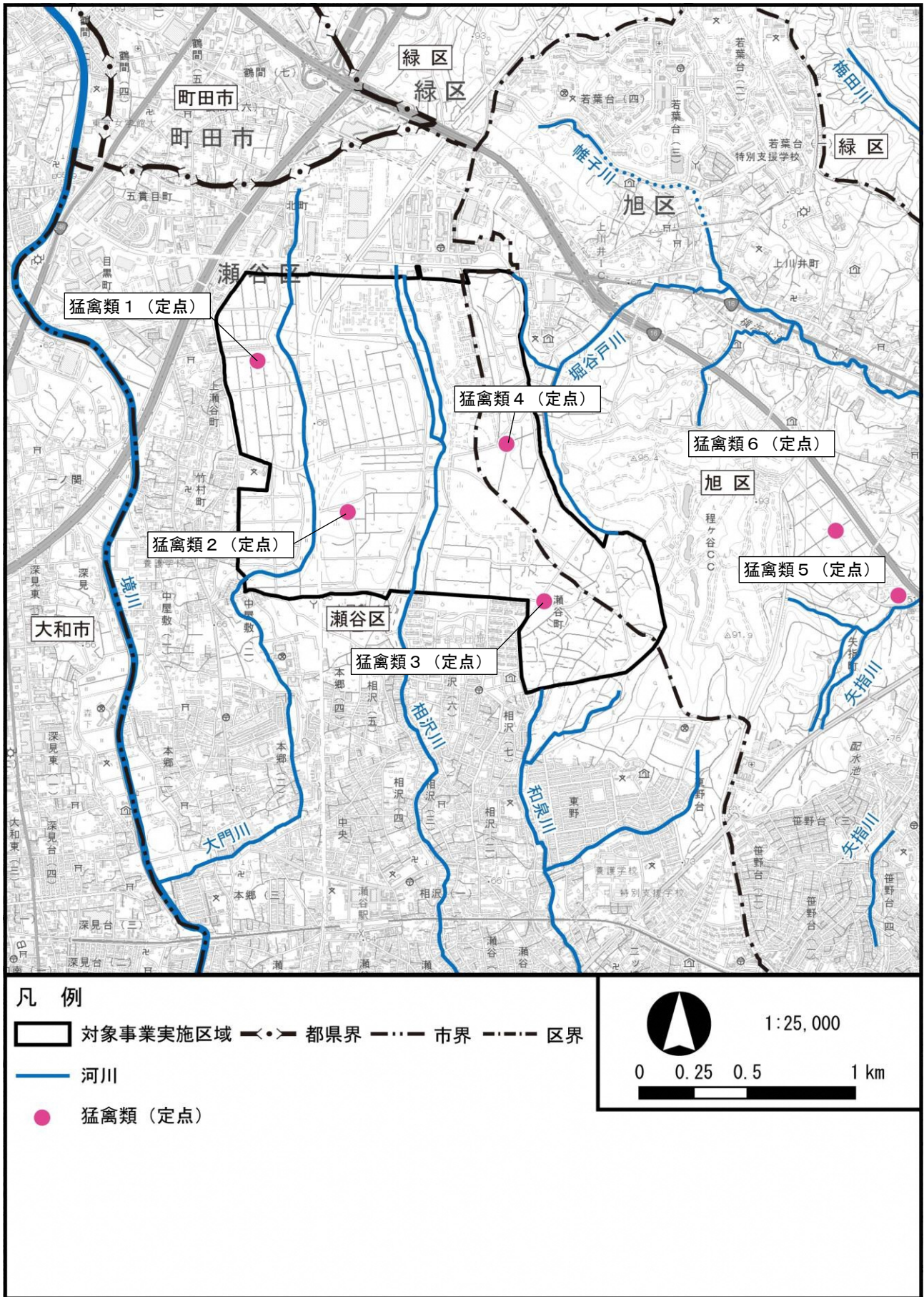


図 7.2-6(3) 動物の調査位置 (猛禽類)

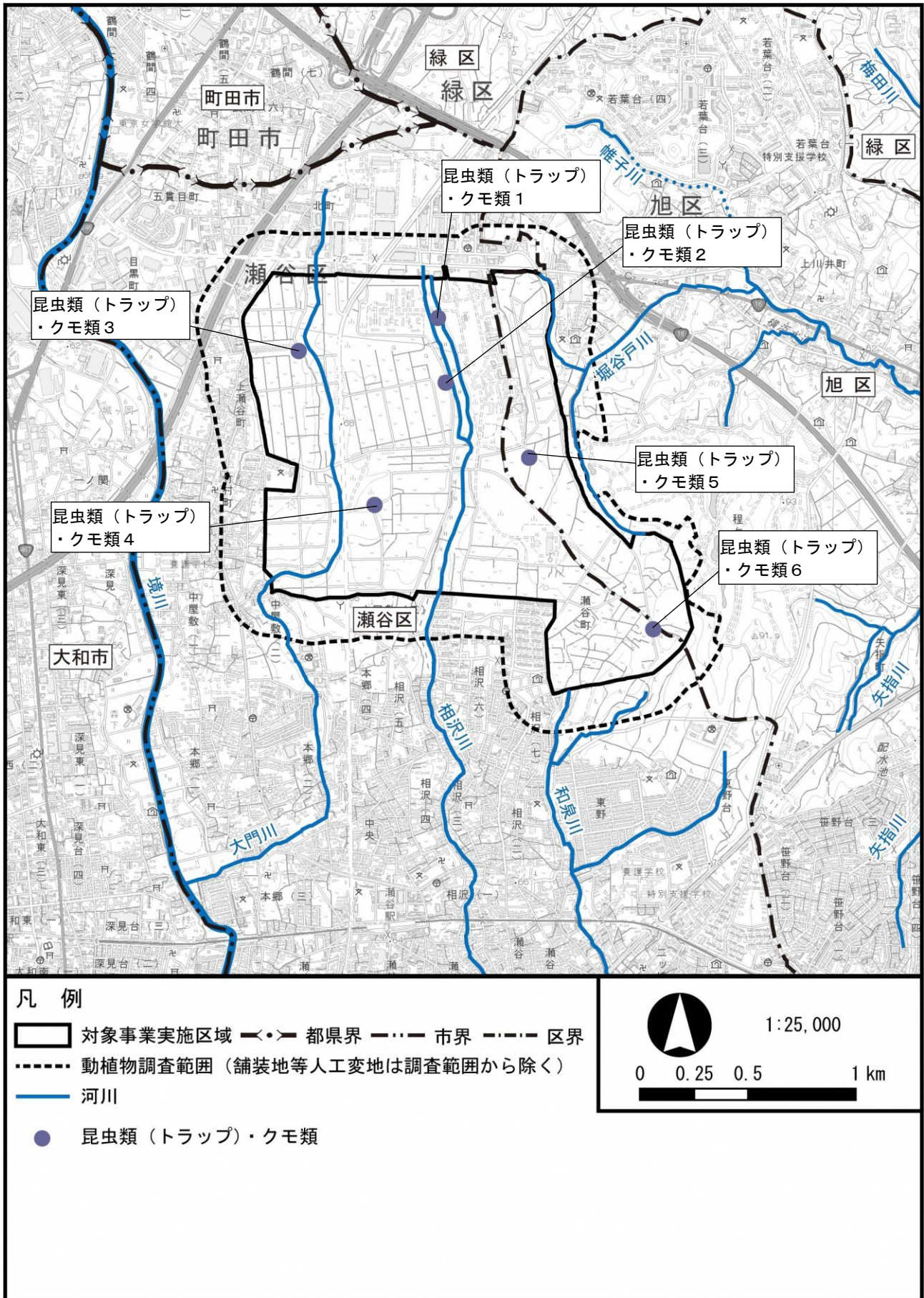


図 7.2-6(4) 動物の調査位置 (昆虫類・クモ類)

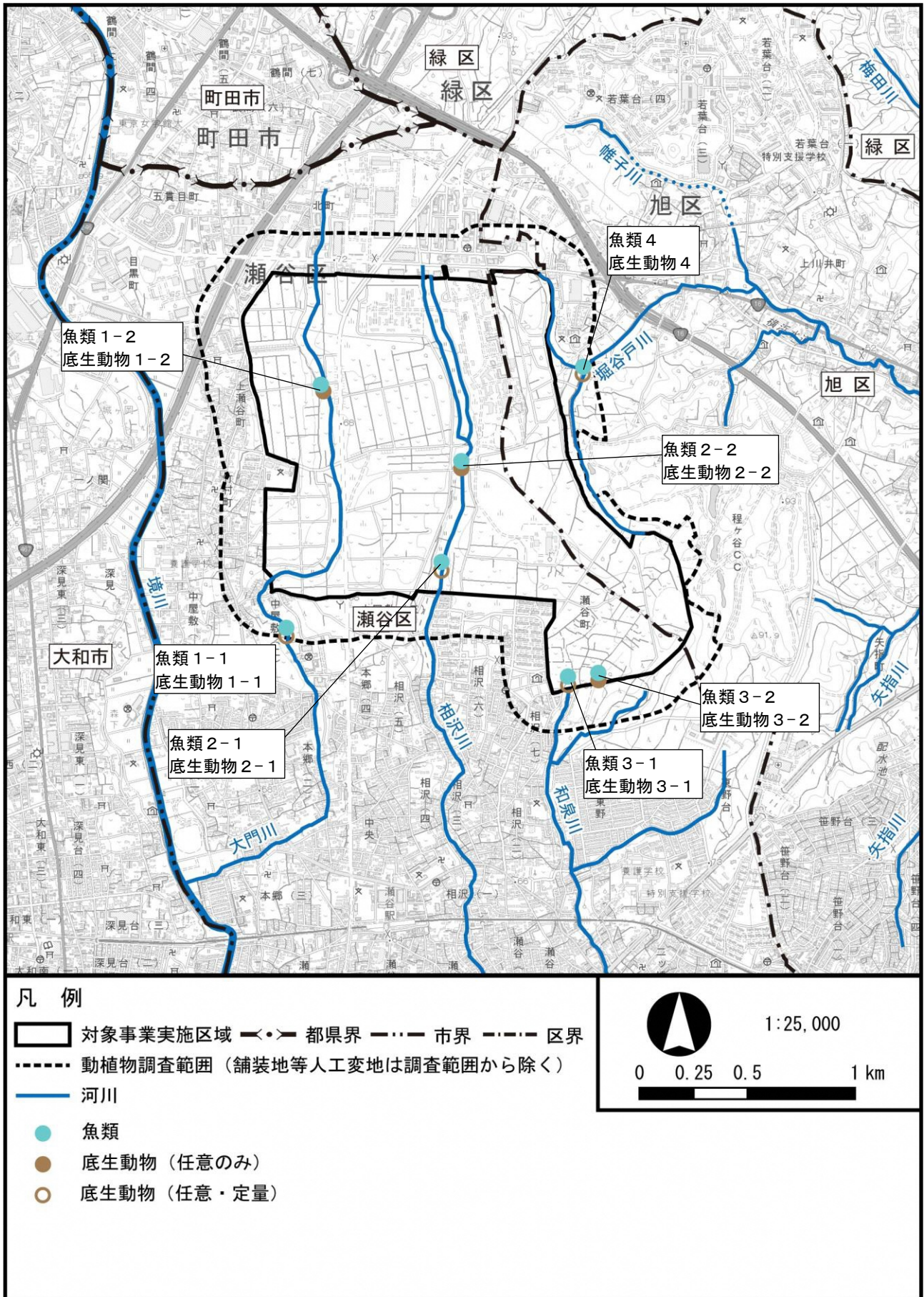


図 7.2-6(5) 動物の調査位置 (魚類・底生動物)

7.2.7 植物

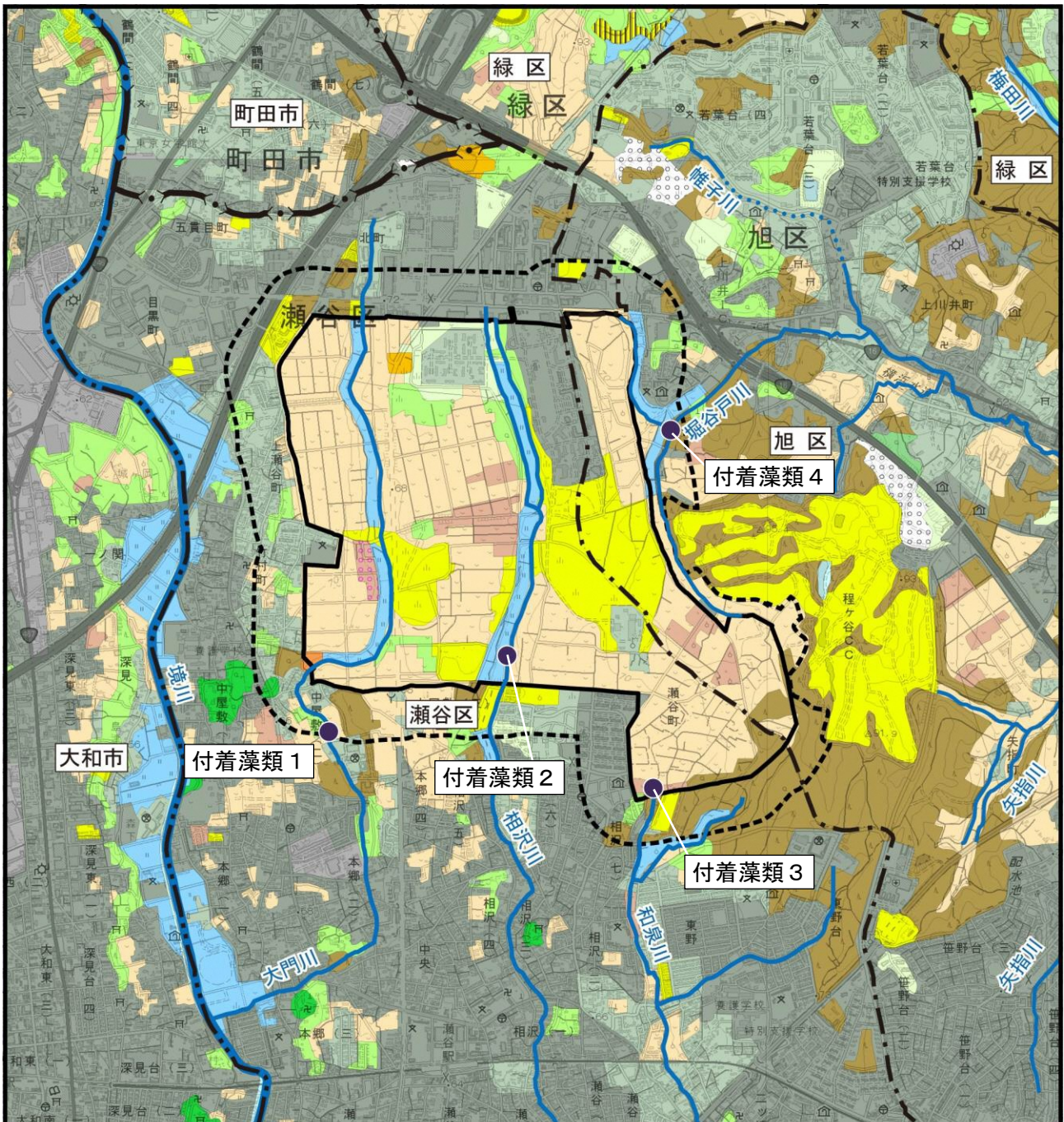
植物に係る調査、予測及び評価の手法は、表 7.2-7 に示すとおりとしました。

表 7.2-7(1) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	植物—重要な種及び群落
	影響要因の区分	造成工事の実施 敷地の存在（土地の改変）
手法の選定理由		事業特性及び地域特性を踏まえて「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」（建設省都市局監修 平成 11 年 10 月）及び「横浜市環境影響評価技術指針」（横浜市 平成 23 年 6 月策定）を参考に選定しました。
調査の方法	<p>(1) 調査すべき情報</p> <p>①種子植物その他主な植物に係る植物相及び植生の状況</p> <p>②植物の重要な種及び群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況</p>	
	<p>(2) 調査の基本的な手法</p> <p>①種子植物その他主な植物に係る植物相及び植生の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。</p> <p>【現地調査】 以下の方法による現地調査を行い、調査結果の整理を行います。</p> <p>a. 植物相 任意観察法、任意採集法（維管束植物、蘚苔類）</p> <p>b. 植物群落 コドラート法</p> <p>c. 付着藻類調査 任意観察法及び定量採取法</p> <p>②植物の重要な種及び群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。</p> <p>【現地調査】 「①種子植物その他主な植物に係る植物相及び植生の状況」の現地調査において確認した種から、重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況の整理を行います。</p>	
	<p>(3) 調査地域</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺の区域とします。</p>	
	<p>(4) 調査地点</p> <p>①種子植物その他主な植物に係る植物相及び植生の状況</p> <p>【現地調査】 図 7.2-7 に示す対象事業実施区域及びその周辺約 200m の範囲内（舗装地等人工改変地を除く）とします。 また、付着藻類は、図 7.2-7 に示す調査地点及び調査地点を中心に、上下流及び接続する小水路において任意観察及び採取を行います。</p> <p>②植物の重要な種及び群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況</p> <p>【現地調査】 「①種子植物その他主な植物に係る植物相及び植生の状況」と同じ地点とします。</p>	

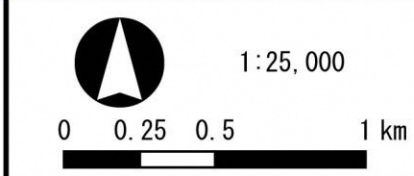
表 7.2-7(2) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	植物－重要な種及び群落
	影響要因の区分	造成工事の実施 敷地の存在（土地の改変）
調査の方法	<p>(5) 調査期間等</p> <p>①種子植物その他主な植物に係る植物相及び植生の状況</p> <p>【現地調査】</p> <p>a. 植物相 任意観察法、任意採集法：4季（夏季、秋季、早春季、春季） 任意観察法、任意採集法（蘚苔類）：2季（秋季、初夏季）</p> <p>b. 植物群落 コドラート法：2季（夏季、春季）</p> <p>c. 付着藻類調査 任意観察法及び定量採取法：4季（夏季、秋季、冬季、春季）</p> <p>②植物の重要な種及び群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況</p> <p>【現地調査】 「①種子植物その他主な植物に係る植物相及び植生の状況」と同じ期間とします。</p>	
予測の方法	<p>(6) 予測項目 植物の重要な種又は群落への影響の程度とします。</p>	
	<p>(7) 予測の基本的な手法 植物の重要な種及び群落の状況と工事計画又は事業計画を重ね合わせ、植物の重要な種及び群落への影響の程度を予測します。</p>	
	<p>(8) 予測地域 調査地域のうち、植物の生育及び植生の特性を踏まえて重要な種及び群落に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。</p>	
	<p>(9) 予測対象時期等 工事の実施時については、工事による植物への影響が最大となる時期とします。 土地又は工作物の存在及び供用時については、対象事業実施区域内の施設がすべて存在している時期とします。</p>	
評価の方法	<p>(10) 評価の手法</p> <p>【環境影響の回避、低減に係る評価】 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、造成工事の実施及び土地の改変による影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。</p>	



凡例

- 対象事業実施区域
 ◄・► 都県界
- - - 市界
- · - · 区界
- 動植物調査範囲（舗装地等人工変地は調査範囲から除く）
- 河川
 ● 付着藻類（任意・定量）



- | | | |
|--|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> シラカシ群集 シラカシ屋敷林 コナラ群落（V I I） クヌギ・コナラ群集 低木群落 チガヤーススキ群落 スギ・ヒノキ・サワラ植林 | <ul style="list-style-type: none"> 竹林 ゴルフ場・芝地 牧草地 路傍・空地雑草群落 果樹園 常緑果樹園 畑雑草群落 | <ul style="list-style-type: none"> 水田雑草群落 市街地 緑の多い住宅地 残存・植栽樹群をもった公園、墓地等 工場地帯 造成地 開放水域 |
|--|---|---|

図 7.2-7 植物の調査位置

7.2.8 生態系

生態系に係る調査、予測及び評価の手法は、表 7.2-8 に示すとおりとしました。

表 7.2-8(1) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	生態系—地域を特徴づける生態系
	影響要因の区分	造成工事の実施 敷地の存在（土地の改変）
手法の選定理由		事業特性及び地域特性を踏まえて「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」（建設省都市局監修 平成 11 年 10 月）及び「横浜市環境影響評価技術指針」（横浜市 平成 23 年 6 月策定）を参考に選定しました。
調査の方法	<p>(1) 調査すべき情報</p> <p>①動植物その他の自然環境に係る概況</p> <p>②複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況</p>	
	<p>(2) 調査の基本的な手法</p> <p>①動植物その他の自然環境に係る概況</p> <p>【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。</p> <p>【現地調査】 動物、植物の現地調査と同じとします。</p> <p>②複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。</p> <p>【現地調査】 動物、植物の現地調査結果を用い、注目種（上位性種、典型性種及び特殊性種）を抽出し、必要に応じ追加の現地調査を行います。（選定の観点は下表参照）</p>	
	区分	選定の観点
	上位性	生態系を形成する動植物種等において栄養段階の上位に位置する種を対象とする。該当する種は栄養段階の上位の種で、生態系の攪乱や環境変化等の総合的な影響を指標しやすい種が対象となる。また、小規模な湿地やため池等、対象地域における様々な空間スケールの生態系における食物網にも留意し、対象種を選定する。そのため、哺乳類、鳥類等の行動圏が広い大型の脊椎動物以外に、爬虫類、魚類等の小型の脊椎動物や、昆虫類等の無脊椎動物も対象となる場合がある。
典型性	対象地域の生態系の中で、各環境類型区分内における動植物種等と基盤的な環境あるいは動植物種等との相互連関を代表する動植物種等、生態系の機能に重要な役割を担うような動植物種等（例えば、生態系の物質循環に大きな役割を果たしている、現存量や占有面積の大きい植物種、個体数が多い動物種、代表的なギルド（同一の栄養段階に属し、ある共通の資源に依存して生活している種のグループ）に属する種等）、動植物種等の多様性を特徴づける種、生態遷移を特徴づける種、回遊魚のように異なる生態系間を移動する種等が対象となる。また、環境類型区分ごとの空間的な階層構造にも着目し、選定する。	
特殊性	湧水地、洞窟、噴気口の周辺、石灰岩地域や、砂泥底海域に孤立した岩礁や貝殻礁等、成立条件が特殊な環境で、対象事業に比べて比較的小規模である場に注目し、そこに生息する動植物種等を選定する。該当する動植物種等としては特殊な環境要素や特異な場の存在に生息が強く規定される動植物種等が挙げられる。	
(3) 調査地域		対象事業実施区域及びその周辺の区域とします。

表 7.2-8(2) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	生態系－地域を特徴づける生態系
	影響要因の区分	造成工事の実施 敷地の存在（土地の改変）
調査の方法	(4) 調査地点 ①動植物その他の自然環境に係る概況 【文献その他の資料調査】 「(3) 調査地域」と同じ、対象事業実施区域及びその周辺とします。 【現地調査】 動物、植物の現地調査と同じとします。 ②複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況 【文献その他の資料調査】 「(3) 調査地域」と同じ、対象事業実施区域及びその周辺とします。 【現地調査】 動物、植物の現地調査と同じとします。	
	(5) 調査期間等 ①動植物その他の自然環境に係る概況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とします。 【現地調査】 動物、植物の現地調査と同じとします。 ②複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とします。 【現地調査】 動物、植物の現地調査と同じとし、必要に応じ追加の現地調査を行います。	
予測の方法	(6) 予測項目 造成工事の実施及び土地の改変による地域を特徴づける生態系への影響の程度とします。	
	(7) 予測の基本的な手法 注目種等の分布、生息環境及び生育環境の状況と工事計画又は事業計画を重ね合わせ、地域を特徴づける生態系への影響の程度を予測します。	
	(8) 予測地域 調査地域のうち、動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。	
	(9) 予測対象時期等 工事の実施時については、工事計画に基づき、工事による生態系への影響が最大となる時期とします。 土地又は工作物の存在及び供用時については、対象事業実施区域内の施設がすべて存在している時期とします。	
評価の方法	(10) 評価の手法 【環境影響の回避、低減に係る評価】 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、造成工事の実施及び土地の改変による影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。	

7.2.9 景観

景観に係る調査、予測及び評価の手法は、表 7.2-9 に示すとおりとしました。

表 7.2-9(1) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	景観－主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観
	影響要因の区分	敷地の存在（土地の改変） 建造物の存在
手法の選定理由		事業特性及び地域特性を踏まえて「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」（建設省都市局監修 平成 11 年 10 月）及び「横浜市環境影響評価技術指針」（横浜市 平成 23 年 6 月策定）を参考に選定しました。
調査の方法	(1) 調査すべき情報 ①主要な眺望点の状況 ②景観資源の状況 ③主要な眺望景観の状況	
	(2) 調査の基本的な手法 ①主要な眺望点の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。 ②景観資源の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。 【現地調査】 現地を踏査し、景観資源の状況を調査します。 ③主要な眺望景観の状況 【文献その他の資料調査】 「①主要な眺望点の状況」及び「②景観資源の状況」の調査結果から主要な眺望景観を抽出し、当該情報の整理及び解析を行います。 【現地調査】 写真撮影及び目視確認による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行います。	
	(3) 調査地域 地域景観の特性、景観資源の状況、主要な眺望点の状況及び主要な眺望景観の状況を適切に把握できる地域とし、対象事業実施区域及びその周辺約 3 km の範囲内 ^{注1} とします。	

注 1：面整備事業環境影響評価技術マニュアル〔Ⅱ〕（面整備事業環境影響評価研究会 平成11年11月）において、“景観に係る「影響を受けるおそれがあると認められる地域」は、標準的には対象全体の形態が捉えやすく、対象が景観の主体となる領域として、事業実施区域及びその周囲約 3 km 程度の範囲が目安となる。”とあることから、調査地域を対象事業実施区域及びその周辺約 3 km の範囲内としました。

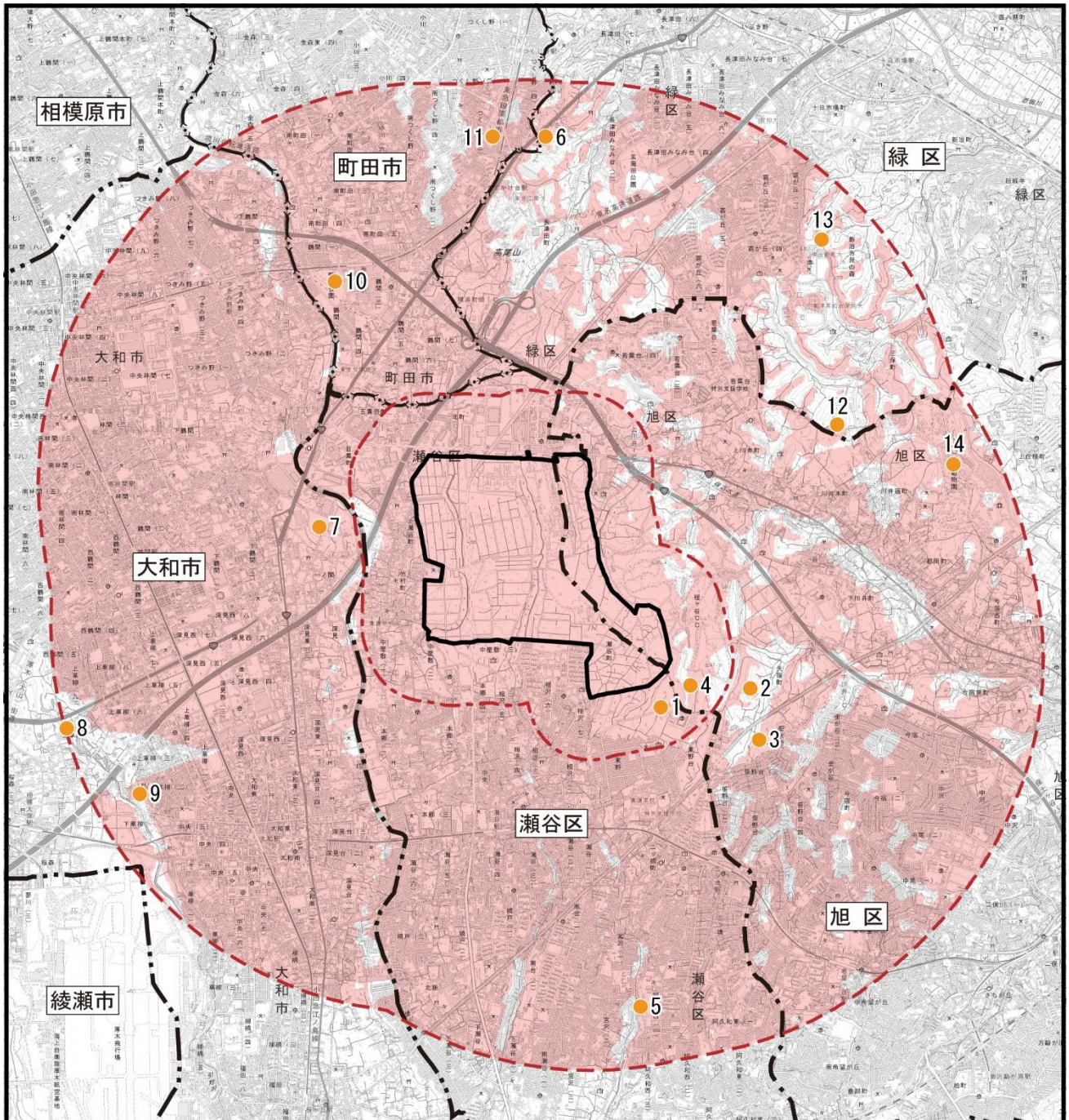
表 7.2-9(2) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	景観－主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観																																
	影響要因の区分	敷地の存在（土地の改変） 構造物の存在																																
調査の方法	<p>(4) 調査地点</p> <p>①主要な眺望点の状況 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺とします。</p> <p>②景観資源の状況 【文献その他の資料調査及び現地調査】 対象事業実施区域及びその周辺とします。</p> <p>③主要な眺望景観の状況 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺とします。 【現地調査】 図 7.2-8 に示す主要な眺望点 14 地点とします（主要な眺望点の名称は下表参照）。</p> <table border="1" data-bbox="335 840 1388 1209"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>名称</th> <th>No.</th> <th>名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>瀬谷市民の森</td> <td>8</td> <td>泉の森</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>追分市民の森</td> <td>9</td> <td>ふれあいの森</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>矢指市民の森</td> <td>10</td> <td>鶴間公園</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>上川井市民の森</td> <td>11</td> <td>つくし野セントラルパーク</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>東山ふれあい樹林</td> <td>12</td> <td>三保市民の森</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>フィールドアスレチック横浜 つくし野コース</td> <td>13</td> <td>新治市民の森</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>深見歴史の森</td> <td>14</td> <td>よこはま動物園ズーラシア</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1：表中の No. は図 7.2-8 に対応しています。</p>		No.	名称	No.	名称	1	瀬谷市民の森	8	泉の森	2	追分市民の森	9	ふれあいの森	3	矢指市民の森	10	鶴間公園	4	上川井市民の森	11	つくし野セントラルパーク	5	東山ふれあい樹林	12	三保市民の森	6	フィールドアスレチック横浜 つくし野コース	13	新治市民の森	7	深見歴史の森	14	よこはま動物園ズーラシア
	No.	名称	No.	名称																														
1	瀬谷市民の森	8	泉の森																															
2	追分市民の森	9	ふれあいの森																															
3	矢指市民の森	10	鶴間公園																															
4	上川井市民の森	11	つくし野セントラルパーク																															
5	東山ふれあい樹林	12	三保市民の森																															
6	フィールドアスレチック横浜 つくし野コース	13	新治市民の森																															
7	深見歴史の森	14	よこはま動物園ズーラシア																															
<p>(5) 調査期間等</p> <p>①主要な眺望点の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とします。</p> <p>②景観資源の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とします。 【現地調査】 各主要な眺望点の特性を踏まえて景観の状況が把握できる適切な時期とします。</p> <p>③主要な眺望景観の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とします。 【現地調査】 各主要な眺望点の特性を踏まえて景観の状況が把握できる適切な時期とします。</p>																																		

表 7.2-9(3) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

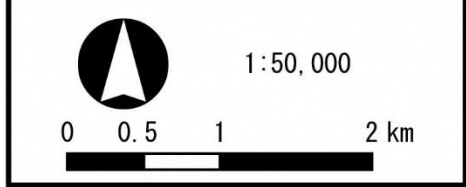
項目	環境要素の区分	景観－主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観
	影響要因の区分	敷地の存在（土地の改変） 構造物の存在
予測の方法	(6) 予測項目	敷地の存在及び構造物の存在が主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に及ぼす影響とします。
	(7) 予測の基本的な手法	①主要な眺望点の状況 主要な眺望点と事業計画を重ね合わせ、主要な眺望点への影響の程度を予測します。 ②景観資源の状況 景観資源と事業計画を重ね合わせ、景観資源への影響の程度を予測します。 ③主要な眺望景観の状況 主要な眺望地点から撮影した現況写真に、施工計画を基に本事業の敷地及び構造物等を合成したフォトモンタージュを作成し、眺望の変化の程度を定性的に予測します。
	(8) 予測地域	調査地域のうち、景観の特性を踏まえて主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。
	(9) 予測地点	図 7.2-8 に示す 14 地点、あるいはその他の適切な地点から、現地調査結果並びに今後計画が明らかとなる構造物の規模、配置等の諸条件を踏まえて選定します。
	(10) 予測対象時期等	敷地の存在時及び対象事業実施区域内の構造物がすべて存在している時期 ^{注1} の 2 ケースとします。
評価の方法	(11) 評価の手法	【環境影響の回避、低減に係る評価】 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、敷地の存在及び構造物の存在による影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。

注 1：都市計画対象事業の予測時期（工事中：ピーク時期、供用後：都市計画対象事業の供用時）において、その時期の他事業の影響も必要に応じて考慮し、影響を予測します。



凡例

- 対象事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- 調査範囲（対象事業実施区域から概ね3km圏）
- 近景域（対象事業実施区域から概ね500m圏）
- 主要な眺望景観の状況
- 富士山を眺望できる範囲



注1：図中の番号は、表 7.2-9(2)内の表に対応しています。

図 7.2-8 景観の調査位置

7.2.10 人と自然との触れ合いの活動の場

人と自然との触れ合いの活動の場に係る調査、予測及び評価の手法は、表 7.2-10 に示すとおりとしました。

表 7.2-10(1) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	人と自然との触れ合いの活動の場—主要な人と自然との触れ合いの活動の場
	影響要因の区分	敷地の存在（土地の改変） 構造物の存在
手法の選定理由		事業特性及び地域特性を踏まえて「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」（建設省都市局監修 平成 11 年 10 月）及び「横浜市環境影響評価技術指針」（横浜市 平成 23 年 6 月策定）を参考に選定しました。
調査の方法	(1) 調査すべき情報 ①人と自然との触れ合いの活動の場の概況 ②主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況	
	(2) 調査の基本的な手法 ①人と自然との触れ合いの活動の場の概況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。 ②主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況 【文献その他の資料調査】 「①人と自然との触れ合いの活動の場の概況」の調査結果から、主要な人と自然との触れ合いの活動の場を抽出し、当該資料の収集及び整理を行います。 【現地調査】 現地踏査及び聞き取り調査を行い、主要な人と自然との触れ合いの活動の場における利用状況を把握し、結果の整理及び解析を行います。	
	(3) 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺の区域とします。	
	(4) 調査地点 ①人と自然との触れ合いの活動の場の概況 【文献その他の資料調査】 「(3) 調査地域」と同じ、対象事業実施区域及びその周辺とします。 ②主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況 【文献その他の資料調査】 「(3) 調査地域」と同じ、対象事業実施区域及びその周辺とします。 【現地調査】 文献その他の資料調査を踏まえ選定した図 7.2-9 に示す主要な人と自然との触れ合いの活動の場 12 地点（瀬谷市民の森、海軍道路の桜並木、東野第一公園、瀬谷中央公園、境川沿い、鎌倉古道 北コース、鎌倉古道 南コース、野境道路、武相国境・緑の森コース、追分市民の森、矢指市民の森、上川井市民の森）とします。	
	(5) 調査期間等 ①人と自然との触れ合いの活動の場の概況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とします。 ②主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とします。 【現地調査】 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて、利用者が多い時期の状況について、調査を行います。	

表 7.2-10(2) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	人と自然との触れ合いの活動の場－主要な人と自然との触れ合いの活動の場
	影響要因の区分	敷地の存在（土地の改変） 構造物の存在
予測の方法	(6) 予測項目	土地の改変及び構造物の存在による主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響とします。
	(7) 予測の基本的な手法	人と自然との触れ合いの活動の場と事業計画を重ね合わせ、主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響の程度を予測します。
	(8) 予測地域	調査地域のうち、人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。
	(9) 予測対象時期等	敷地の存在時及び対象事業実施区域内の構造物がすべて存在している時期 ^{注1} とします。
評価の方法	(10) 評価の手法	<p>【環境影響の回避、低減に係る評価】</p> <p>調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、土地の改変及び構造物の存在による影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。</p>

注1：都市計画対象事業の予測時期（工事中：ピーク時期、供用後：都市計画対象事業の供用時）において、その時期の他事業の影響も必要に応じて考慮し、影響を予測します。

表 7.2-10(3) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	人と自然との触れ合いの活動の場—主要な人と自然との触れ合いの活動の場
	影響要因の区分	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 関係車両の走行
手法の選定理由		事業特性及び地域特性を踏まえて「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」（建設省都市局監修 平成 11 年 10 月）及び「横浜市環境影響評価技術指針」（横浜市 平成 23 年 6 月策定）を参考に選定しました。
調査の方法	<p>(1) 調査すべき情報</p> <p>①人と自然との触れ合いの活動の場の概況</p> <p>②主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況 注：地域交通の状況については、表 7.2-12(1) 参照。</p>	
	<p>(2) 調査の基本的な手法</p> <p>①人と自然との触れ合いの活動の場の概況</p> <p>【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。</p> <p>②主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 「①人と自然との触れ合いの活動の場の概況」の調査結果から、主要な人と自然との触れ合いの活動の場を抽出し、当該資料の収集及び整理を行います。</p> <p>【現地調査】 現地踏査及び聞き取り調査を行い、主要な人と自然との触れ合いの活動の場における利用状況を把握し、結果の整理及び解析を行います。</p>	
	<p>(3) 調査地域</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺の区域とします。</p>	
	<p>(4) 調査地点</p> <p>①人と自然との触れ合いの活動の場の概況</p> <p>【文献その他の資料調査】 「(3) 調査地域」と同じ、対象事業実施区域及びその周辺の区域とします。</p> <p>②主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 「(3) 調査地域」と同じ、対象事業実施区域及びその周辺の区域とします。</p> <p>【現地調査】 文献その他の資料調査を踏まえ選定した図 7.2-9 に示す主要な人と自然との触れ合いの活動の場 12 地点（瀬谷市民の森、海軍道路の桜並木、東野第一公園、瀬谷中央公園、境川沿い、鎌倉古道 北コース、鎌倉古道 南コース、野境道路、武相国境・緑の森コース、追分市民の森、矢指市民の森、上川井市民の森）とします。</p>	
	<p>(5) 調査期間等</p> <p>①人と自然との触れ合いの活動の場の概況</p> <p>【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とします。</p> <p>②主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とします。</p> <p>【現地調査】 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて、利用者が多い時期の状況について調査を行います。</p>	

表 7.2-10(4) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	人と自然との触れ合いの活動の場—主要な人と自然との触れ合いの活動の場
	影響要因の区分	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 関係車両の走行
予測の方法	(6) 予測項目	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行及び関係車両の走行に係る主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用性への影響とします。
	(7) 予測の基本的な手法	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行ルート及び関係車両の走行ルートとして想定される道路における交通量等の変化を予測し、利用特性への影響を予測します。
	(8) 予測地域	調査地域のうち、人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。
	(9) 予測対象時期等	工事の実施時については、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行台数が最大となる時期 ^{注1} とします。 土地又は工作物の存在及び供用時については、関係車両の走行が定常状態になる時期とします。
評価の方法	(10) 評価の手法	【環境影響の回避、低減に係る評価】 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行及び関係車両の走行による影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。

注1：都市計画対象事業の予測時期（工事中：ピーク時期、供用後：都市計画対象事業の供用時）において、その時期の他事業の影響も必要に応じて考慮し、影響を予測します。

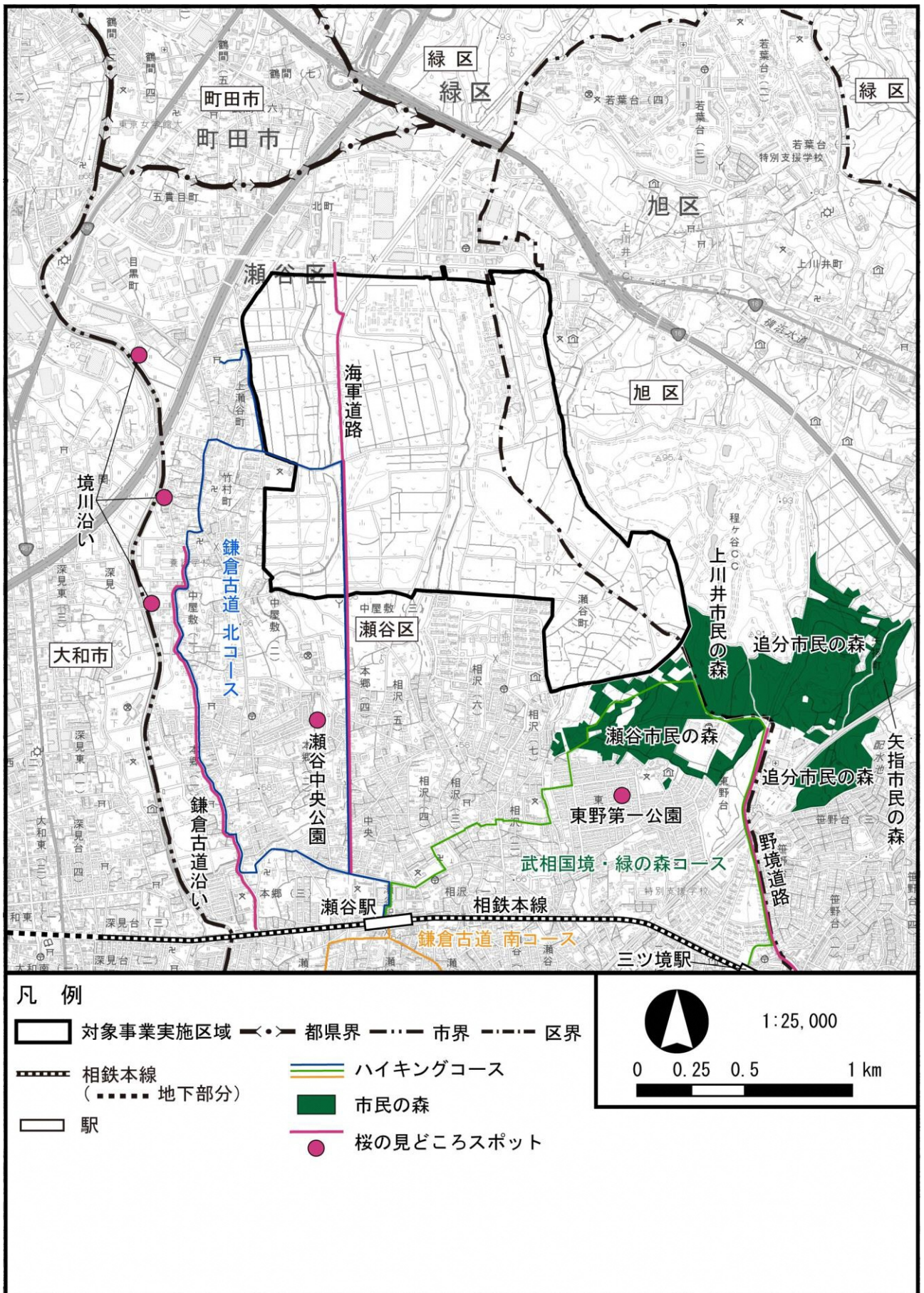


図 7.2-9 人と自然との触れ合いの活動の場の調査位置

7.2.11 廃棄物等及び温室効果ガス

廃棄物等に係る調査、予測及び評価の手法は、表 7.2-11(1)に、温室効果ガスに係る調査、予測及び評価の手法は、表 7.2-11(2)に示すとおりとしました。

表 7.2-11(1) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	廃棄物等－建設工事に伴う副産物
	影響要因の区分	造成工事の実施
手法の選定理由	事業特性及び地域特性を踏まえて「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」（建設省都市局監修 平成 11 年 10 月）及び「横浜市環境影響評価技術指針」（横浜市 平成 23 年 6 月策定）を参考に選定しました。	
調査の方法	(1) 調査すべき情報 ①廃棄物及び建設発生土の処理処分の状況 ②土地利用の状況	
	(2) 調査の基本的な手法 ①廃棄物及び建設発生土の処理処分の状況 【文献その他の資料調査】 横浜市における廃棄物及び建設発生土の処理・処分の状況等を、入手可能な最新の資料による情報の収集・整理により把握します。 ②土地利用の状況 【文献その他の資料、現地調査】 土地利用現況図等の入手可能な最新の資料による情報の収集・整理により調査します。 【現地調査】 必要に応じて現地踏査により調査します。	
	(3) 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺とします。	
予測の手法	(4) 予測項目 工事の実施に伴い発生する産業廃棄物及び建設発生土とします。	
	(5) 予測の基本的な手法 施工計画を基に建設工事に伴う副産物の種類ごとの発生量を推定するとともに、本事業で実行可能な再利用等の方法や、処理方法等を整理し、最終処分量を予測する方法とします。	
	(6) 予測地域 対象事業実施区域とします。	
	(7) 予測対象時期等 工事期間中とします。	
評価の方法	(8) 評価の手法 【環境影響の回避、低減に係る評価】 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、造成工事の実施による影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。	

表 7.2-11 (2) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	温室効果ガスー温室効果ガス
	影響要因の区分	建設機械の稼働 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 関係車両の走行
手法の選定理由		事業特性及び地域特性を踏まえて「横浜市環境影響評価技術指針」（横浜市平成23年6月策定）を参考に選定しました。
調査の方法	(1) 調査すべき情報 ①温室効果ガスに係る原単位の把握 ②排出抑制対策の実施状況	
	(2) 調査の基本的な手法 ①温室効果ガスに係る原単位の把握 【文献その他の資料調査】 「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」（環境省・経済産業省 令和元年7月）等により、予測式及び原単位を整理します。 ②排出抑制対策の実施状況 【文献その他の資料調査】 国及び関連地方自治体で取り組まれている地球温暖化対策等を整理します。	
予測の手法	(3) 予測項目 建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、関係車両の走行に係る温室効果ガスの排出量、削減の程度等とします。	
	(4) 予測の基本的な手法 建設機械の種類、台数等を整理の上、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」（環境省・経済産業省 令和元年7月）等に基づき、温室効果ガスの排出量を算定します。	
	(5) 予測地域 対象事業実施区域とします。	
	(6) 予測対象時期等 ①建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 工事期間中とします。 ②関係車両の走行 供用後、関係車両の走行が定常状態にある時期を対象とします。	
評価の方法	(7) 評価の手法 【環境影響の回避、低減に係る評価】 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行及び関係車両の走行による影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。	

7.2.12 地域社会

地域社会に係る調査、予測及び評価の手法は、表 7.2-12 に示すとおりとしました。

表 7.2-12(1) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	地域社会－交通混雑、歩行者の安全
	影響要因の区分	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 関係車両の走行
手法の選定理由		事業特性及び地域特性を踏まえて「横浜市環境影響評価技術指針」（横浜市平成 23 年 6 月策定）を参考に選定しました。
調査の方法	(1) 調査すべき情報 ①日常生活圏等の状況 ②地域交通の状況 ③歩行者の状況	
	(2) 調査の基本的な手法 ①日常生活圏等の状況 【文献その他の資料調査】 公共施設の位置、学区の状況、通学路の状況及び避難場所等の状況を、区民生活マップ等の入手可能な最新の資料による情報の収集・整理により把握します。 ②地域交通の状況 【文献その他の資料調査】 地域交通の状況を、「平成 27 年度全国道路交通情勢調査（道路交通センサス）一般交通量調査」（国土交通省 平成 29 年 6 月）等の入手可能な最新の資料による情報の収集・整理により把握します。 【現地調査】 主要交差点部における車種別・方向別・時間帯別の自動車交通量、渋滞の状況及び信号現示を現地調査により把握します。また、交差点における交差点形状、車線構成、道路幅員（車線別）、交通規制（交通標識、路面標識）及び横断歩道の長さ等を現地踏査により把握します。 ③歩行者の状況 【現地調査】 横断歩道において、歩行者自動車別・方向別・時間帯別の歩行者・自転車交通量を現地調査により把握します。また、歩行空間の幅員等を現地踏査により把握します。	
	(3) 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺並びに資材及び機械の運搬に用いる車両及び関係車両の走行の主要な運行ルートとして想定される道路及び工事施工ヤード周辺とします。	
	(4) 調査地点 ①日常生活圏等の状況 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺とします。 ②地域交通の状況 【文献その他の資料調査】 資材及び機械の運搬に用いる車両及び関係車両の運行ルートとして想定される対象事業実施区域及びその周辺の道路とします。 【現地調査】 図 7.2-10 に示す資材及び機械の運搬に用いる車両の運行ルートとして想定される主要交差点の 4 地点（地域社会 1～地域社会 4）及び関係車両の走行ルートとして想定される主要交差点の 6 地点（地域社会 1～地域社会 6）とします。 ③歩行者の状況 【現地調査】 図 7.2-10 に示す資材及び機械の運搬に用いる車両の運行ルートとして想定される主要交差点の 4 地点（地域社会 1～地域社会 4）及び関係車両の走行ルートとして想定される主要交差点の 6 地点（地域社会 1～地域社会 6）とします。	

表 7.2-12(2) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	地域社会—交通混雑、歩行者の安全
	影響要因の区分	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 関係車両の走行
調査の方法	(5) 調査期間等 ①日常生活圏等の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とします。 ②地域交通の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とします。 【現地調査】 道路交通量の状況を代表する平日及び休日の各1日とします。また、対象事業実施区域及びその周辺のイベント開催時期や季節を考慮した混雑期にも1回実施します。 ・平日(24時間)×1回 ・休日(24時間)×1回 ・混雑時(24時間)×1回 ※信号現示は朝(7時、8時)、昼(12時、13時)、夕(17時、18時)、夜(22時、23時)に各2回測定します。 ③歩行者の状況 【現地調査】 「②地域交通の状況」と同時期において各日12時間実施とします。 ・平日(12時間)×1回 ・休日(12時間)×1回 ・混雑時(12時間)×1回	
予測の方法	(6) 予測項目 ①交通混雑 工事の実施時については、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴う交通混雑(自動車)とします。 土地又は工作物の存在及び供用時については、関係車両の走行に伴う交通混雑(自動車)とします。 ②歩行者・自転車の安全 工事の実施時については、工事中の歩行者・自転車の安全とします。 土地又は工作物の存在及び供用時については、関係車両等の走行に伴う歩行者・自転車の安全とします。	
	(7) 予測の基本的な手法 ①交通混雑 交差点需要率の算出等により、交通混雑の程度を予測します。 ②歩行者・自転車の安全 歩行者・自転車の状況等と施工計画及び事業計画を重ね合わせ、現状の交通安全施設の整理と、本事業で実施する安全対策等を整理することで定性的に予測します。	
	(8) 予測地域 工事の実施時については、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行ルートとして想定される対象事業実施区域及びその周辺の道路並びに資材及び機械の運搬に用いる車両と歩行者・自転車との交錯頻度が高い工事施工ヤード周辺とします。 土地又は工作物の存在及び供用時については、関係車両の走行ルートとして想定される対象事業実施区域及びその周辺の道路とします。	
	(9) 予測地点 ①交通混雑 図7.2-10に示す資材及び機械の運搬に用いる車両の運行ルートとして想定される主要交差点の4地点(地域社会1～地域社会4)及び関係車両の走行ルートとして想定される主要交差点の6地点(地域社会1～地域社会6)並びにこれらのルート沿道とします。 ②歩行者・自転車の安全 図7.2-10に示す資材及び機械の運搬に用いる車両の運行ルートとして想定される主要交差点の4地点(地域社会1～地域社会4)及び関係車両の走行ルートとして想定される主要交差点の6地点(地域社会1～地域社会6)並びにこれらのルート沿道とします。	

表 7.2-12(3) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	地域社会—交通混雑、歩行者の安全
	影響要因の区分	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 関係車両の走行
予測の方法	<p>(10) 予測対象時期等 工事の実施時については、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行台数が最大となる時期^{注1}とします。 土地又は工作物の存在及び供用時については、関係車両の走行が定常状態になる時期とします。</p>	
評価の方法	<p>(11) 評価の手法 【環境影響の回避、低減に係る評価】 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行及び関係車両の走行による影響が、事業者により実行可能な範囲内のできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。</p>	

注1：都市計画対象事業の予測時期（工事中：ピーク時期、供用後：都市計画対象事業の供用時）において、その時期の他事業の影響も必要に応じて考慮し、影響を予測します。

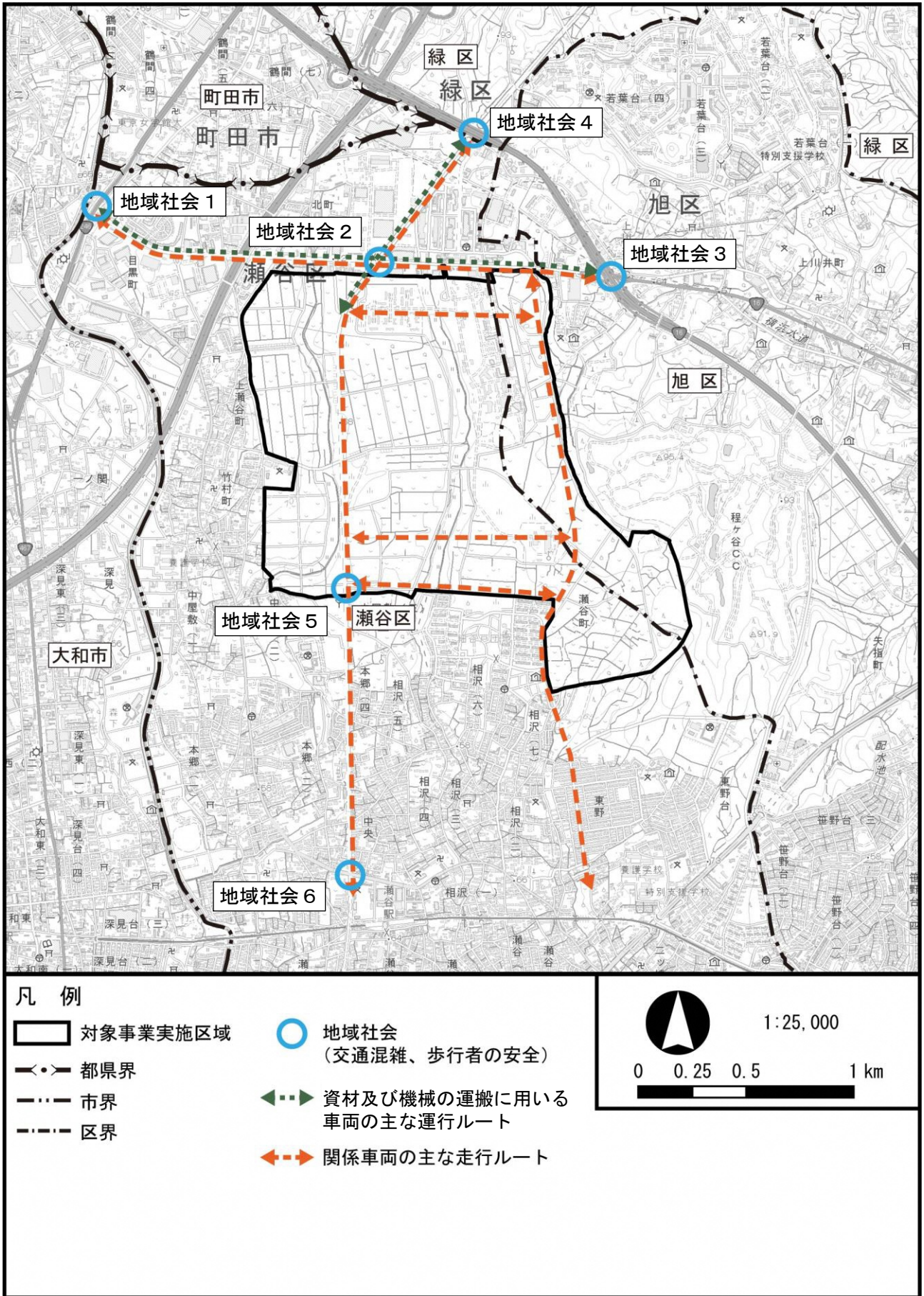


図 7.2-10 地域社会（交通混雑、歩行者の安全）の調査位置

7.2.13 文化財等

文化財等に係る調査、予測及び評価の手法は、表 7.2-13 に示すとおりとしました。

表 7.2-13 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	文化財等—文化財等
	影響要因の区分	造成工事の実施
手法の選定理由		事業特性及び地域特性を踏まえて「横浜市環境影響評価技術指針」（横浜市平成 23 年 6 月策定）を参考に選定しました。
調査の方法	(1) 調査すべき情報 ①埋蔵文化財包蔵地の状況 ②関係法令、計画等	
	(2) 調査の基本的な手法 ①埋蔵文化財包蔵地の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料による情報の収集・整理により調査します。 【現地調査】 必要に応じて現地踏査により調査します。 ②関係法令、計画等 【文献その他の資料調査】 下記法令等の内容を整理します。 ・「文化財保護法」 ・「横浜市文化財保護条例」	
	(3) 調査地域 文化財の特性を踏まえ、調査地域における文化財に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として対象事業実施区域及びその周辺とします。	
予測の方法	(4) 予測項目 工事に伴う埋蔵文化財包蔵地の改変の程度とします。	
	(5) 予測の基本的な手法 埋蔵文化財包蔵地の位置と施工計画を比較し、改変の程度を定性的に予測します。	
	(6) 予測地域 調査地域のうち、埋蔵文化財包蔵地への影響が想定される地域とします。	
評価の方法	(7) 予測対象時期等 工事期間中とします。	
	(8) 評価の手法 【環境影響の回避、低減に係る評価】 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、造成工事の実施による影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。	

7.3 専門家の助言の内容及び専門分野

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に当たって、参考とした各専門家の助言は、表 7.3-1 に示すとおりです。

表 7.3-1(1) 専門家の助言（鳥類）

専門分野		所属機関 の種別	助言内容
動物	鳥類	博物館	<ul style="list-style-type: none"> ・ 北側の谷戸部においてツミが数例確認されており、相沢川河畔の樹林において、ツミの繁殖の可能性もある。そのため、北側の谷戸部を見通せる北東側を猛禽類定点の調査地点のひとつとした方が良いと考えられる。 ・ 調査に当たって、車の走行できる区域については、自動車センサス（自動車での移動による鳥類確認調査）を行うと効率的である。 ・ フクロウ類の繁殖期については、コールバック法は繁殖障害・かく乱の可能性があるため、ボイスレコーダー法の活用が望ましい。 ・ その他繁殖の可能性のある猛禽類としては、オオタカ、チョウゲンボウのほかに、ノスリが挙げられる。 <p>草地環境では、タマシギ、ヒクイナ、ウズラの生息に十分留意する必要がある。</p>

表 7.3-1 (2) 専門家の助言（魚類・底生生物、昆虫類）

専門分野	所属機関 の種別	助言内容
動物	魚類・ 底生動物 博物館	<ul style="list-style-type: none"> ・帷子川水系のホトケドジョウの確認地点は三面張り水路であるが、この付近に寺院があり、その寺院の下に広大な湿地があり、そこが産地となっている。 ・この辺りの谷戸の湧水は、「湧く」というより「浸み出す」といった湧水である。 ・ホトケドジョウは在来種であると考えられる。 ・ヤマサナエについては、最近の水質の改善により、生息域・個体数が回復しているが、神奈川県内ではごく限られている種である。本種は保全すべき種である。 ・底生動物の重要種（マルタニシ）については、外来種である可能性が高いことから、遺伝子レベルでの分析が必要であると考えられる。 ・ミナミメダカについては、手に入りやすいミナミメダカ（ヒメダカ）やその交雑個体であるものが多く、個体群に導入されたか、生息していない箇所にミナミメダカ（ヒメダカ）の集団が導入されたかのいずれかであると考えられ、遺伝子レベルの検討が必要である。 ・ドジョウについては、中国由来の外来系統と在来系統のいずれかと考えられ、遺伝子レベルの検討が必要である。
	昆虫類 博物館	<ul style="list-style-type: none"> ・夏季調査は、盛夏に行うと昆虫類の活動が鈍ることから適切ではなく、8月調査では遅いといえる。春季・初夏・夏季は概ね以下の時期とすべき。 <ul style="list-style-type: none"> ・春季：4月後半から5月上旬まで ・初夏：5月下旬から6月中旬まで ・夏季：6月下旬から7月下旬まで ・良好な草地環境があることから、クツワムシの生息が考えられる。クツワムシは出現時期が限定される一方、鳴き声が特徴的であることから、夜間の踏査により確認を行うことが適切である。調査時期は8月下旬から9月が望ましい。 ・重要種の確認状況や環境条件から、ネアカヨシヤンマが生息している可能性がある。ネアカヨシヤンマは日没前（18:00～19:00）に飛翔するため、ライトトラップの設置と併せてヤナギ群落や休耕田周辺を確認するなど、この時間帯に合わせた調査が必要である。 ・コマルケシゲンゴロウは県内数か所しか確認されていない希少性の高い（ランク：CR相当）種であり、周辺に生息することが考えられる。

表 7.3-1 (3) 専門家の助言（植物、その他の環境）

専門分野	所属機関の種別	助言内容
植物	博物館	<ul style="list-style-type: none"> ・ エビネについては、植栽個体である可能性がある。比較的よくみられ、国、県レベルでは希少性はそれほど高くないが、減少率は高く、地域としては、配慮が必要である。 ・ 春先には、ムクノキの周辺にイチリンソウが確認されるなど、この時期にしか確認できない種の生育も考えられる。 ・ 各植生区分に対して1地点は植生調査地点を設置する必要がある。特に、植生区分でヤナギ群落が確認されていることから、植生調査地点に追加した方がよい。 ・ 面積の広いところは植生調査地点を複数設置した方がよい。植物相の反映の観点から、夏季だけでなく春季も調査を行い、手法的には調整が必要であるが、群落組成に反映した方がよい。
その他環境	博物館	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該地域は、草地が長い間維持され、かつ農薬を使っていない環境となっている。人為的利用のない場所は絶滅危惧種の逃げ場（生息・生育環境）となる。 ・ 相沢川沿いの湿性環境は、部分的に水田が残され、その他の箇所も休耕田の湿地や畑地沿いの草地環境が残されていることから、重要な環境であると考えられる。湧水・湿性環境は留意して調査を行うべきである。 ・ 航空写真によって地歴を追うと、人為的改変の有無・状況が把握できる。米軍・自衛隊敷地は、人の立ち入りがなく、かつ管理された土地であるため、良好な環境が残されていることが多い。

第8章 環境影響を受ける範囲と認められる地域

8.1 環境影響を受ける範囲と認められる地域

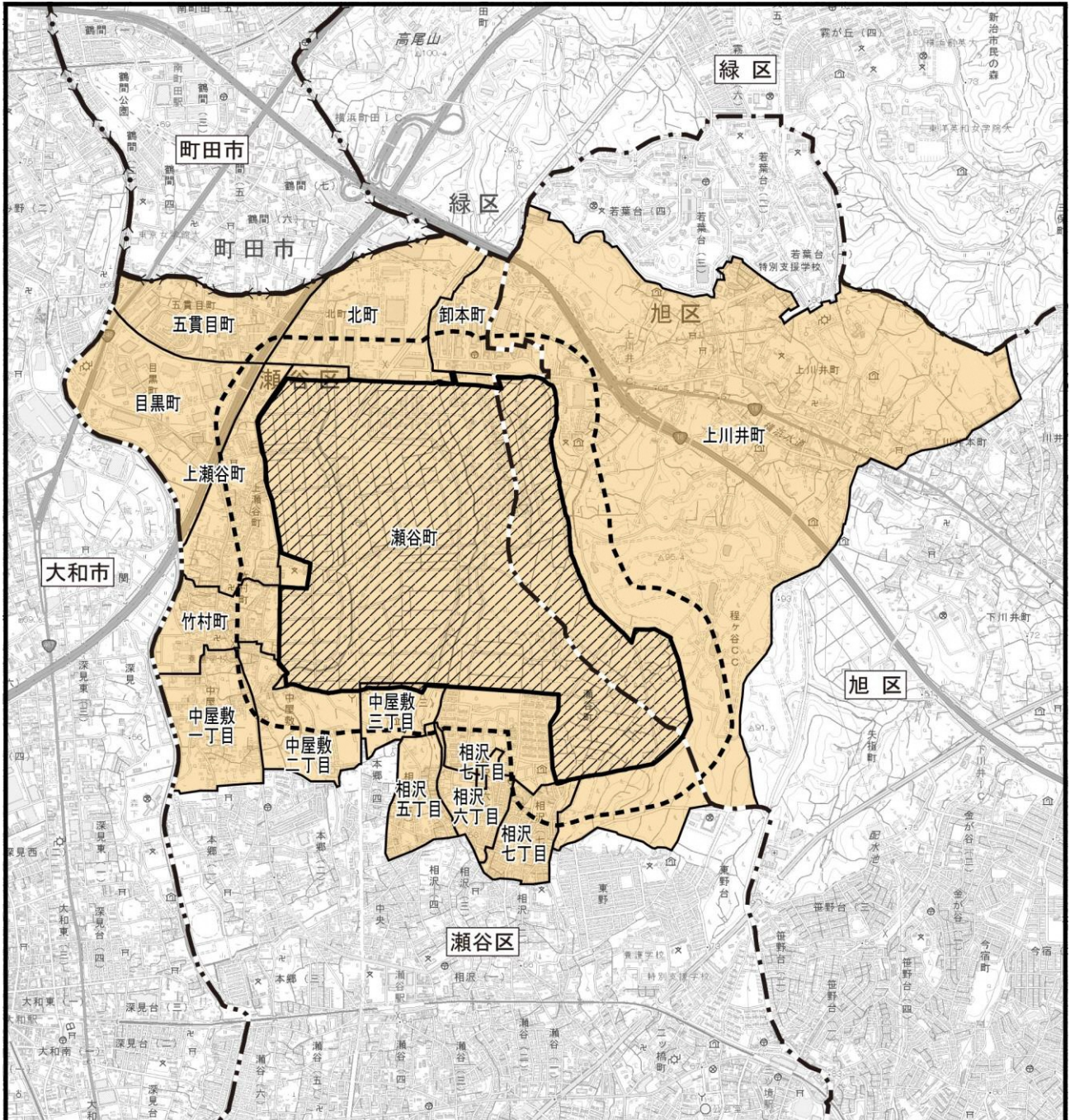
「都市計画主務省令第7条の規定により読み替えて適用される改正主務省令第18条」による環境影響を受ける範囲と認められる地域については、「面整備事業環境影響評価技術マニュアル（Ⅱ）」（平成11年11月5日、面整備事業環境影響評価研究会）や「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所平成25年3月）を参考に、大気質、騒音、振動、動物、植物、生態系の項目について検討した結果、対象事業実施区域の区域境界から約200mとし、図8-1に示します。

8.2 方法書対象地域







市条例による方法書対象地域（方法書の内容について周知を図る必要がある地域）は、「8.1 環境影響を受ける範囲と認められる地域」で示した環境影響を受ける範囲と定められる地域にかかる自治体とし、表8-1及び図8-1に示します。

表 8-1 方法書対象地域

自治体名	町名
横浜市 瀬谷区	瀬谷町、北町、五貫目町、目黒町、上瀬谷町、竹村町、中屋敷一丁目、中屋敷二丁目、中屋敷三丁目、卸本町、相沢五丁目、相沢六丁目、相沢七丁目
横浜市 旭区	上川井町



凡例

-  対象事業実施区域
-  都県界
-  市界
-  区界
-  区域境界から200m圏
-  方法書対象地域

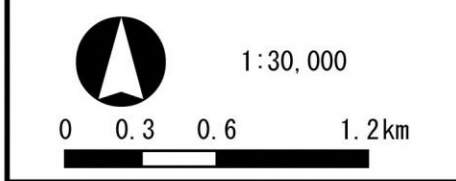


図 8-1 環境影響を受ける範囲と認められる地域及び方法書対象地域

